

レコードキーピング／アーカイビングとその担い手 に関する理論的研究：レコード・コンティニューム 理論からのアプローチ

清原，和之

<https://hdl.handle.net/2324/6787684>

出版情報：Kyushu University, 2022, 博士（ライブラリーサイエンス），課程博士
バージョン：
権利関係：



レコードキーピング／アーカイビングとその担い手に関する理論的研究

ーレコード・コンティニューム理論からのアプローチー

A Theoretical Study on Recordkeeping/Archiving and its Agents

: An Approach from the Records Continuum Theory

清原 和之

KIYOHARA Kazuyuki

学籍番号：3FS18201T

九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程

2018年4月入学

目次

序論.....	1
第一節 アーカイブズとアーキビスト	1
第二節 レコードキーピング／アーカイビングとその担い手をめぐる諸問題	5
第三節 本研究の課題.....	10
第一章 オーストラリアにおけるレコードキーピング実践とレコード・コンティニュー ラム理論の生成	12
第一節 オーストラリアにおけるレコードキーピングの伝統.....	12
1.1 保管からポスト保管へーオーストラリアのアーカイブズ機関の役割の変容ー ...	12
1.2 残された文書の保管から、遺すという行為の管理へ	17
第二節 レコード・コンティニューラム理論とは何か	19
2.1 レコード・コンティニューラム理論の生成	19
2.2 レコード・コンティニューラム理論の一解釈ー記憶の管理の視点からー	21
第三節 コンティニューラム理論の新たな展開ー「レコードキーピング情報学」と 「アーカイブ的多元宇宙」ー	23
3.1 「レコードキーピング情報学」	23
3.2 「アーカイブ的多元宇宙」	25
おわりに.....	28
第二章 現代組織におけるレコードキーピングに関する諸問題ー技術、人、専門職ー	29
はじめに.....	29
第一節 組織のレコードキーピングにおける「人の問題」	29
第二節 情報文化アセスメント・フレームワークの検討.....	33
2.1 組織における記録・情報管理の文化的特性.....	33
2.2 「情報文化アセスメント・フレームワーク」	36
第三節 コンティニューラム・モデルに基づく課題の焦点化とレコードキーピング 専門職の役割.....	40
3.1 ミンツバーグのコンフィギュレーション論.....	40
3.2 適正なレコードキーピングのためのコンフィギュレーションの方向性.....	42
おわりに.....	45
第三章 参加型レコードキーピングと記録の多元的管理の可能性ーオーストラリア における「奪われた世代」問題を事例としてー.....	47

はじめに.....	47
第一節 オーストラリアにおける先住民問題とアーカイブズ、アーキビスト	48
1.1 オーストラリア社会における先住民との「和解」のプロセス.....	48
1.2 1990年代におけるアーカイブズ界の先住民問題への応答	50
第二節 制度的アーカイブズをめぐる諸問題	52
2.1 同化政策期オーストラリア政府諸機関の記録管理の検討.....	52
2.2 和解の試みとしての「信頼と技術」プロジェクト	55
2.3 「私たちの」記録を「私たち自身で」管理する	58
2.4 記録の「共同作成者」としての先住民の権利	60
第三節 参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデルの考察.....	63
3.1 G.ローランの参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデル.....	63
3.2 参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデルの検討.....	67
おわりに.....	72
第四章 コミュニティ・アーカイビングと公共性—記録の共有・継承における コミュニティと専門職—	76
はじめに.....	76
第一節 「アーカイブ的転回」と「アーカイブ」	78
第二節 コミュニティ・アーカイビングと公共性.....	80
2.1 イギリスにおけるアクティビスト・コミュニティのアーカイビング実践	80
2.2 コンティニュームからみるコミュニティ・アーカイブと公共性.....	84
おわりに.....	88
結論 混沌から秩序へ、せめぎ合いから複数性のもとでの多元宇宙の生起へ.....	89
参考文献	93

序論

アーカイブズとは何か。この問いは、近代アーカイブズ制度が確立し、科学としてのアーカイブズ学が成立して以来、現代に至るまで幾度となく投げかけられてきた。他方、それと関連して、アーカイブズを管理・保存・利用提供する専門職たるアーキビストという存在の在り方も、同様に議論の俎上に載せられてきた。この学問的、および、実践的な存立基盤そのものへの問いかけが度々なされてきたことは、翻って、アーカイブズ学の研究と実践に関わる人びとが、移り変わっていく社会の諸変化に真摯に応答してきたことの証左でもあろう。それでは、その変化とは何であり、何が問われることとなったのか。まずはこの点を、資料管理のあり方と、その管理の担い手という二つの観点から、整理しておきたい。

第一節 アーカイブズとアーキビスト

国や地方の行政機関から民間の企業、様々な団体から家族まで、あらゆる組織体はその活動の過程で文書を生み出し、利用し、それらは何らかの必要性ゆえに保存・蓄積され、あるいは廃棄される。こうした社会のなかで日々営まれる業務や活動の記録の総体がアーカイブズといわれる。国際アーカイブズ評議会監修による用語集では、アーカイブズは以下のよう

- (1) ある法人あるいは個人が、その活動の過程で作成、受領し、さらに組織固有の必要のために、それを形成させる主体あるいは後継者によって保管されるか、あるいはアーカイブズ上の価値ゆえに、適正な資料保管組織に移管される資料の総体で、日付、形態、物的支持体の如何を問わない。
- (2) アーカイブズ資料の処理、目録化、保存、公開のための専門機関
- (3) アーカイブズを保存、公開するための建物¹⁾

¹⁾ P. Walne ed., *Dictionary of Archival Terminology/ Dictionnaire de terminologie archivistique*, 2nd rev. ed., K·G·Saur, 1988, p. 22. 仏語の原文は以下のとおり。” (1) Ensemble des *documents*, quels que soient leur date, leur forme et leur support matériel, produits ou reçus par toute personne physique ou morale, et par tout service ou organisme public ou privé, dans l'exercice de leur activité, et qui sont soit conservés per leur créateur ou ses successeurs pour leurs besoins propres, soit transmis à l'institution d'archives (2) compétente en raison de leur *valeur archivistique*. (2) Institution responsable de la prise en charge, du traitement, de l'inventaire, de la conservation et de la *communication des archives* (1), dite aussi service d'archives (2). (3) Bâtiment ou partie de bâtiment où sont conservés et communiqués *des archives* (1), dit aussi dépôt d'archives.”

この定義にしたがえば、アーカイブズとは、個人または法人がその業務や活動の過程で形成し、アーカイブズ的価値ゆえに保存された資料のかたまりである。また、図書館や博物館等のような外部から収集されたコレクションを収集する組織とは本来的に異なり、資料作成組織である親機関に關係する資料の移管を受ける専門組織が、元来、公文書館や文書館などと呼ばれるアーカイブズ機関とされてきた。しかしながら、アーカイブズ資料はあらゆる組織体によって生み出され、蓄積されるのであるから、必ずしも文書管理専門の機関に移管されるとは限らない点には注意が必要である。

ところで、先の定義はフランス語のもので、以下に引用するように、同じアーカイブズの第1の定義でも、英語のものはそれとは若干異なる意味内容となっている。

(1) 非現用記録で、選別を経ているか否かにかかわらず、記録の作成に責任を持つ者、またはその機能の継承者によって、自らの利用のために保存されているもの、または、アーカイブズ的価値の故に適切なアーカイブズ機関によって保存されているもの²⁾

両者の決定的な違いは、英語の方が「アーカイブズは非現用記録」であるとする、フランス語の定義には無い定義づけをしている点で、これにはアメリカの影響がみてとれる。19世紀以来のヨーロッパ的な伝統では、アーカイブズとは、何らかの組織体による活動の過程で作成、ないし、受領され、蓄積された資料の総体で、時間とは無関係な概念であった。ところが、20世紀の2つの世界大戦に伴う国家行政の肥大化は、文書量の膨大化を不可避とした。そして、とりわけ、戦後のアメリカにおいて、業務の効率化のための文書の削減を目的としたレコード・マネジメントの領域が立ち現れ、次第に、業務上は不要だが永続的な価値をもつ文書のみを保存するアーカイブズ管理の領域とは区別されていった³⁾。こうして、アメリカのアーカイブズ学に影響を与えたセオドア・シェレンバーグが述べているように、「参照や調査研究のために永続的な保存価値を判断された記録 (records)」はアーカイブズ機関に保管されるべき⁴⁾とし、業務上使用される記録をレコード、調査研究のために価値をもつ記録をアーカイブズというように両者をはっきりと区別する考え方が主流となってい

²⁾ Ibid, p. 22. 英語の原文は以下のとおり。"(1) *Non-current records* preserved, with or without selection, by those responsible for their creation or by their successors in function for their own use or by an appropriate *archives* (2) because of their *archival value*."

³⁾ アメリカでのレコード・マネジメントの導入の経緯について、詳しくは以下を参照。坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本—』勉誠出版、2016年、211-224頁。

⁴⁾ T. R. Schellenberg, *Modern Archives: Principles and Technique*, University of Chicago Press, Chicago, 1956, p. 16.

った。このレコードとアーカイブズを区別する二元論的な考え方にに基づき、記録を人間の一生のように捉えて段階ごとに管理する考え方は、ライフサイクル論と呼ばれる。すなわち、業務上頻繁に利用される段階を現用、あまり利用されなくなって書庫の奥などに入れられた段階を半現用、全く使用されなくなった段階を非現用とする、時間の経過に沿った線形的なアプローチである。こうした見方が先の英語のアーカイブズを非現用記録と捉える定義にも反映されているといえよう。

しかしながら、20世紀末以降の情報技術（IT）の進展と電子記録の増大は、記録の性質と業務環境の根本的な変容をもたらすこととなった。すなわち、原局の段階から紙などの物理的媒体にせざとも業務が完結し、記録が物理的に残され、非現用になったらアーカイブズに移動させるということが必ずしも必要で無くなったため、記録とは何かという問題や、記録からアーカイブズへという時の流れに沿った見方が、あらためて問われることとなった。こうしたなかで、オーストラリアにおいて現れてきたのが、従来の記録管理とアーカイブズ管理を統合し、記録の作成から管理、保存、処分までを一元的、かつ、包括的に捉える「レコードキーピング」という概念である。この概念は、以下のように定義される。

記録された情報の形式において、業務上の行為における完全で正確な、信頼できる証拠を生み出し、保持すること。レコードキーピングには、業務活動の過程における記録の作成が含まれ、適切な記録の生成を保証する手段でもある。すなわち、レコードキーピング・システムの設計、設置、運用。業務のなかで使用されるレコード（伝統的にはレコード・マネジメントの領域としてみなされていた）、および、アーカイブズ（伝統的にはアーカイブズ管理の領域とみなされていた）の管理⁵⁾。

このように定義されるレコードキーピングにおいては、記録とは物理的実体ではなく、論理的な対象と考えられ、レコードキーピングのシステムと枠組みのもとで、完全で正確な信頼できる証拠としての記録が保持されるものと考えられている。しかしながら、現代のデジタル環境におけるウェブ技術の深化、ソーシャル・メディアの台頭、ビッグデータの利活用の普及は、証拠としての情報の信頼性、完全性、真正性を支えるコンテキストよりも、コンテンツが優先され、あらゆる情報はますますデータとして断片化し、まさに制御不能なカオスに陥っている状況にもみえる。こうした状況下にあつて、記録とは、アーカイブズとは何であり、レコードキーピングはいかに可能なのであろうか？

他方、ここまでみてきたような情報環境の変容は、専門職としてのアーキビストのあり方にも多大な影響をもたらしてきた。それでは、アーキビストは、従来、いかなる存在として考えられてきたのだろうか。先述のアーカイブズの定義にみられるように、アーカイブズと

⁵⁾ Glossary of Records Management Terms. Canberra: National Archives of Australia, 2007.
<http://www.naa.gov.au/records-management/publications/glossary/index.aspx#r>

は何らかの資料作成母体の活動の過程で「かたまり」として生み出され、蓄積される資料の総体であり、19世紀以来のヨーロッパ的伝統の下でアーキビストに求められたのは、そうした資料の「かたまり」としての秩序を維持し、その有機的なまとまりをもつ資料群全体を保存することであった⁶⁾。それゆえ、20世紀初頭にアーカイブズ理論の確立に寄与したイギリスのヒラリー・ジェンキンソンは資料群の秩序や出所に対するいかなる解釈・介入をも認めない「受け身の」存在として、アーキビストを捉えた⁷⁾。国家の役人によって「自然に」残された資料をそのままのかたちで引き継ぎ、保存する者として、ジェンキンソンの描くアーキビストは中立的で客観的な記録の保護者たりえた。しかしながら、アーキビストの手が加えられていないことによって担保されたアーカイブズ資料の「客観性」には、それを作成した役人の価値判断、資料の選別廃棄という行為が加えられていた。そこには作成者側からの強い偏見が存在しており、ジェンキンソンのいうアーキビストはその作成者の価値観を保持するものであったといえる。さらに、世紀が進むにつれ深刻化していった国家業務の肥大化による文書量の増大はアーキビストによる資料への介入を不可避にした。「アメリカ評価選別論の父」と呼ばれるシェレンバーグは歴史研究者などの利用者のための「歴史的価値」という観点からアーカイブズ資料を評価選別する役割をアーキビストに求めた⁸⁾。こうして、アーカイブズとは、膨大な資料全体のなかから、アーキビストによって価値判断が加えられた結果遺された、少数の資料を意味することとなった。さらに、20世紀末以降の電子記録の登場は、アーキビストの記録作成段階への介入を不可避とし、証拠としての記録の作成、維持、管理、処分に関わるレコードキーピングの枠組みを設計することに積極的に関与する役割が求められることとなった。カナダのアーキビスト・アーカイブズ学研究者のテリー・クックの表現を借りれば、「アーキビストたちはかれら自身の「記憶の家」を意欲的に建設していく者になったのである」⁹⁾。この言葉を直截に受け取れば、アーキビストは過去を処理し、想起すべき未来を規定する者、記憶を管理する者として捉えることができよう。果たして、こうした資料を遺し、伝えていく営為は、アーキビストのみによって行われるべきなのであろうか。

⁶⁾ S. Muller, J. A. Feith and R. Fruin eds., *Manual for the Arrangement and Description of Archives*, 1898, second edition 1920, translation of the Second ed., by Arthur H. Leavitt, The Society of American Archivists, 2003.

⁷⁾ Hilary Jenkinson, *A Manual of Archive Administration, Including the Problems of War Archives and Archive Making*, the Clarendon Press, Oxford, 1922.

⁸⁾ Schellenberg, *op.cit.*

⁹⁾ Terry Cook, "What is past is prologue: a history of archival ideas since 1898, and the future paradigm shift", *Archivaria*, 43, 1997, p. 46 [(塚田治郎訳)「過去は物語の始まりである—1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」、『入門 アーカイブズの世界』日外アソシエーツ、2006年、166頁。]

第二節 レコードキーピング／アーカイビングとその担い手をめぐる諸問題

資料は何のために保持されるのか。それは、作成母体の業務上の価値を有するためであったり、利用者にとっての歴史的・文化的な価値を有するためなど、様々であろう。そして、20世紀末のオーストラリアで概念化されたレコードキーピングという発想には、アカウントビリティを果たすための価値が明確に打ち出されることとなった。すなわち、社会との関係性において、組織体は自らの諸活動を市民、ないし、利害関係者に対して説明・報告するために、その証拠としての記録を作成し、保持することが求められたのであった。それでは、このような資料に与えられる様々な価値を付与する主体とは、誰なのであろうか。

ここで、記録を生み出す組織におけるレコードキーピングについて、考えてみたい。オーストラリア的な発想では、記録とアーカイブズとは区別されず、記録された情報はその初めからアーカイバルなものとして見做される。すなわち、「業務行為の文書化は記録が作成された時からアーカイバルなものであり、そのアーカイバル・ドキュメントはそれが存在する限り証拠的価値を保持する」¹⁰⁾。ここで重要なのは、記録や文書が単にそれ自体としては考えられておらず、文書が生み出される業務上のコンテキストとプロセスのなかで捉えられている点である。そして、記録を生み出し、管理し、保存し、処分するレコードキーピングの諸活動は、行為者が遂行する業務プロセスによって制御され、その業務は組織における法や規則に基づく権限の下で遂行される。それゆえ、組織は何らかの機能と活動を遂行する責任を有するが、それはその組織が属する社会との関連において、社会的な目的のもとで（あるいは、社会的な課題を受けて）行われるものと考えられる¹¹⁾。こうした社会と組織、組織における機能、機能に基づく業務、業務遂行のための記録の作成という連関した体制のもとで、特定の意味が与えられた記録が生成され、保持され、共有される。オランダのアーキビストであるエリック・ケテラールはこれを「アーカイビングのコンテキスト」と呼ぶが(図 0.1)、このようなレコードキーピングの連鎖を通じて生み出される記録への意味付与、すなわち、何を文書化するか、何を記録として捕捉するか、何をどのくらいの期間保持し、何を選別廃棄するのか、どのように分類整理するのか、なぜそれらの行為を行うのか、という諸決定は、記録作成者によってだけでなく、組織の管理責任者、レコード・マネージャーやアーキビスト

¹⁰⁾ Sue McKemmish and Frank Upward, “the archival document: a submission to the inquiry into Australia as an information society”, *Archives and manuscripts*, 19, 1991, pp. 19-20.

¹¹⁾ Eric Ketelaar, *Archiving People: A social history of Dutch Archives*, Stichting Archiefpublicaties, 2020, p. 19; Hans Hofman, “The Archive”, in Sue McKemmish et. al., eds., *Archives: Recordkeeping in Society*, Charles Sturt University, 2005. p. 138. 行為主体、業務、活動、記録それぞれの関係性を表現したホフマンの図式に、ケテラールは「社会的課題 (Societal Challenges)」という実体を加えている。

等の専門職、さらには、監査人、記録対象者、歴史家などの研究者から、ユーザーまで、多様な主体による関与のもとで行われうるものと考えられる。

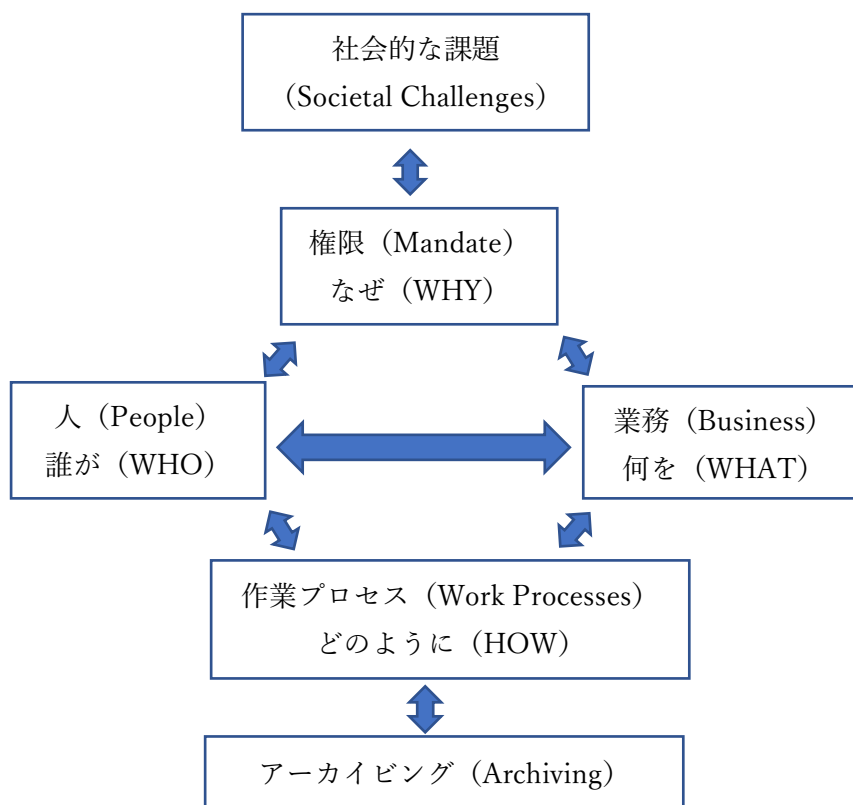


図 0.1 アーカイビング・コンテキストのモデル (Eric Ketelaar, *Archiving People: A Social History of Dutch Archives*, Stichting Archiefpublicaties, 2020, p. 19 より)

このような社会の中で生み出される記録を取り巻くコンテキスト、その記録への様々な行為主体による意味付与を、記録の生成から組織や個人における管理、そして、公共空間での共有までに至る一連の過程として統合的に捉え、それをレコード・コンティニウム・モデルとして提示したのが、オーストラリアのフランク・アップワードであった¹²⁾。このモデルは、電子的レコードキープ環境における記録の真正性と信頼性の問題と組織的、社会的なアカウントビリティを果たすための記録管理という課題への応答として理論化され、

¹²⁾ Frank Upward, “Structuring the Records Continuum- Part One: Postcustodial principles and properties”, *Archives and Manuscripts*, 24(2), 1996, pp. 268-285; Upward, “Structuring the Records Continuum- Part Two: Structuration Theory and Recordkeeping”, *Archives and Manuscripts*, 25(1), 1997, pp. 10-35.

その後、記録管理のオーストラリア国内標準 AS 4390、そして、国際標準 ISO 15489 の開発にも影響を与えることとなった。また、オーストラリア国内のアーカイブズ機関の権限に関わる法的な改正や、レコードキーピング・システムの設計と実施のためのガイドラインの開発なども進められていった。この理論については次章以降で詳述し、検討を加えていくが、ここで確認しておきたいのは、レコード・コンティニューアムの見方では、記録は、従来の特にアメリカにおいて特徴的であった、業務上作成され、使用されるレコードと、永続的な価値を持つアーカイブズというような二元論的な定義づけをせず、その生成時からアーカイバルなものとして捉えられ、ある時空間のもとで証拠として固定化されるとともに、時空間を通じた動的で多層的なコンテキスト化によって、「常に変化のプロセスの中にある」¹³⁾ものとして捉えられている点である。また、「レコード・コンティニューアム・モデルは、レコードキーピングとアーカイビングの統合されたプロセスである」¹⁴⁾ともいわれる。ここでのレコードキーピングとアーカイビングは表裏の関係で捉えられている。すなわち、「レコードキーピング」とは、証拠としての記録を適正に作成し、管理し、保持し、利用可能にし、処分するためのあらゆる営為を包含する枠組みである。他方、「アーカイビング」とは、記録の生成に関わる当事者、記録の表象する活動に責任を有する単位、単位が属する組織、組織が属する社会といった諸主体間での記録の共有を意味する¹⁵⁾。そして、重要なのは、このようなレコードキーピング／アーカイビングの統合された枠組みのもとの記録への意味付与をめぐっては、それぞれの次元に関わる諸主体による合意と認証をめぐるせめぎ合いの契機が胚胎していることである。

では、レコード・コンティニューアム・モデルが提示されて以降の現代社会における記録の管理と共有をめぐって、何が問われてきているのだろうか。まず挙げられるのは、先のようなコンティニューアム思考に基づくレコードキーピングの枠組みとその一貫したプロセスは、現代のデジタル環境において、十分に定着していない、という問題である。コンティニューアム・モデルを提示したアップワードらは、2013年の論考で、モノ的思考に基づく記録という理解が「データ、ドキュメント、情報、アーカイブ、ないし、多様なアーカイブズへとぼやけさせてしまい」¹⁶⁾、カオスを増大させている、と警鐘を鳴らす。そして、この危機を解

¹³⁾ S. McKemmish, “Are Records Ever Actual?”, in S. McKemmish and M. Piggott, eds., *The Records Continuum*, Clayton, Ancora Press, 1994, p. 200.

¹⁴⁾ S. McKemmish, “Recordkeeping in Continuum: An Australian Tradition”, in A. Gilliland, S. McKemmish and A. Lau eds., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, Clayton, 2017, p. 140.

¹⁵⁾ 中島康比古「レコードキーピング・アーカイビングを支えるもの—「マクロ評価選別の昨日、今日、明日」補遺」、『レコード・マネジメント』(58)、2010年、21頁。

¹⁶⁾ F. Upward, B. Reed, G. Oliver, J. Evans, “Recordkeeping Informatics: Re-figuring a discipline in crisis with a single-minded approach”, *Records Management Journal*, 23(1),

消するには、記録に対するモノ的思考ではなく、一貫性 (a single minded) に基づくプロセス指向のレコードキーピングとコンティニューム思考が重要であることを改めて主張している。単なる情報の集積と検索の利便性では、正確にその情報オブジェクトを評価しえず、それゆえ、行為の証拠をもたらす業務過程と結びついたレコードキーピング・メタデータの付与は不可欠であろう。また、情報関連専門職の専門分化に対し、情報専門職の合流・協働の必要性も指摘されている。証拠ないし記憶としての確かな記録を生成し、維持管理していくために、技術のみに拠らない、「人間に基礎をおいた行為と制御」¹⁷⁾が求められている。

次に問われているのは、アーカイブズとレコードキーピングの理論と実践が、オーストラリアを含む、「西ヨーロッパと北半球で表明された原則、概念、そして倫理のコア・セットで構成されたパラダイムを参照」¹⁸⁾していることに関わる問題である。このような西洋的なパラダイムは、専門職の領域と知識の境界を定めることには利点があるが、こうしたアーカイブズやレコードキーピングの標準や技法はますますグローバル化してきている一方で、西洋的伝統とは異なる個々人やコミュニティに及ぼす影響は十分に認識されていない、とアン・ジリランドは指摘する。アーカイブズやレコードキーピングの理論と実践における権力性や異なるコミュニティの伝統や文化・慣習、そのもとでの記憶や知識を管理し、保持する実践に対して、その差異を認識し、尊重していくことが求められてきている。

三つ目に挙げられるのは、記録への多様な主体による意味付与という問題に関わる「参加」の問題である。2000年代以降のアーカイブズ界では、参加型アーカイブズ (Participatory Archives) やアーカイブズ 2.0 といった表現が盛んに用いられるようになってきているが、これには、ソーシャル・プラットフォームとしてのウェブ環境の進展により、従来のような情報の送り手と受け手という一方向の関係性から、ユーザーからの情報発信を可能とした双方向でのコミュニケーションが実現したことが大きく関わっている。アーカイブズへの参加の例としては、資料記述への寄与が多くを占めるが、評価選別や編成、アクセスに対する意思決定への関与といった事例もみられる¹⁹⁾。また、参加の形態には、幅広い一般ユーザ

2013, p. 40. なお、当該論文については、以下に紹介がある。古賀崇「文献紹介 フランク・アップウォードほか「レコードキーピング情報学—：一貫的アプローチにより、危機のさなかにある領域を構想し直す」(*Records Management Journal* 誌 23 巻 1 号、2013 年)」、『レコード・マネジメント』(66)、2014 年、73~78 頁。

¹⁷⁾ Ibid, p. 48.

¹⁸⁾ Anne J. Gilliland, “Archival and Recordkeeping Traditions in the Multiverse and Their Importance for Researching Situations and Situating Research”, in Gilliland, S. McKemmish and A. Lau eds., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, Clayton, 2017, pp. 48-9.

¹⁹⁾ 例えば、K. Shilton and R. Srinivasan, “Participatory appraisal and arrangement for multicultural archival collections”, *Archivaria*, 63, 2007; L. Iacovino, “Shaping and

ーが関わることを想定したものと、特定のコミュニティを前提としたものがあるとされる²⁰⁾。このように、多様な「参加」の実践が試みられてきているが、イスト・ヒューヴィラはこうした「参加」の言説を分析し、アーカイブズ学研究にみられる「参加」とは、ユーザーやアーカイブズ機関、または外部組織に利益をもたらすと想定される活動を意味し、ここではアーキビストとアーカイブズに参加しうる他者（ユーザーや研究者、参加者、市民など）とは明確に区別されている、という特徴がみられる、という²¹⁾。他方で、アーカイブズ資料の管理、記述、組織化に直接的に関わるような参加のあり方は、アーキビストの概念を再定義する必要性や可能性をもつ、とも指摘される²²⁾。しかしながら、様々な他者の関与を可能とする「アーカイブズの民主化」は、アーカイブズ機関やアーキビストの専門性への脅威ともみられる側面を持つ。この点は、参加型アーカイブズとも関連して、近年隆盛しつつあるコミュニティ・アーカイブズ²³⁾においても、同様に指摘されている。かつて、アーカイブズ機関の所蔵資料が社会全体を反映しておらず、「同時代の人間の経験を表象する記録を未来に提供すること」をアーキビストの役割として強く主張したのはアメリカのアーキビスト、ジェラルド・ハムであったが²⁴⁾、近年のコミュニティ・アーカイブズの特徴は、アーカイブズ機関等のイニシアティブのもとで始められるというより、明確な動機のもとにコミュニティ自らがアーカイブズを構築していく動きがみられる点である。こうしたコミュニティによるアーカイビングの活発化の背景には、デジタル技術の浸透によってコレクション構築と共有が容易になったこともその理由の一つであるが、そのことに加えて、従来、アーカイブズ機関やアーキビストが行ってきた実践が社会の主流派の声を特権化してきたことへの異議申し立てとして、人種や民族、階級、地域、宗教、ジェンダー、セクシュアリティといった様々なアイデンティティを共有するコミュニティが自らの声を発する手段として、コミュニティ独自の資料管理の実践が試みられてきているという。こうしたコミュニティ・

Reshaping Cultural Identity and Memory: Maximising Human Rights through a Participatory Archive”, *Archives and Manuscripts*, 43(1), 2015.

²⁰⁾ A. Eveleigh, “Participatory Archives”, in Hether MacNeil and Terry Eastwood eds, *Currents of Archival Thinking*, Second Edition, Libraries Unlimited, 2017, pp. 304-5.

²¹⁾ Isto Huvila, “The Unbearable Lightness of Participating? Revisiting the discourses of ‘participation’ in archival literature”, *Journal of Documentation*, 71(2), 2015, p. 365.

²²⁾ Ibid, 373-4.

²³⁾ 本論では、単独のものを「コミュニティ・アーカイブ」、複数のものを指して「コミュニティ・アーカイブズ」と称する。‘archive’や‘community archive’という用語の意味については、第四章で検討する。

²⁴⁾ E. Gerald Ham, “Archival Edge”, *American Archivist*, 38(1), 1975, p. 5; 平野泉「アメリカのアーキビストと社会運動記録—“Archival Edge”をめぐる—」、『GCAS Report』、vol. 2、2013年。

アーカイブズの実践は、従来の資料管理のあり方や専門職としてのアーキビストという存在にいかなる問いを投げかけているのか。また、参加型レコードキーピングやコミュニティによるアーカイビングにおいて、コンティニューム・モデルはいかなる意味をもちうるのだろうか。

第三節 本研究の課題

ここまで、アーカイブズ学とアーキビストをめぐる現代的な諸課題について、特に、20世紀末以降のオーストラリアにおける理論的刷新を軸に、概観してきた。その主要な論点を整理すると、以下の3点にまとめられる。①カオス的な状況にある情報環境に対して、一貫性のあるレコードキーピングをいかに実現するか、②西洋的な伝統のもとにあるアーカイブズおよびレコードキーピングの理論と実践は非西洋的なコミュニティや個人との関係性において、どのような問題性をはらんでおり、それはいかに克服されうるのか、③参加型アーカイブズやコミュニティによるアーカイビングの実践は従来のアーカイブズ概念や実践とは何が異なり、専門職としてのアーキビストと利用者としてのユーザーという関係性をいかに捉え直すことが可能なのか。以上のような論点を提示した上で、本研究では、次の二つの課題を設定する。

1. レコード・コンティニューム・モデルは実際の諸課題に適用されることで、何が明らかとなり、いかなる意味で有効であるのか
2. レコードキーピング／アーカイビングをめぐる意思決定には誰が関与し、その様々な諸主体間での合意形成はいかに可能か

アップワードは、「レコード・コンティニューム・モデルは複雑な現実を知覚し、分析するためのツールであり、異なる時空間におけるレコードキーピングとアーカイビングの多層的、多層的な見方を提供する。」、という²⁵⁾。コンティニューム・モデルはこれまで、適正なレコードキーピングのための標準策定やシステム設計の側面から主に活用されてきたが、いまだ十分な普及には至っておらず、抽象的な理論の個別具体的な課題への適用による有効性の検証が求められている。また、このモデルでは、「ある記録は何らかの一点から目撃されることで、決してその動的な複雑性の全てを経験しない」²⁶⁾。すなわち、誰がどの時点から見るかによって様々に異なる見え方をあらかず多元的な見方を示している。そう

²⁵⁾ F. Upward, “Modelling the Continuum as Paradigm Shift in Archiving and Recordkeeping Processes, and Beyond: A Personal Reflection”, *Records Management Journal*, 10(3), 2000, pp. 117-119; S. McKemmish, op. cit., 2017. p. 138.

²⁶⁾ McKemmish, *Ibid*, p. 140.

であれば、ある記録に対する見方が複数の主体間で異なる見え方をあらわすとき、当該主体間での意思決定の合意はいかに可能なのであろうか。

以上のような問いに答えていくために、本研究では、現代組織におけるレコードキーピングと組織成員の問題、アーカイブズ機関と記録対象者との間のレコードキーピング／アーカイビングのプロセスにおける意思決定の問題、コミュニティ・アーカイビングとアーキビストの問題という三つの課題について、具体的な事例から検討していく。

まず、第一章では、レコード・コンティニューム理論を、それが生み出され、発展・深化してきたオーストラリアのレコードキーピングの実践、および、時代状況、社会的環境のなかに探り、そのエッセンスを捉える。その上で、現代情報社会の筋道を示す「レコードキーピング情報学」と「アーカイブ的多元宇宙」という二つのコンセプトから、このモデルの理論的可能性を探る。

第二章では、記録を生み出す組織におけるレコードキーピング実践の問題を、技術と人との相互作用の観点から考察していく。従来、組織における適正なレコードキーピングを遂行していくために、法や標準、方法論の策定等がなされてきたが、近年の研究では、組織における人の問題を考慮に入れた組織の情報文化の特性を把握することに重点が置かれている。この研究手法を検討し、その上で、コンティニューム・モデルの特性を踏まえた各主体間の論点を把握し、改善の方向性を示すことが、実際の組織のレコードキーピングの問題状況とその改善にも寄与することを示す。

第三章では、オーストラリアにおいて、20世紀末ごろに「奪われた世代」の人びとや先住民たちによって提起された「私の記録は誰のものか？」という問いから展開していった、公的アーカイブズ機関等が保有する先住民に関わる記録の管理のあり方が問い直される過程をたどり、アーカイブズ機関側と先住民側との記録に関する「和解」の試みの一つである「信頼と技術」プロジェクトを採り上げ、これをコンティニューム・モデルの多元化という観点から検討する。そして、この「和解」の経験を一般化するものとして参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデルを採り上げ、このモデルが諸主体間での意思決定の合意という点でいかなる意義と課題を有しているかについて考察する。

第四章では、アーカイブズ機関等の外部でみられるコミュニティ・アーカイブに焦点をあて、ロンドンのサザーク地区の再生事業に反対するアクティビスト・コミュニティの事例から、そのコミュニティのアーカイビングのあり方が従来のアーカイブズ学の方法論といかに異なり、その違いをどのように捉えることができるのかについて、検討する。また、そうしたコミュニティ・アーカイブの営みにアーキビストはいかなる点から関わることができるのか、という問題をコンティニューム・モデルを適用して、公共性の観点から考察していく。

そして、結論にて、各章の考察をまとめ、先に示した二つの課題への解を示したい。

第一章 オーストラリアにおけるレコードキーピング実践とレコード・コンティニューム理論の生成

序論では、IT 技術の進展と電子記録の増大により、従来のライフサイクル論のような二元論的な捉え方ではなく、一元論的なレコードキーピングという概念がオーストラリアで現れてきたことを示したが、記録管理とアーカイブズ管理とを統合的に捉える考え方は、電子記録管理のために生み出されたのではなく、戦後のオーストラリア固有の課題への対応から生み出され、継承されてきた伝統的な考え方として捉えうるものであった。本章では、こうしたレコードキーピングの伝統を踏まえ、20 世紀末に新たに概念化されたレコードキーピング、および、レコード・コンティニューム理論とはいかなるものであるのか、そのエッセンスを捉えていきたい。また、この理論は、1990 年代後半にフランク・アップワードによって提示されて以降、各国のアーキビストたちとの対話を重ねつつ、試行錯誤を繰り返しながら発展、深化してきた。その近年の研究動向から、主要な二つの展開を採り上げ、次章以降の議論との関連を整理することとしたい。

第一節 オーストラリアにおけるレコードキーピングの伝統

1.1 保管からポスト保管へーオーストラリアのアーカイブズ機関の役割の変容ー

オーストラリアにおけるレコードキーピングの伝統を探っていくにあたり、本節では、同国の公的機関における記録管理の在り方が時代や社会状況の変化の中でどのように変遷してきたのか、また、そこでのアーカイブズ機関の機能と役割はどのように捉えられてきたのかを法制的側面から概観していく。その上で、その過程の中で考案されたオーストラリア独自のレコードキーピングという概念の理論的意義を探っていくこととする。

オーストラリアのアーキビストであるクリス・ハーレーは、同国のアーカイブズ法制の特徴を「三つの世代」に区分して論じている¹⁾。その第一世代法は、図書館システムをベースとし、歴史的調査研究を目的として廃棄から守られた記録を収集・保存する「保管的」(custodial) アプローチをとり、ここでは、アーカイブズ機関の確立、機関の承認のない廃棄の禁止、廃棄を引き留めた記録の受け入れ権限の付与、移管された記録へのアクセス許可を特徴とした。その代表は、タスマニア州の 1943 年公記録法 (Public Records Act)、ニュー・サウス・ウェールズ州の 1960 年アーカイブズ法 (Archives Act) である²⁾。

¹⁾ Chris Hurley, 'From Dustbins to Disk-Drives: A Survey of Archives Legislation in Australia', McKemmish, Sue, and Piggott, Michael, eds., *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian Archives: First fifty years*, Clayton: Ancora Press, 1994, Appendix 2, pp. 206-232.

²⁾ Ibid., p. 210.

次いで、第二世代法は、政府業務の効率性のための記録の管理と処分、およびアクセスのための包括的体制を確立する「非-保管的」(non-custodial) アプローチをとり、指定された期間(25年から30年)後の移管権限の付与、レコード・マネジメント業務の規制および助言、特定の期間後の記録への公的アクセス権の設定を特徴とした。第二世代法の代表は1983年連邦アーカイブズ法(Archives Act)と1983年タスマニア州アーカイブズ法(Archives Act)、そして、ヴィクトリア州の1973年公記録法(Public Records Act)である³⁾。

このように第一世代法では歴史的記録を原局から分離し、アーカイブズ機関は受入れ後の保存と利用に責任を持つことを規定する一方、第二世代法は原局の記録管理業務へのアーカイブズ機関の関与を特徴とし、1950・60年代には、図書館システム内のアーカイブズ機関として保管機能に限定されるべきか、保管を越えて政府のレコード・マネジメント領域に介入すべきか、という法域の問題が争点となった。この第一世代法制から第二世代法制への転換の契機となったのが、アメリカのセオドア・R・シェレンバーグの1954年の6か月半にわたるフルブライト奨学生としてのオーストラリア訪問であった。シェレンバーグはオーストラリア各地のライブラリアンやアーキビストと交流し、彼らの求めに応じて視察や助言を行ったが、とりわけ、タスマニア州を訪れた際、政府部局の地下倉庫に保管された記録の状態に衝撃を受け、早急にレコード・マネジメント・プログラムを確立する必要性を訴えることとなる⁴⁾。このシェレンバーグの提言が一部の州および連邦のアーカイブズ機関を図書館組織の一部門から分離・独立させるきっかけとなり、アーカイブズ機関はその役割を文化的・歴史的価値のある資料の保管に留まっていたものから、原局の効率的な行政運営のための記録管理業務の規制ないし助言へと変化させていった。

さて、このシェレンバーグの訪問を一つの契機として、連邦政府のアーカイブズ機関もその位置づけを変化させることとなる。第二次世界大戦後、価値ある記録の喪失を防ぐ必要性から連邦国立図書館内に設置されたアーカイブズ課(Archives Division)は、1961年に連邦アーカイブズ局(Commonwealth Archives Office)として分離・独立することとなった。そして、アーカイブズ機関の機能を現用記録の管理を包括するものへと促していったのは、50年代当時、アーカイブズ課の主任アーキビストとなっていたイアン・マックリーンであった。合衆国では1948年にフーバー委員会レコード・マネジメント部会によって各機関の記録を集中的に管理するレコードセンターの設置が勧告され⁵⁾、レコード・マネジャーとアーキビストの分離が促されていったが、シェレンバーグがオーストラリアの実務に接して

³⁾ Ibid., p. 211.

⁴⁾ Michael Piggott, *Archives and Societal Provenance: Australian essays*, Oxford: Chandos Publishing, 2012, pp. 40-41.

⁵⁾ 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本—』勉誠出版、2016年、218-222頁。

ファイリング・システムを米国独自の記録管理システムとして位置づけた⁶⁾のとは対照的に、マックリーンはイギリスの管理手法を引き継いだオーストラリアのレジストリー・システムに基づき、レコード・マネジャーとアーキビストが協働して「包括的な公記録管理」⁷⁾を行うレコードキーピングの視点を打ち出していった。レジストリー・システムとは記録登録担当部署が記録の作成・收受時に記録情報を登録簿に記載し、その後、各部門に回されて業務上の処理がなされ、処理が済んだ記録は再び記録登録担当部署へ戻り、集中管理される、という仕組みを指す⁸⁾。この原局におけるレジストリー・システムとの関係で問題となったのが、戦後大量の記録が発生したために、アーカイブズ課はそれらの記録を半現用の状態で受入れることとなり、どのように原局の記録群との関係を保持した形で包括的な処分を行うかという課題であった。そこで、アーカイブズ課では、記録処分スケジュールの開発と、政府部門との協働による包括的な処分プログラムの導入、そして、アーカイブズ課に保管された記録の処理と部署からの照会に応じる移管システム（Accessioning System）の開発が行われていった⁹⁾。そして、マックリーンがとりわけ重視したのが、文書の登録から分類、処分、利用提供まで、異なる立場であっても共通の知識に基づき、協働して記録に関わる問題に対処するための研修プログラムの実施であった¹⁰⁾。

しかし、この記録の登録から組織化、そして、処分に至る一貫したコントロールを支える要であったレジストリー・システムは早くも 1960 年代には衰退傾向にあり、その後の 20 年間で業務処理量が増大し、さらに電子記録が導入されはじめることによって、連邦政府の記録管理体制は根本的に変化していくこととなる¹¹⁾。その変化とは、各部門で記録登録担当部署を経ずに業務が完結し、次第に組織の機能エリアである各部門に記録の作成と保持の権限が全面的に移譲されていくことを意味した。ところが、この記録管理体制の変容によって、記録の作成から処分までの一貫したレコードキーピング体制は断片化され、連邦部局全般にわたる記録管理に関わる明確なポリシーや責任の不在という事態をもたらすこととなった。こうしたなかで、1983 年に制定された連邦アーカイブズ法では、アーカイブズ機関

⁶⁾ 同、16 頁。

⁷⁾ Ian Maclean, 'Australian Experience in Record and Archives Management', *American Archivist*, 22(4), 1959, p. 390.

⁸⁾ Ibid., pp. 390-392.

⁹⁾ Ibid., p. 393. 「移管システム」については、森本祥子「アーカイブズ編成・記述の原則再考—シリーズ・システムの理解から—」、国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版、2014 年、75-76 頁も参照。

¹⁰⁾ Maclean, op. cit., pp. 396-399.

¹¹⁾ Australian Law Reform Commission, *Review of the Archives Act 1983*, Issues Paper 19, 1996, pp. 39-40 <http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/other/lawreform/ALRCIP/1996/19.html>

の機能として効率的な現用記録管理への助言及び支援が条項 (Section 5. (2)(c)) に盛り込まれたのだが、この機能は公務委員会 (Public Service Board) その他の部局 (agencies) の機能と衝突するものとみなされた。そして、同法を検討したオーストラリア法改正委員会の1996年報告書では、この条項について、アーカイブズ機関の機能は「連邦のアーカイブズ資源の一部として、それらの使用を促進する仕方において」(Section 5. (2)(c)) 記録管理を促進することに限定され、より良い記録管理それ自体を目的とするものではなかった、と指摘された¹²⁾。80年代はまた、西オーストラリア州やクイーンズランド州等で州政府が関与する不正事件が相次ぎ、政府機関のレコードキーピングの不備や欠落のためにアカウントビリティが機能不全に陥っていることが明らかとなった時期でもあった¹³⁾。

こうしたレコードキーピングとアカウントビリティの危機に直面するなかで、1990年代には各州で法改正の動きが高まることとなる。この時期に現れた第三世代法制の要点は、一貫したレコードキーピングのための標準の開発が行われ、法制に組み込まれていったことである。とりわけ、1996年に発行されたオーストラリア標準 AS 4390 では、レコードキーピングとは「記録された情報の形式において、業務行為の完全で正確で信頼できる証拠を作成し、維持すること」¹⁴⁾と定義され、同標準に基づいて作成された国際標準 ISO 15489(2001)では、官民の組織の記録管理に関わる指針として、業務活動の証拠として適正に文書化された記録を確保するために、組織のあらゆるレベルに関わる責任を割り当て、業務上のニーズ、アカウントビリティの要件、コミュニティの期待に適合した記録管理を行うための方針や手順を確立し、記録管理システムを設計、実行、維持、運用することが規定され¹⁵⁾、推奨されることとなった。こうした社会環境を反映した標準を組み込んだ適正な記録管理が組織体に求められてくる中で、アーカイブズ機関の役割も法的に新たに位置づけ直されることとなる。そのなかでも特に顕著なのが、ニュー・サウス・ウェールズ州の事例で、同州は第一世代の特徴を持つ1960年アーカイブズ法を廃止し、1998年に新たに州記録法 (State Records Act) を制定した。同法では、アーカイブズ機関の主な機能として、機関が所蔵する記録の保存や管理、アクセスの提供、アーカイブズ資料の機能的、業務的コンテキストの記述等とともに、「州記録の作成、管理、収蔵保管、処分、保存及び利用のための効率的かつ効果的な方法、手順、ならびにシステムを開発し、促進すること」(Section 66. (1) (a))

¹²⁾ Ibid., p. 39.

¹³⁾ Sue McKemish, 'Recordkeeping, Accountability and Continuity: The Australian Reality', in S. McKemish and F. Upward eds., *Archival Documents: Providing Accountability Through Recordkeeping*, Melbourne: Ancora Press, 1993, pp. 11-14.

¹⁴⁾ AS 4390, 1996, clause 4.19, in Kate Cumming, 'Recordkeeping', in L. Duranti, and P. Franks, eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Maryland: Rowen & Littlefield, 2015, p. 319.

¹⁵⁾ ISO 15489-1, Information and documentation-Records management-Part 1: General: 2001; JIS X 0902-1 :情報及びドキュメンテーション—記録管理— 第1部：総説：2005.

が定められ、そのために、アーカイブズ機関は記録の作成、維持、処分のすべての局面を含む公的機関の記録管理のための各部門における標準とベストプラクティス・コードについて協議し、それを承認する（Section 13. (1), (3)）ことが規定された¹⁶⁾。また、ヴィクトリア州では第二世代法制で最も早く 1973 年に公記録法（Public Records Act）が制定され、アーカイブズ機関（Public Record Office Victoria）の責任者であるキーパー（Keeper）が記録管理プログラムに関する標準を設定し（12 条）、公的機関はこの 12 条のもとで設定された標準に従って記録管理プログラムを実行する責任を持つことが明記されていた¹⁷⁾。同州では情報自由法（Freedom of Information Act）も他州に先駆けて 1982 年に制定され、30 年の公開年限に達したすべての記録はそれらが移管されていると否とに関わらず、アーカイブズ制度の対象となり公開非公開が判断される、というアクセス体制が整備されることとなった¹⁸⁾。しかし、1980 年代後半には法的な規制を回避し、適正な記録管理を軽視する悪質な行政執行が横行し¹⁹⁾、1990 年代以降より一層のアカウントビリティ・システムの強化や記録管理の適正化のための戦略の導入が進められていくこととなる²⁰⁾。

以上のように、アーカイブズ機関は歴史的記録の保存から原局における効率的な記録管理のための規制、そして、記録の作成から管理、保存、処分に至る記録管理の標準を設定し、レコードキーピング・システムの適正な運用に寄与する役割へとその機能を変容させてきた。この法制度改革のプロセスにおいて、アーカイブズ機関の役割を受け身の保管者からレコードキーピング全体を包括するポスト保管的存在へと転換させることとなったのは、マックリーンが主張した、記録登録官とレコード・マネジャー、そして、アーキビストを別々

¹⁶⁾ New South Wales, ‘State Records Act 1998’, current version for 29 June 2018
<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1998/17>（閲覧日：2022/12/10）なお、同法の最新改訂版（2022/12/31）では、Section 66. (1) (a)は、以下の文言に変更されている。‘(1)The Authority has the following functions—’‘(a)to oversee record-keeping by public offices of the State, including by determining standards and providing advice,’.

¹⁷⁾ Victoria, ‘Public Records Act 1973’, section 12., section 13.
http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/hist_act/pr1973153.pdf

¹⁸⁾ Hurley, op. cit., p. 230.

¹⁹⁾ McKemmish, op. cit., 1993, pp. 16-17.

²⁰⁾ ニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州の公記録法に基づくアーカイブズ機関の機能について、詳しくは以下を参照。大木悠佑「記録管理におけるレコードキーパーの機能と役割に関する一考察：オーストラリアの州公的記録法の事例から」『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』5号、2016年、36-51頁；また、西オーストラリア州とクイーンズランド州の事例については、大木「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー—Australasia の公記録法の視点から—」、『アーカイブズ学研究』第29号、2018年、77-100頁。

の専門職とみなすのではなく、同一の知識を持ち、協働して作成時点からの記録管理全般に関わる課題に対処する同一の専門職—今日でいうレコードキーパー—とみなす考え方であった。そして、このマックリーンのレコードキーピング思考の核心は、記録の情動的価値や歴史的価値に基づく選別基準を拒否し、業務活動のなかで生み出される記録の証拠的性質を保持し、それを支えるプロセスを強調した点にあった²¹⁾。それでは、レコードキーピングの対象である記録の証拠性はいかに生まれ、その複雑なプロセスをたどる活動のコンテキストはどのように保持されるのだろうか。続いて、記録の作成時点からの包括的なレコードキーピングという視点が記録とその管理の在り方をどのように捉えなおすこととなったのかについて、イアン・マックリーンとオーストラリアのアーカイブズ学理論の発展に寄与したもう一人の人物であるピーター・スコットという二人の理論を中心に、検討していく。

1.2 残された文書の保管から、遺すという行為の管理へ

マックリーンが連邦国立図書館のアーキビストとして包括的記録管理のための改革に取り組んでいた 1940 年代後半から 50 年代にかけて解決すべき課題であったのは、前述したように、第二次大戦期間中に発生した未だ保存か廃棄かの判断がついていない大量の未決定の記録をどう処理するか、という問題であった。そこで、アーキビストたちが取り組んだ計画の 1 つは、連邦アーカイブズ機関に含まれていない記録のリストを各部門と協働して作成することであった²²⁾。このように、アーカイブズ機関に移管された記録の保管のみならず、未だ作成組織単位の保管庫内にある記録を含む組織活動によって生み出された記録の総体を包括的に管理する知的コントロール²³⁾が必要とされたために、マックリーンは組織内で記録が生成され、伝達されるプロセスを深く洞察することとなる。

マックリーンが記録生成の現場の観察から見出したのは、記録の価値はそれ自体にあるのではなく、その記録がどのように取り扱われたのかという作成者の「行為」自体にあるという点であった。イギリスのヒラリー・ジェンキンソンは、アーカイブズを、「業務上の過程で使用され、自然なプロセスのなかで蓄積された文書」として定義し、レコードとアーカイブズを同様のものとしてみていた²⁴⁾。これを受けて、マックリーンは「文書 (documents)

²¹⁾ Cumming, op. cit., p. 320.

²²⁾ Maclean, op. cit., p. 392.

²³⁾ 「知的コントロール」とは、アーカイブズの保管庫に移管されることがあるか否かに関わらず、原局の記録の処分とアクセスを整備するために、原局の記録のコンテキスト情報のリストを作成し、レコードキーピングを制御することを意味する。以下を参照。Steve Stuckey, 'Keepers of the fame?: The Custodial role of Australian Archives- Its History and its future', S. McKemmish and M. Piggott eds., *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian archives: first fifty years*, Clayton: Ancora Press, 1994, p. 36.

²⁴⁾ Hilary Jenkinson, 'The English Archivist: A New Profession', in Hilary Jenkinson,

はそれが永続的に保存されると否とに関わらず、それらが記録 (*the record*) の一部となった段階で、「レコード」 (“record”) あるいは「アーカイブ」 (“archive”) のステータスを獲得する」ものとして理解する²⁵⁾。アップワードは、この箇所ではマッククリーンは、記録の生成はジェンキンソンの云うような「自然なプロセス」ではなく、記録を捕捉するための意識的な決定と関連していることを示唆したと読むことができる、と指摘する。すなわち、マッククリーンは作成の時点における記録を保持する「意図」を重視し²⁶⁾、「残された文書の保管」から「遺すという行為の管理」への転換を促す重要な指摘を行っていたといえる。また、マッククリーンは、ジェンキンソンがアーカイブズを追跡可能であることの重要性を強調していたとし、組織内における記録の伝達の複雑性についても言及している。すなわち、記録の伝達には①全体としてのアーカイブ・セットのある部署から別の部署への伝達、②個々のファイルのあるまとまりから別のまとまりへの伝達、という二つのレベルがあると指摘する²⁷⁾。こうした作成から移管、処分に至るまでの間の記録の伝達と管理の複雑なプロセスに対する洞察から、作成時点からのレコードキーピングという包括的な視点が生まれ、この視点は1960年代のピーター・スコットのシリーズ・システムの開発へと引き継がれていく。

スコットの理論の核心は資料群と、組織と業務の構造とを対応させる伝統的なアーカイブズ管理の方法論を否定し、記録の多面的なコンテキストの管理を志向した点にある。彼の方法論は「アーカイブズの物理的な編成の基礎を、業務遂行上のコンテキストに縛られない、独立した単位としてレコード・シリーズにおき」²⁸⁾、コンテキスト情報とレコード情報とを分離させて記述するもので、この方法論によって通時的で構造的な情報同士の多対多の関係性を表現することを可能とした²⁹⁾。記録の物理的な編成ではなく、記録が生み出され、管理され、使用される、多元的で重層的なコンテキストと結びつけて管理する「シリーズ・システム」を考案した彼の洞察は、文書の起草や契約という行為、そして、組織、エージェン

Selected Writings of Sir Hilary Jenkinson, Gloucester: Sutton, 1980, p. 237.

²⁵⁾ Ian Maclean, ‘An analysis of Jenkinson’s ‘Manual of archive administration’ in the light of Australian experience’, in Biskup, Peter, et. al. eds., *Debates and Discourses: Selected Australian Writings on Archival Theory 1951-1990*, Canberra: Australian Society of Archivists, Inc., 1995, pp. 54-55 (first published A. E. J. Hollaender, ed., *Essays in memory of Sir Hilary Jenkinson*, Chichester: Moore and Tillyer Ltd., 1962, pp. 128-152.)

²⁶⁾ Frank Upward, ‘In Search of the Continuum: Ian Maclean’s ‘Australian Experience’ Essays on Recordkeeping’, in S. Mckemmish and M. Piggott eds., *op. cit.*, 1994.
<http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/fuptrc.html>

²⁷⁾ Maclean, *op. cit.*, 1995, pp. 58-61.

²⁸⁾ Peter Scott, ‘The Record Group Concept: A Case for Abandonment’, *American Archivists*, 29(4), 1966, p. 497.

²⁹⁾ 森本、前掲、79-80頁。

シー、個人という諸主体による重層的な行為の認証の手続きの重要性を改めて認識させるものであったといえる。こうした記録に対して複数の行為者間での諸行為が行われるコンテキストの知的コントロールと、記録管理の包括的で一貫したプロセスを重視したレコードキーピングの伝統が、後のレコード・コンティニューム理論へと発展していくこととなる。

第二節 レコード・コンティニューム理論とは何か

2.1 レコード・コンティニューム理論の生成

前節では、20世紀半ば以降のオーストラリアにおけるアーカイブズ法制の変遷と、その過程の中で生まれてきたレコードキーピングという概念が誕生した背景について論じてきた。オーストラリアのレコードキーピングの伝統とは、以下の三点にまとめられる。すなわち、①記録の保管ではなく作成から処分までのプロセス全体を包括的に捉え、記録管理のための包括的なプログラムを実施してきたこと、②記録とそれが文書として生み出され、記録として登録され、管理され、処分される行為とを区別し、記録の多面的なコンテキストを捉える知的コントロールを実践してきたこと、③作成時点から記録の管理に携わる専門職を、領域を異にしつつも同一の知識を持ち、協働して記録管理全般の課題に対処するレコードキーパーとして捉えたことである。そして、アップワードが提示したレコード・コンティニューム・モデルはこのレコードキーピングの伝統を引き継ぎ、発展的に理論として結晶化させたものといえる³⁰⁾。

コンティニューム・モデルはライフサイクル・モデルのような線形的表現を取らず、4つの円が入れ子になった形で表現される。そして、このモデルは社会学者アンソニー・ギデンズの構造化理論を読み込み、構造は行為を規制し、かつ、行為を可能とする能力を与えるという「構造の二重性」と呼ばれる概念を反映しているとされる³¹⁾。それゆえ、前段で示したレコードキーピングの伝統①については、法的・規制的・社会的要件を反映した組織全体におけるレコードキーピング・システムの設計・実施のもとで、文書の作成、記録としての捕捉・組織化・多元化が行われるものとして捉え直される。そして、このシステムは時空間的な構造の変質、業務上のニーズ、アカウントビリティの要件、コミュニティの期待の変化に応じて再検討されるだろう。この点で、コンティニューム理論の実践としての DIRKS (Designing and Implementing Recordkeeping Systems) 方法論などのような方法に基づく記録作成のコンテキストとしての組織の機能・活動・業務行為の評価 (appraisal) が決定的に重要となる³²⁾。また、レコードキーピングの伝統②については、まず記録という概念につ

³⁰⁾ Upward, op. cit., 1996.

³¹⁾ Upward, op. cit., 1997; アンソニー・ギデンズ、門田健一訳『社会の構成』勁草書房、2015年、52-56頁。

³²⁾ 中島康比古「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュームと

いて、コンティニウム理論では現用記録をレコード、非現用記録をアーカイブズと捉える二元論的理解を退け、継続的価値をもつ記録として一元的に理解する。そして、あるコンテキストのもとで固定されるとともに、絶えずプロセスを通して可変的な性質を持つものとして捉えることで³³⁾、記録は時空間を通じた生成、管理、使用の複雑で多元的なコンテキストが重層的に付与されていくものとして捉え直される。このコンティニウム理論における記録の理解に基づき、1990年代以降、従来の記録管理システムとアーカイブズ管理システムそれぞれで記述されていたメタデータを相互運用可能にし、社会的、業務的活動のコンテキストのなかで生み出される記録のレコードキーピング・プロセスを反復的に記述するレコードキーピング・メタデータ・スキーマの開発がなされてきている³⁴⁾。さらに、レコードキーピングの伝統^③については、レコード・マネジャーとアーキビストはマックリーンの提示した理念を引き継ぎ、包括的視点を持つレコードキーピング専門職として、レコードキーピングの枠組みをつくりあげることに関わる存在として位置づけられた³⁵⁾。そして、レコ

DIRKS 方法論』、『レコード・マネジメント』51号、2006年、3-24頁。

³³⁾ Sue McKemmish, 'Placing Records Continuum Theory and Practice', *Archival Science*, 1, 2001, p. 334.

³⁴⁾ Sue McKemmish, Glenda Acland, Nigel Ward, and Barbara Reed, 'Describing Records in Context in the Continuum: The Australian Recordkeeping Metadata Schema', *Archivaria*, 48, 1999, pp. 3-37; Joanne Evans, Sue McKemmish and Karuna Bhoday, 'Create Once, Use Many Times: The Clever Use of Recordkeeping Metadata for Multiple Archival Purposes', *Archival Science*, 5(1), 2005, pp. 17-42.

³⁵⁾ レコードキーピング専門職 (recordkeeping professionals) とは、証拠としての記録の生成と維持を支える枠組み、ないし、システムをつくり上げ、維持管理することに関わる専門職を指し、S,マケミッシュによれば、「レコード・コンティニウムはレコード・マネジャーとアーキビストをレコードキーピングという傘のもとに統合」するもので、コンティニウムの理論は、「すべてのレコードキーピング専門職が共通する統一的な目的に焦点を当てている」と説明される (Sue McKemmish, 'Yesterday, today and tomorrow: a continuum of responsibility', Proceedings of the Records Management Association of Australia 14th National Convention, Perth, Sep. 15-17, 1997 (坂口貴弘、古賀崇訳「きのう、きょう、あす—責任のコンティニウム」、記録管理学会・日本アーカイブズ学会編『入門 アーカイブズの世界—記憶と記録を未来に—』日外アソシエーツ、2006年、192-193頁)。すなわち、レコード・マネジャーやアーキビストがレコードキーピング専門職という単一の専門職に取って代わるのではなく、両者が共通の目的のもとに協働して社会的な使命を果たすことを意味する専門用語である。それゆえ、本論文では、レコードキーピングという共通の目的に関わる専門職を包括的に示す場合には「レコードキーピング専門職」を用い、それぞれの専門領域の実務に関わる専門職を指す場合には、「レコード・マネジャー」や「アーキビスト」という用語を用いる。

ードキーピング専門職はアカウントビリティの確保や業務的、文化的利用などといった記録の持つ多様な目的を果たすために、文化遺産専門家、社会学者、歴史研究者、情報専門職、IT 政策決定機関、法律制定者、標準規格等制定機関、監視機関、そして、一般公衆等、様々なステークホルダーとの間で協力関係を構築することが必要であると主張されている³⁶⁾。

2.2 レコード・コンティニューム理論の一解釈—記憶の管理の視点から³⁷⁾—

以上のように、コンティニューム理論はこれまで、信頼性のある記録を捕捉し、アカウントビリティと透明性の確保を可能にする適正なレコードキーピング・システムをいかに構築しうるかという観点から参照され、AS 4390 や ISO 15489 をはじめとする各種標準、ポリシーやガイドラインを開発する際の枠組みを提供してきた。それでは、レコード・コンティニューム理論とは具体的にはどのようなものなのか、フランク・アップワードの論考に拠りながら、みていくことにしたい。コンティニューム・モデルは、包括的なレコードキーピングの枠組みの下での、記録に意味を付与する行為者の諸行為、すなわち、記録のコンテキストとプロセスの管理を志向したもので、図 1.1 のように表現される。

³⁶⁾ マケミッシュ、同上、2006 年、208-210 頁；中島康比古「レコード・コンティニュームが問いかけるもの」、『レコード・マネジメント』49 号、2005 年、27 頁。

³⁷⁾ 本研究では、記録を作成し、捕捉し、組織化し、多元化することを、ある主体からの記録への意味付与行為、すなわち、記憶構築の手段と捉え、媒体としての記録それ自体の管理と区別して、「記憶の管理」と呼ぶ。

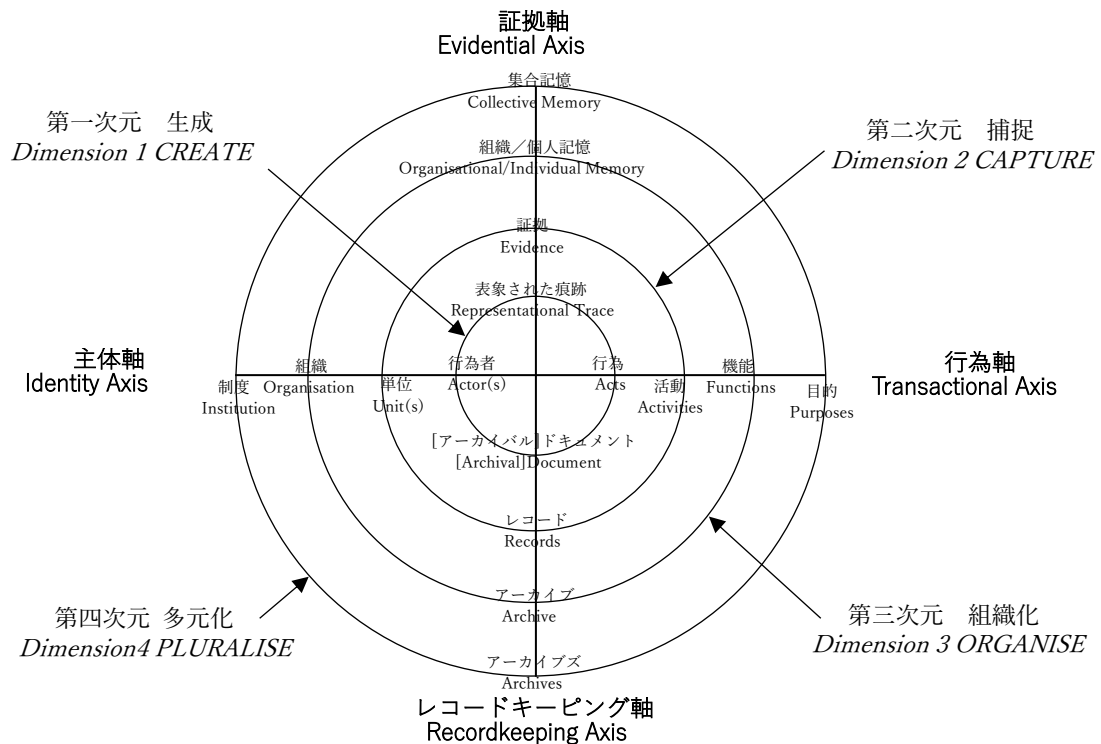


図 1.1 レコード・コンティニューム・モデル (Frank Upward, “Structuring the Records Continuum- Part One: Postcustodial principles and properties”, *Archives and Manuscripts*, 24(2), 1996.より筆者作成)

このモデルは、四重の同心円で表現される4つの次元と、上下・左右に広がる4本の軸から成っている。まず、コンティニューム・モデルの各軸について説明していく。横軸の左方向に延びる軸は、主体軸と呼ばれ、行為者、組織単位、組織、制度の4つの座標からなる。この軸は、行為の主体を示しており、それゆえ、ある行為に伴う権限の所在を示しているといえる。もう一方の右方向に延びる軸は、行為軸と呼ばれ、行為、活動、機能、目的の4つの座標から成っている。この軸は、業務のプロセスを示しており、ある集団における意思決定の過程が反映されている。次に、縦軸についてであるが、中心から上方向に延びる軸は、証拠軸と呼ばれ、表象された痕跡、証拠、組織記憶、集合記憶という座標からなる。この軸は、文書に証拠能力があるのかどうか、そして、ある効力をもった記録が、どのような役割を果たすかというレコードの果たす機能を示している。次に、縦軸の中心から下方向に延びる軸はレコードキーピング軸と呼ばれ、文書、記録、アーカイブ、アーカイブズの4つの座標から成っている。この軸は、人間の諸活動を記録した情報の様態を示している。

次に、円形の4つの次元についてであるが、これは内側から順に、第1次元「生成」、第2次元「捕捉」、第3次元「組織化」、第4次元「多元化」と広がっている。それぞれの次元

についてみていきたい。コンティニューム・モデルの第1次元「生成」³⁸⁾では、ある行為者によって行為ないし出来事が文書化されるが、その際、「文書」に書き込まれる対象者、すなわち、出来事の対象となるもう一方の主体が存在していることが想定される場合がありうる。その際、当文書対象者は文書作成主体とは異なる見方で行為／出来事を捉えている可能性がある。第2次元「捕捉」では、組織単位における諸活動において、「文書」は証拠として記録化され、その「記録」はその活動に関わった当事者間で何らかの効力をもつ。ここでは、作成主体とその記録の対象者との間でなんらかの権力関係が存在し、合意をめぐるせめぎ合いのなかである一つの解釈が固定される。第3次元「組織化」では、「文書」はなんらかの組織集団によって意味付けられ、組織記憶が形成される。この次元では、組織が「記録」を編成し、保持することで、組織の記憶が特権化されうるが、ここでは、作成組織とアーカイブズ機関との間でのアーカイブズ構築をめぐる駆け引きも想定されよう。そして、第4次元「多元化」では、「文書」は、組織外の団体やコミュニティなどの第三者によって意味付けられ、組織と社会との折衝のなかで集合記憶が形成されていくものと考えられる。この次元では、ある組織の記録管理に対する同時代の法や社会規範、市民による批判に加えて、時代状況の変化に伴う社会記憶の変化も作用しうる。以上のように、コンティニューム理論のそれぞれの次元においては、合意形成と認証をめぐるせめぎ合いの契機がみてとれるのである³⁹⁾。

さて、以上のように解釈されるコンティニューム理論とそのモデルは、アップワードによるモデルの提示から今日までの間に20数年が経過し、アーカイブズ学上の進展や情報環境の変化を反映しつつ、新たな展開を遂げつつある。次節では、その展開の主要な二つを採り上げ、それらが現れてきた背景と意義について論じる。

第三節 コンティニューム理論の新たな展開—「レコードキーピング情報学」と「アーカイブ的多元宇宙」—

3.1 「レコードキーピング情報学」

³⁸⁾ レコード・コンティニューム・モデルの第1次元(Create)は、「作成」と訳すことも可能であるが、「文書を作成する」という一般的な用いられ方をするように、「作成」という訳語では「ドキュメント」に比重がかかってしまい、コンティニューム・モデルの本来の意味を捉え損ねるきらいがある。そこで、本論文では、「行為者」とその主体が意思をもって行う「行為」、そして、その行為が「表象された痕跡」とその容器としての「ドキュメント」という全体を包含した意味として、また、この次元が潜在的に変化する可能性を持つという意味で、「生成」という訳語を用いる。

³⁹⁾ 岡崎敦「現代アーカイブズ理論と西洋中世史料論研究」、『西欧中世文書の史料論的研究—平成23年度研究成果年次報告書—』、2012年、85-86頁。

一つ目の展開は、「レコードキーピング情報学」(Recordkeeping Informatics)の提唱である⁴⁰⁾。これはフランク・アップワードらが、今日の複雑化するデジタル・ネットワーク環境における「データ、情報、ドキュメント、アーカイブ、ないし、多様なアーカイブズ」⁴¹⁾などへの「モノ的」断片化がもたらすカオスの状況に対し、改めて、コンティニウム思考とレコードキーピング・メタデータによるプロセス志向の一貫したアプローチの重要性を主張し、レコードキーピング専門職と他の情報専門職とをつなぐ新たな学問領域の必要性を提起したものである。「レコードキーピング情報学」とは、「行為における主体 (agents) から引き出された記録された情報の管理と処理に関する学問」とされ、その主体は、「通常は人間であるが、情報とコミュニケーションの機構になることもある」、とされる。そして、「この用語は、現代のコミュニケーション及び情報技術に使用される証拠としての記録された情報を捕捉し、アーカイブし、普及させる仕方を含んでいる」、という⁴²⁾。興味深いのは、記録管理 (records management) とレコードキーピング (recordkeeping) とは同じではない、と改めて注意喚起している点である。すなわち、記録の最終成果物としての管理は、それが証拠として固定化されるとしても「モノ的思考」に基づくものであり、他方で、レコードキーピングとは、記録としてのモノへの焦点化ではなく、その始点から「アーカイバルな構成の継続的なプロセス」⁴³⁾に置かれるもので、その特徴は一貫した思考 (a single minded) に基づくアプローチにあるという。

このレコードキーピング情報学は、2つの基礎的構成要素 (コンティニウム思考とメタデータ) と分析のための三つの局面からなるとされ、「全体は常に部分よりも単純である」がゆえに、複雑性の増大に対してはコンティニウム思考がより重要であること、また、部分的なカオスを制御するのにメタデータ・スキーマは不可欠であるが、ここでも、「モノ」的な思考に基づくレコード・メタデータ等としてではなく、時空間にわたるプロセスを記述

⁴⁰⁾ F. Upward, B. Reed, G. Oliver and J. Evans, "Recordkeeping Informatics: Re-Figuring a Discipline in Crisis with a Single Minded Approach", *Records Management Journal*, 23(1), 2013, pp. 37-50. 当該論文で提唱された「レコードキーピング情報学」は、さらに具体化されて2018年に『ネットワーク時代のレコードキーピング情報学』として上程され、10億分の1秒単位でのアーカイビング (nanosecond archiving) に焦点をあて、ネットワーク環境下の業務プロセスにおける瞬間的な行為と書き込みを制御し、証拠性を確保しアカウントビリティを支えるレコードキーピングの方途を探求している。F. Upward, B. Reed, G. Oliver and J. Evans, *Recordkeeping Informatics for Networked Age*, Monash University Publishing, Clayton, 2018.

⁴¹⁾ Ibid, p. 40.

⁴²⁾ Ibid, p. 38.

⁴³⁾ Ibid, p. 39.

するレコードキーピング・メタデータの重要性が指摘される⁴⁴⁾。

そして、2つの構成要素と結び付けられる3つの局面として、組織文化、業務プロセス、アクセスが措定される。その一つ目の局面である組織文化については、証拠としての情報に価値を与える組織文化の発展と促進のために、マニュアルやチャート、手続きなどを不要とするような、時空間的な管理を脅かすものを含む、組織における既存の文化の診断が必要とされる⁴⁵⁾。二つ目の局面としての業務プロセス分析については、デジタル情報環境では、オブジェクトが時空間のいたるところを移動するため、そのアーカイブ的痕跡が跡づけられねばならず、それゆえ、業務プロセスの最終成果物として記録を捉えるための方法としてではなく、継続的な使用とプロセスにおける相応しい時点での記録された情報の適切な捕捉という観点から業務プロセスと記録された情報とを結びつける仕方で分析される必要がある、とする⁴⁶⁾。そして、三つ目の局面としてのアクセスについては、現状の法的枠組みの分離がレコードキーピングの一貫性を阻害していること、また、何が個人的なもので何が組織的なものを明確にした組織的な枠組みにおけるレコードキーピングの社会的な次元を考慮した、一貫性のある情報ガバナンスの必要性などが指摘される⁴⁷⁾。

以上のような内容をもつレコードキーピング情報学は、組織における現状の記録管理の不十分さを知覚し、アカウントビリティを果たすための包括的で一貫した記録・情報管理を実現するための学際的アプローチとされ、「データ、文化遺産、レコードキーピング、出版、テキスト、過去の行為や出来事のフォレンジック研究、記号論、解釈学、システム設計、その他の領域の管理を含む」⁴⁸⁾情報専門職の融合と合流によって、一貫したアプローチに基づくレコードキーピングのための諸課題を認識し検討していくこと、記録された情報の生成、捕捉、組織化、多元化のために、あらゆる情報専門職がレコードキーピング情報学のもとで連携して対処していく必要性が主張されている。

3.2 「アーカイブ的多元宇宙」

コンティニューム理論の新たな展開としてのもう一つの側面は、「アーカイブ的多元宇宙」(archival multiverse) という概念がもたらされたことである。この概念は、アーカイブズ学によって確立されてきた概念や原則、レコードキーピングの標準や実践が多様な地域やコミュニティ、マイノリティ集団のアーカイブズ、ないし、レコードキーピングの実践にも作用し、周縁化させるものであったとして、より批判的なアーカイブズ・レコードキーピン

⁴⁴⁾ Ibid, pp. 41-2.

⁴⁵⁾ Ibid, pp. 43-4.

⁴⁶⁾ Ibid, pp. 45-6.

⁴⁷⁾ Ibid, pp. 46-7.

⁴⁸⁾ Ibid, p. 41.

グ研究を遂行するための枠組みとして 2009 年に UCLA を中心としたアーカイブズ学研究の発展のための国際的なコンソーシアムであるアーカイブズ教育・研究機構 (AERI) において提示されたものである。AERI の Pluralising the Archival Curriculum Group によれば、「アーカイブ的多元宇宙」とは、「アーカイブズ専門職と学術団体が大学教育を通して関与すべく、備えなければならない証拠的テキスト、記憶管理の実践と制度、官僚的ないし個人的動機づけ、コミュニティの観点とニーズ、文化的法的構成の多元性」⁴⁹⁾を包含するもの、として定義される。

この「アーカイブ的多元宇宙」という概念が提示されてきた背景には、従来の組織における適正な記録管理を念頭に置いたレコードキーピングの考え方への根本的な批判が込められているものと考えられる。すなわち、レコード・コンティニューム・モデルの当初の発想では、記録の生成、捕捉、組織化、多元化が再帰的な連関性のもとで理解され、それゆえ、各次元を包括するレコードキーピングの枠組みの設計こそが、適正な記録管理を行っていくうえで決定的に重要であった。そのため、レコード・コンティニューム・モデルを適正な記録管理のためのレコードキーピングの枠組み、戦略、システムを構築するためのツールとして捉えれば、どのような記録が誰によって作成されるべきか、どのくらいの期間保持されるべきか、どのように分類されるべきか、誰がアクセス可能かといった諸点を事前に問うことが可能となるのだが、それは、一組織母体の機能と活動を反映した単一の視点にもとづいている限りにおいて、首尾よく決定がなされるものであった。しかし、時の政府の政策によって翻弄され、記録される対象となったオーストラリア先住民のような人びとは、記録生成の場での出来事に関わった当事者であるにもかかわらず、レコードキーピングの枠組みやシステム設計に関与する主体としては全く認識されてこなかった。そのため、記録される対象とされた先住民の人びとからすれば、いかに適正なものであろうとも、現行のレコードキーピング／アーカイビングのシステムとは、植民地期から続くこれまでの不公正な状況を支えてきたものであると同時に、今なお、先住民社会の知識を記録化して収集・保管することで主流社会によって占有され、白人側の価値観のもとで、何が記録され、何が記録されないかが決められ、記録へのアクセスの範囲が設定される、社会における権力関係がレコードキーピングにもそのまま反映された、支配-従属関係そのものであったことになる⁵⁰⁾。

⁴⁹⁾ Pluralizing the Archival Curriculum Group (AERI), “Educating for the Archival Multiverse”, *American Archivist*, 74(1), 2011, p. 73.

⁵⁰⁾ J. Evans, S. McKemmish, and G. Rolan, “Critical approaches to Archiving and Recordkeeping in the Continuum”, *Journal of Critical Library and Information Studies*, 1(2), 2017, <https://doi.org/10.24242/jclis.v1i2.35>; S. McKemmish, J. Bone, J. Evans, F. Golding, A. Lewis, G. Rolan and K. Thorpe, “Decolonizing recordkeeping and archival praxis in childhood out-of-home Care and indigenous archival collections”, *Archival Science*, 20, 2020.

以上のように、過去のみならず現在に至るまで先住民と白人／非-先住民との非対称な関係性を永続化させてきたレコードキーピングのあり方、すなわち、記録の評価選別や分類、記述システム、アクセス制御、そして、記録の形態や内容、書式に至るあらゆる側面を白人主流社会の世界観、価値観、権力関係を持続させてきたものとして捉えることで、そのような構造や価値観を問い直し、不利な立場に置かれた人びとを相応しい行為主体として位置づけ直すこと、そのための中心的なコンセプトとして、「アーカイブ的多元宇宙」概念は提示されている。

ところで、こうした背景のもとで生み出された「アーカイブ的多元宇宙」を概念化していく上で鍵となったのは、「複数性」(pluralism) という概念であったという。それは、「多様性」という概念が、主流派とマイノリティや周縁化されたコミュニティないし集団との差異を強調し、「我々」と「彼ら」という思考の様式を固定化し、ともすれば強める傾向にあるのに対し、「複数性」という概念は、あるコミュニティや集団を特権化せず、文化や人種、エスニシティ、宗教、社会経済的立場性、ジェンダー、性差アイデンティティ、セクシュアリティ、〔対環境的〕障害 (disability)、市民的地位といった要件を包括し、それらの交差性を認識するとともに、それぞれのパースペクティブに対等な足場を与えようと努めるものであるためである、という⁵¹⁾。このような議論のなかから、証拠的テキスト (evidentiary texts) の複数性、記憶-管理 (memory-keeping) の実践と制度の複数性、官僚主義的・個人的動機づけの複数性、コミュニティのパースペクティブとニーズの複数性、そして、文化的・法的構成の複数性を包含するもの⁵²⁾、として定義される「アーカイブ的多元宇宙 (archival

⁵¹⁾ Pluralizing the Archival Curriculum Group, op. cit., p. 72. この箇所では、ポストコロニアル文学・文化研究者ホミ・K. バーバ (Homi K. Bhabha) の *The Location of Culture*, Routledge, 1994 (本橋哲也ほか訳『文化の場所』法政大学出版局、2005年) が注記されているが、バーバは個々の固定化したアイデンティティが併存する状態を指す 'diversity' や 'multiculturalism' を否定的な意味で用いるとともに、'pluralism' もそれらとほぼ同義のものとして用い、他方で、'plural' という語をアイデンティティの同一性や自同性に回収されない異種混交的なもの、「内なる異界」や「隙間」、「余白」、「亀裂」を孕むものとしている (バーバ「散種するネイション」、磯前順一／ダニエル・ガリモア訳『ナラティブの権利』、みすず書房、2009年、78-90頁、および、同書所収の磯前による訳者解題「ポストコロニアリズムという言説」、260-296頁を参照)。本稿では 'pluralism' を仮に「複数性」と訳したが、PACG ではなぜ 'pluralism' の語が採用されるに至ったのか、二項対立的思考を解消し、異なる文化間相互の共約不能性を認識する新たなパラダイムを志向するのであれば、'plural' の語がより相応しいのではないか。'archival multiverse' 概念の核となる語であるがゆえに、さらなる概念的な検討を要する。

⁵²⁾ Ibid, p. 73.

multiverse)」⁵³⁾という概念は生み出され、この概念のもとで、多様な主体が交わる様々な場での複数性に基づくレコードキーピング／アーカイビングの実践が模索されてきている。

おわりに

20世紀を通じたオーストラリアのレコードキーピング実践の伝統としての一貫性の視点は、レコード・コンティニューム理論へと昇華し、さらに、今日の複雑化する情報環境に対処すべく提唱されているレコードキーピング情報学へも継承されてきている。

他方で、組織における適正な記録管理のための概念として提示されてきたレコードキーピングのあり方は、その一面的な見方が孕む権力性が批判され、それぞれの主体が対等な立場に立った、複数性のもとでのレコードキーピング／アーカイビングが目指されつつある。このような「アーカイブ的多元宇宙」のもとでの、レコードキーパーによる記録のちからを活かすレコードキーピングの制御はいかに可能なのだろうか。

次章以降では、この「レコードキーピング情報学」と「アーカイブ的多元宇宙」概念を踏まえて、記録作成者、記録対象者、アーキビスト、コミュニティ、研究者、ユーザーなどの多様な主体が関与するレコードキーピング／アーカイビングのあり方を批判的に検討していく。

⁵³⁾ ‘archival multiverse’の訳語について。‘multiverse’（「多元宇宙」）という用語は、アメリカの哲学者で心理学者のウィリアム・ジェイムズが生み出した概念‘a Pluralistic Universe’（「多元的宇宙」）から着想を得ているとされる（PACG, Ibid, p. 73.）。ジェイムズの「多元的宇宙」論については、近年、日本でも哲学の分野で再解釈がなされてきており（伊藤邦武『ジェイムズの多元的宇宙論』岩波書店、2009年；猪口純『ジェイムズ『多元的宇宙』のプラグマティズム—経験の彼方を問う経験論』晃洋書房、2021年、等）、特に、猪口氏の著書は、従来、神秘主義との近似から批判されてきたような解釈とは一線を画すものとして、注目に値する。本稿での議論、とりわけ、「アーカイブ的多元宇宙」概念のもとでレコード・コンティニューム理論を捉えるうえで重要と思われるのは、次のような記述である。すなわち、ジェイムズの多元的宇宙とは、「複数の<宇宙>によって構成され」、その「宇宙とは組織的まとまりを持つ個的存在の毎瞬間の<経験>を意味する」ものとされること（猪口、20頁）、そして、複数の個的存在の経験として現れる宇宙は、その原動力として「自己組織化」的な「文脈を集約し、取りまとめる力」、「複数のものを束ね、一つの流れに統合する力」が働くものとして想定されていることである（同、116-130頁）。

第二章 現代組織におけるレコードキーピングに関する諸問題—技術、人、専門職—

はじめに

組織における記録管理の問題は、従来、その管理のあり方はいかにあるべきかに関して、制度論やシステム設計、適正な記録管理のための要件の定義、といった観点から考察がなされてきた¹⁾。そして、記録管理とアーカイブズ管理の統合という包括的な理解のもとでのレコードキーピングを進めてきたオーストラリアでは、とりわけ、20世紀末に、電子記録を念頭に置いた記録管理のための標準の策定や法改正、レコードキーピング・システムの設計と実施のための方法論等の整備が行われていった。しかしながら、近年、標準への対応やシステムを導入しただけでは、適切な記録管理は実現されえないことが指摘されてきている。

本章では、このような課題への応答から、組織の構成員である行為者の問題を組み込んだ形での適正なレコードキーピングを遂行していくことを課題とした近年の研究動向に依拠しつつ、その研究手法に検討を加え、その上で、レコード・コンティニュームの理論モデルの特性を踏まえた独自の視点から、レコードキーピングの適正化のための論点と改善の方向性を示す。また、それと合わせて、組織業務と結びついた記録管理を支えるレコードキーピング専門職の必要性とその役割についても考えてみたい。

第一節 組織のレコードキーピングにおける「人の問題」

フランク・アップワードとスー・マケミッシュらが考案したレコード・コンティニューム理論は、記録管理とアーカイブズ管理を統合した包括的視点に基づくレコードキーピングの設計・実施を実現するための理論的基盤として、オーストラリアを中心に世界的にも少なからぬ影響を与えてきた²⁾。このことは、同理論が記録管理に関するオーストラリア国内標準 AS 4390 の策定に寄与し、その後、国際標準 ISO 15489 の策定へと展開したこと、また、組織の適正なレコードキーピングを支えるシステムの設計と実施のための方法論である

¹⁾ 日本における研究として、例えば、以下を参照。坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本』勉誠出版、2016年。

²⁾ 例えば、Terry Cook, “Beyond the screen: the records continuum and archival cultural heritage”, *Australian Society of Archivists 2000 Conference*, Melbourne, Aug. 18, 2000 (古賀崇訳「スクリーンの向こう側—レコード・コンティニュームとアーカイブズにおける文化遺産」、記録管理学会・日本アーカイブズ学会編『入門 アーカイブズの世界』日外アソシエーツ、2006年、219-250頁。)；Sarah J.A. Flynn, “The Records Continuum Model in Context and its Implications for Archival Practice”, *Journal of the Society of Archivists*, 22(1), 2001, pp. 79-93.など。

DIRKS (Designing and Implementing Recordkeeping Systems) 方法論の策定³⁾などに具体化されていったことなどに端的に示されている。こうして、レコードキーピングを実現するための法や規則、標準の整備が進められ、制度的環境が整えられていったのだが、このことをもって、組織における適切なレコードキーピングが実際の現場で実現されていったわけではなかった。当のオーストラリアでは、2007年以降、オーストラリア連邦政府諸機関における DIRKS マニュアルの使用は推奨されなくなり、2013年には、混乱を避けるため、オーストラリア国立公文書館のウェブサイト上から取り除かれることとなった⁴⁾。このような事態となったのは、エイドリアン・カニンガムによれば、この方法論が適用された政府の各部門から、業務の機能と活動の同定と記録管理要件を特定する作業があまりにも複雑で厳格なものであったために反発を買い、そのプロジェクト自体が遅々として進行しなかったためである⁵⁾、という。こうした経験から、組織における適正なレコードキーピングの実現のためには、実際にシステムを運用する人々、すなわち、組織成員の問題が非常に重要であることが、以下でみていくように、近年の研究によって特に指摘されてきている。

それでは、組織における人の問題を組み込んだ、より相応しいレコードキーピングを実現するためには、何が必要となるのか。そのためには、レコードキーピングを設計・実施するための要件を把握するだけでなく、組織成員が記録をどのように理解し、記録を共有・管理するシステムをどのように使用しているか、といった行為者の記録や記録管理への認識や振る舞いを組み込んだ上で、組織におけるレコードキーピング上の課題が把握される必要がある。このような組織における記録・情報管理のあり方を適切に捉え、分析するために、理論的にも新たな理解が求められてきている。

アップワードらが考案したレコード・コンティニューム理論は、記録情報の作成から共有、管理、保存、活用に至るレコードキーピングの一貫したアプローチに基づくモデルを提示したが、このモデルを組織の記録・情報管理に引き付けて次元ごとに理解すると、次のように示されよう。すなわち、第1次元「生成」では、組織内の個々の従業員が彼らの業務を行うための情報を生成する。第2次元「捕捉」では、組織の同一チームやグループ内の他の成員による情報へのアクセスを可能とするためのメタデータ付与、情報の保管といった措置がなされる。第3次元「組織化」では、組織において、記録にとっての不可欠な特性（使用性、

³⁾ コンティニューム・モデルと DIRKS 方法論の関連については、以下を参照。中島康比古「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュームと DIRKS 方法論」、『レコード・マネジメント』51号、2006年、3-24頁。

⁴⁾ G. Oliver, and F. Foscari, *Records Management and Information Culture: Tackling the people problem*, Facet Publishing, 2014, p. 24.

⁵⁾ A. Cunningham, “Good Digital Records Don’t Just ‘Happen’: embedding digital recordkeeping as an organic component of business processes and systems”, *Archivaria*, (71), 2011, pp. 21-34.

真正性、完全性、信頼性)を維持することを保証するための制御がなされ、アクセス要件に基づいて、情報が組織内で利用可能となる。第4次元「多元化」では、より広い社会的ニーズに応答するために、情報が組織外に配置される⁶⁾。

このコンティニューム理論を支える基底となっていたのが、アンソニー・ギデンズの「構造化理論」であった。構造化理論の要点は、構造と行為の相互作用への認識であり、ギデンズはそれを「構造の二重性」と呼ぶ⁷⁾。すなわち、「再帰的に組織化された規則と資源の集合」としての構造が行為者の行為を拘束するとともに、行為者の行為を可能とする能力を付与するものとして捉えられ、構造と行為とが再帰的に相互作用するものと理解される。このギデンズの「構造化理論」を人間の行為と社会構造、そして、情報技術の相互作用を調査するための概念として捉え直したのが W.J. オーリコウスキーである。オーリコウスキーが提示する「適応性構造化理論 (adaptive structuration theory)」では、ギデンズの「構造の二重性」が「技術の二重性」として捉えなおされ、技術は人間の行為によって生み出され、変化させられるとともに、行為を促し、拘束するものと捉えられている⁸⁾。そして、この「適応性構造化理論」のなかで重要なのは「領有 (アプロプリエーション)」という概念である。すなわち、技術は与えられた構造のなかでどのように個人や集団によって選び取られ、我が物として使用されるのか、という点に関わり、「ある集団がその技術を使用するかしないかを判断し」、それを「直接的に使用し」、あるいは、「他の構造と関連づけ」、その運用の仕方や手段を「解釈し」、「その構造についての判断を下す」⁹⁾というプロセスが「領有」の過程であり、この見方では技術は誠実な領有か不誠実な領有をされるものとみなされる。以上のような「適応性構造化理論」は、組織内部における人々と技術との相互作用を理解するうえで有用であろう。すなわち、組織のレコードキーピングに関わる電子記録管理システムや分類システム、リテンション・スケジュールなどの諸技術がなぜ導入されないか、また、仮に導入されたとしても、それがなぜ適切に運用されないのかといった問題は、その技術の導入や運用を試みる組織の置かれた構造と人々の既存の技術の領有のプロセスのなかで捉える必要があるといえよう。

そして、オーリコウスキーの「適応性構造化理論」に基づき、単に標準モデルの適用や記録管理システムの導入によって「問題解決」を図るのではなく、組織の置かれた状況を把握

⁶⁾ S. McKemmish, F. H. Upward, and B. Reed, "Records Continuum Model", in M. J. Bates and M. Niles-Maack, eds., *Encyclopedia of Library and Information Science*, Third Edition, Taylor and Francis, 2009, p. 4451.

⁷⁾ アンソニー・ギデンズ『社会の構成』、勁草書房、2015年、52-3頁。

⁸⁾ W.J. Orlikowski, "The duality of technology: rethinking the concept of technology in organization", *Organization Science*, 3(3), 1992, pp. 398-427.

⁹⁾ G. DeSanctis, and M.S. Poole, Capturing the complexity in advanced technology use: adaptive structuration theory, *Organization Science*, 5(2), 1994, p. 129.

し、分析し、状況に適合的な改善の方策を探る「やわらかい」アプローチを提唱しているのがフィオレーラ・フォスカリーニである。フォスカリーニは記録管理に関わる参照モデルや標準や方法論の適用は「正しい」記録管理やアーカイブズ・プログラムの確立を求めるが、それらは「かたい」アプローチで組織の現場の複雑性を無視したものであり、単に標準的な技術を導入しただけでは期待される結果は得られないとして、それに代わって、より「状況適応」型のアプローチであるソフト・システム方法論 (Soft Systems Methodology ; 以下、SSM) を用いることを提唱している¹⁰⁾。SSM とは、経営学分野の P.チェックランドと J.スクールズによって提示されたもので、それは何らかの問題とされる状況と現実の行為とを対比させてディベートをもたらし、改善へと向かわせるための組織化された学習システムである¹¹⁾。すなわち、人間が現実世界に意味を与える行為を意図的行為 (purposeful action) とし、その行為は何らかの「経験に基づいた知識 (experience-based knowledge)」から導かれるものと捉え、この経験に基づいた知識から意図的行為が導かれ、その行為自体が新たな経験となる、というサイクルを「人間活動システム (human activity systems)」として定式化し、現実世界の問題状況を記述し、課題や論点を引き出してモデル化することで、そのモデルと実際の行為とを比較し、問題状況を改善するための実行可能な行為を促すための方法論であるという¹²⁾。この SSM の特徴は、有効な解決策をもたらすものではなく、あらゆる利害集団における議論、討論、主張を組織化することに力点が置かれていることである。それゆえ、SSM の最終目標は「状況の改善に向けた何らかの行為」を示唆することにあるとされ、現実の意図的行為を洞察することで、関係する全ての利害の間の調節、妥協点を見出すことに重点がある。このような特徴を持つ方法論を用いることによって、「異なるパースペクティブを持つ当事者からなるレコードキーピング環境を分析し、(競合する目的やパワーゲームといった) 隠れたメカニズムが記録の作成や使用のコンテキスト、すなわち、情報共有の仕方、記録に与えられる価値、記録管理に対する組織的関与などに作用していることを明らかにするのに役立つだろう」¹³⁾と、フォスカリーニは指摘している。

さて、このような理論的背景に基づき、オリバーやフォスカリーニが組織の職場における記録管理上の問題状況を把握するうえで、特に重視しているのが、人々が記録をどのように利用し、どのような意味を付与しているかを特徴づける組織における情報文化 (information culture) である。すなわち、組織における情報文化を評価することが、問題状況の把握と改善につながるという。この情報文化に基づくアプローチについて、節を改めて概観し、検討

¹⁰⁾ F. Foscarini, "Understanding the context of records creation and use: 'Hard' versus 'soft' approach to records management", *Archival Science* 10, 2010, pp. 389-407.

¹¹⁾ ピーター・チェックランド/ジム・スクールズ著、妹尾堅一郎監訳『ソフト・システムズ方法論』有斐閣、1994年、8-11頁。

¹²⁾ 同、2-9頁。

¹³⁾ Foscarini, *op. cit.*, p. 399.

してみたい。

第二節 情報文化アセスメント・フレームワークの検討

2.1 組織における記録・情報管理の文化的特性

「あらゆる組織は、情報文化をもつ。この文化を分析し、理解することは、人の問題を考慮に入れた記録管理プログラムとシステムの開発に役立つ。」¹⁴⁾と、オリバー&フォスカリーニはいう。こうした組織成員の問題を組み込んだ組織におけるレコードキーピングの課題を把握、検討する上での組織文化への着目は、アーカイブズ学研究において1990年代ごろからみられ、デイビッド・ベアマンやエリック・ケテラールらにより、アーカイブズ資料管理の文化的差異への認識の必要性が主張されてきた¹⁵⁾。また、エリザベス・シェパードとジェフリー・ヨーの『レコード・マネジメント・ハンドブック』でも、より良いレコード・マネジメント・システムを構築するための前提として、組織文化を特定する必要性が挙げられている¹⁶⁾。さらに、近年では、デジタル・ネットワーク時代の情報環境の混沌状況に対し、改めて断片化を促す情報のモノ的思考から脱却し、一貫性のあるプロセス指向のコンティニュアム思考に基づくレコードキーピング情報学の導入の必要性を説くアップワードらも、一貫的アプローチをとるレコードキーピングを適正に実行するために、既存の組織文化を診断する必要性を指摘している。また、日本の文脈でも、石井幸雄らにより大学の事務組織を対象とした文書管理についての詳細な調査研究がなされており¹⁷⁾、組織における適正な文書管理のための、情報の共有を阻害する私物化意識の排除、事務の効率化支援、意思決定の最適化支援の観点からの分析は、組織成員の文書・情報への意識に迫るものとして、欧米の組織情報文化に関する動向と近似する問題関心が窺える。

以上のような組織の情報文化に関する研究動向において、特に注目されるのが、オリバーの大学組織を対象とした一連の研究である。この研究においてオリバーは、同じ業種にあっ

¹⁴⁾ Oliver, and Foscarini, *op. cit.*, p. 1.

¹⁵⁾ D. Bearman, “Diplomatics, Weberian Bureaucracy, and the Management of Electronic Records in Europe and America”, *American Archivist*, 55, 1992, pp. 168-181; E. Ketelaar, “The Difference Best Postponed? Cultures and Comparative Archival Science”, *Archivaria* 44, 1997, pp. 142-148.

¹⁶⁾ E., Shepherd and G. Yeo, *Managing Records: a handbook of principles and practice*, Facet Publishing, 2002. (森本祥子、平野泉、松崎裕子編・訳、清原和之、齋藤柳子、坂口貴弘、清水善仁、白川栄美、渡辺悦子訳『レコード・マネジメント・ハンドブックー記録管理・アーカイブズ管理のための』日外アソシエーツ、2016年、72-5頁。)

¹⁷⁾ 石井幸雄、浜田行弘、菅真城、松岡美佳「大学における文書管理に関する基礎的研究Ⅱ一問題点・課題の解決手法を中心にー」、『レコード・マネジメント』No.65、pp. 109-133.

ても、業務活動の記録に必要な情報の作成と管理のアプローチが、三つの組織で明確に異なることを見出しているが、その理論的枠組みとして依拠しているのが、国民文化や組織文化の研究で著名な社会心理学者のヘールト・ホフステードである。以下では、ホフステードの「組織の文化特性」モデルとこのモデルを適用して明らかにされたオリバーの大学組織の文化特性比較の研究について、概観する。

ホフステードは IBM 社の社員の価値観の違いを調査することによって、国民文化の差異として現れる 4 つの次元を見出した。それが権力格差、不確実性回避、個人主義 - 集団主義、男らしさ - 女らしさで、その後の研究で、長期志向 - 短期志向という 5 つ目の次元が加えられている¹⁸⁾。その中でも、特に記録・情報管理とかかわりが深いのが、権力格差と不確実性回避の次元である、とオリバーはいう¹⁹⁾。すなわち、権力格差とは組織の成員間でどれほど不平等が知覚されているか、上司と部下の相互依存の程度を指し、もう一方の不確実性回避とは、あいまいさや不確実な状況に対して脅威を感じる程度を指している。例えば、不確実性回避指数が高い国はあまり勤務先を変えたがらず長期雇用の傾向があり、低い国では頻繁に職場を変える短期雇用の傾向があるといった差として現れるという。これらの次元を記録情報管理との関連で見ると、権力格差が低い国では意思決定があまり文書化されず、情報の文書的資源は必ずしも好まれず、権威的なものとみなされる傾向にある一方、権力格差の低い国では非上級職に対しても情報がより開かれたものとなるが、高い国では情報の階層格差が生じる傾向があるという²⁰⁾。他方、不確実性回避指数については、それが低い国は技術的解決への懐疑を示し、電子文書・記録管理システム (Electronic Document and Records Management Systems ; 以下、EDRMS と略) に対する抵抗があり、規則やポリシー、手続き的ガイドラインは文書化されない傾向がある一方、高い国では、レコードキーピングを取り巻くアカウントビリティの問題は、もしそれらが法的、規制的要件になっていなければ、深刻に考慮されることはなく、法的要件に基づいていない倫理的要件は同様に考慮されない、ということが指摘されている²¹⁾。

以上のような権力格差と不確実性回避の次元には相関があり、それぞれの程度の組み合わせによって、国民文化ごとの組織のタイプが導き出さるという。一つ目は「完全官僚制」と呼ばれ、ピラミッドの頂点に社長がいて、その下にそれぞれの部や課が階層を作っているモデルである。このタイプは、権力格差が大きく、また、不確実性の回避も強い国々で、ラ

¹⁸⁾ G. ホフステード、G.J. ホフステード、M. ミンコフ、岩井八郎、岩井紀子訳『多文化世界 違いを学び未来への道を探る』(*Cultures and Organizations: Software of the mind*, 3rd ed., McGraw-Hill, 2010) 有斐閣、2013 年、25-46 頁、34 頁。

¹⁹⁾ G. Oliver, *Organisational Culture for Information Managers*, Chandos Publishing, 2011, pp. 33-64.

²⁰⁾ *Ibid*, p. 43.

²¹⁾ *Ibid*, pp. 48-9.

テン、地中海圏、イスラム圏、アジア圏などが位置づけられ、日本もこのモデルに属するとされる。二つ目が「暗黙的構造化」で、権力格差と不確実性回避のいずれもが低く、階層的な構造や規則ではなく、状況に応じてどうすべきかが決定されるようなモデルで、アングロ語圏、スカンジナビア、オランダなどが位置づけられている。三つ目が「ワークフロー官僚制」で、権力格差は低い一方、不確実性回避は高く、「油をよく差した機械」のように組織が機能し、日常的な問題は全て規則によって解決されるべきで、上司が介入することは極端な場合に限られるといった特徴がある。このモデルには、ドイツ語圏、フィンランド、イスラエルなどが位置づけられている。四つ目は「人事官僚制」と呼ばれ、権力格差が大きい一方、不確実性の回避は弱く、組織活動は構造化されずに絶対的な権力を持つ上司に権限が集中するような拡大家族モデルとされ、中国、香港、インド、シンガポール、マレーシア、フィリピンなどが位置づけられている²²⁾。

このホフステードの国民文化に基づく組織類型に基づき、オリバーはケーススタディとして大学組織を選択し、オーストラリア、ドイツ、香港を対象地域に選んで比較分析を行った。その結果は、次のようなものであった²³⁾。

まず、オーストラリアの大学では、

- ・情報の管理は全体的ではなく、組織にわたって断片化している。
- ・個人の記録管理の責任の部分はほとんど知覚されない。従業員は決められた記録管理システムをほとんど信頼していない。
- ・情報を施設に蓄積することに不満をいう。
- ・技術的な解決は全ての情報管理の問題を調整（解決）する手段として提案される。
- ・全般的に同僚の間で情報を共有することに関して積極的である。
- ・社会と大学との間で、情報管理の枠組みに分離がある。（外的な標準と学内ポリシーとのミスマッチ）
- ・人は文書のリソースを調べてみるというより、同僚に情報を訪ねがちである。

このオーストラリアの大学は、EDRMS が導入され、そのための専門職も配置されたにもかかわらず、システムへの信頼が得られなかったという。

次に、ドイツの大学については、

- ・情報管理に関してホリスティックなアプローチが採られ、スタッフと学生双方を含む、全

²²⁾ *Ibid*, pp. 49-52.

²³⁾ G. Oliver, "Investigating Information Culture: a comparative case study research design and methods", *Archival Science* 4, 2004, pp. 287-314. 以下も参照。G. Oliver, "Cultural Dimensions of Information Management", *Journal of Information & Knowledge Management* 2(1), 2003, pp. 53-61; G. Oliver, "Information Culture: exploration of differing values and attitudes to information in organisations", *Journal of Documentation* 64(3), 2008, pp. 363-385.

てのステークホルダーのニーズを考慮に入れている。

- ・効率的で効果的なシステムによって、適所で情報が共有され、普及させられる。
- ・全てのタイプの情報に高い価値が与えられる。
- ・文書情報にたいして真正で信頼できるものとみなされ、非常に重視される。
- ・社会的な要件と内的ポリシーとの明確なつながりがある。政策文書のなかで、特定の法的要件が言及されている。
- ・情報の貯蔵に対して不平や意見はない。
- ・スタッフは記録を保持することによってアカウントビリティを示す必要性に対する強い分別を示す。

このようなドイツの事例は、記録管理においては非常に理想的なタイプであるとオリバーは指摘している。

三つ目に香港の大学について、

- ・記録管理は必要不可欠な機能とはみていない。
- ・権限のない人の情報へのアクセスをリスクとして知覚しているために、情報をアーカイブングすることに関して懸念がある。
- ・スタッフは直接のワークグループを越えては、同僚との間で情報の共有をしたがらない。
- ・社会的なフレームワークを反映した情報管理に関連する最小限のポリシーとシステムがある。
- ・情報技術システムの欠点が、マニュアルに従って情報を使用するスタッフから提示される。

以上のように、オリバーが対象とした三つの国の大学組織では組織内部の人びとの情報にたいする価値や態度、また、情報共有やシステムへの信頼の点で違いがみられ、こうした組織における人々の情報に対する価値や態度が情報文化を形づくり、その文化が組織における情報の管理の仕方に深い影響を与えていることが示されている。

このような一連の研究を一般化し、オリバー&フォスカリーニは、組織の情報文化を評価・分析することで、その組織の情報管理上の課題を見出し、問題状況を改善に導くための「情報文化アセスメント・フレームワーク」を提示している。以下では、このフレームワークを詳述し、その特徴を把握してみたい。

2.2 「情報文化アセスメント・フレームワーク」

「情報文化アセスメント・フレームワーク」は、図 2.1 のように、三つのレベルからなるピラミッド型のもので表現される。

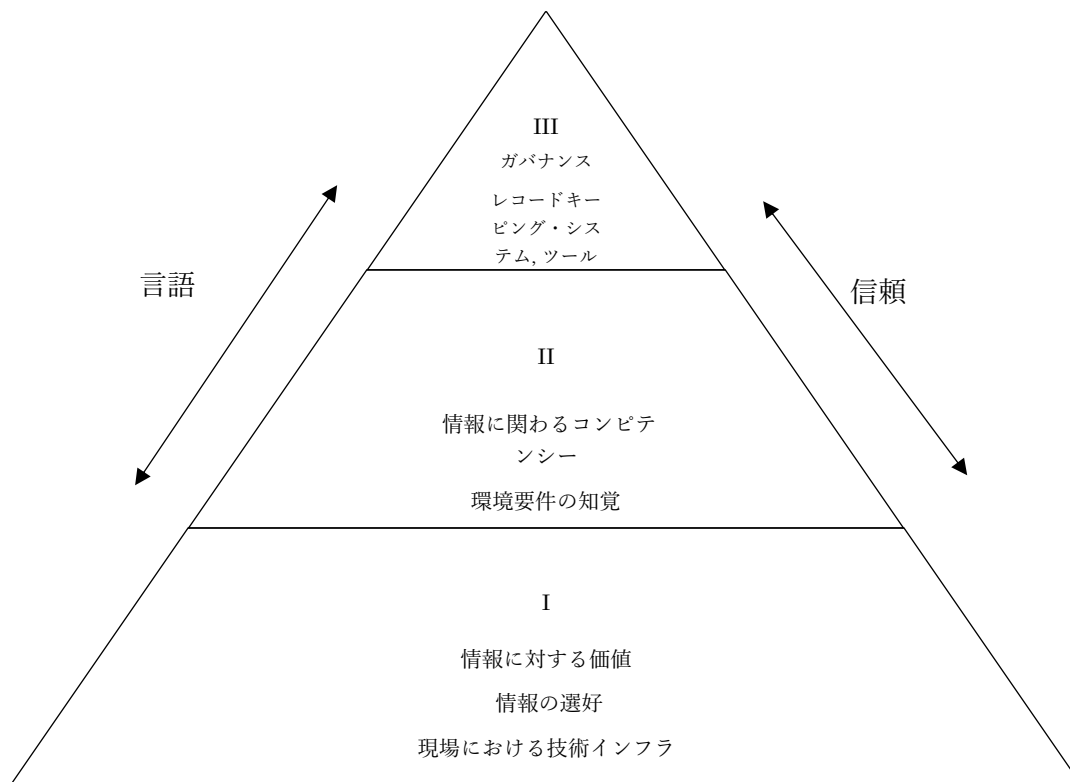


図 2.1 情報文化アセスメント・フレームワーク (Information Culture Assessment Framework, in Gillian Oliver and Fiorella Foscarini, *Recordkeeping Cultures*, second edition, facet publishing, 2020, p. 17.)

このフレームワークは、異なる組織におけるその文化を評価、診断するための枠組みとして使用されるもので、各層の諸要素は文化的差異と結びついて現れ、下層のレベルほど国民文化に埋め込まれて変化させることが難しいが、上層のレベルは逆に、組織的特性が強く、変化しうる可能性がある、とする²⁴⁾。その各層について見てみると、ピラミッドの下層のレベル I では、記録に対して価値が与えられているかどうか、証拠としての情報が尊重されているか、アカウントビリティの目的のために、情報を管理する必要性が認識されているか、といったことが評価される。次に、中層のレベル II では、分類、メタデータ付与、リスクの把

²⁴⁾ なお、このフレームワークは、2014年の第1版 (G. Oliver and F. Foscarini, *Records Management and Information Culture: Tackling the people problem*, Facet Publishing, 2014.) に提示され、その後、ICA 後援のもとでなされた2015年から2017年の調査を反映して、第2版 (G. Oliver and F. Foscarini, *Recordkeeping Cultures*, second edition, facet publishing, 2020.) で修正が加えられているようである。特に明確なのは、第1版でレベル I にあった「言語」要素と、レベル III にあった「信頼」要素が、第2版ではメタレベルに配置されている点である。本論では、第2版に従っている。

握など、記録情報に対するリテラシーがどの程度備わっているか、関連する法的要件やポリシーを認識しているかなどが評価される。上層のレベルIIIでは、情報ガバナンスの度合いやレコードキーピング・システムとツールが備わっているかが評価される。また、ピラミッド全般にわたるメタレベルとして、言語やコミュニケーションの要素と、レコードキーピング・システムや専門職への信頼の要素が配置されている。そして、このような各層の諸要素の評価は主に半構造化インタビューなどを通して行われるという²⁵⁾。

それでは、情報文化評価フレームワークの各レベルでは、実際にどのようなことが問われるのか、日本の大学組織を念頭において、考えてみたい。まずレベルIでは、「各課の職員は文書ないし文書管理の必要性、重要性を十分に認識しているか?」といった、文書に対する重要性の認識が問われるだろう²⁶⁾。国立大学法人では、公文書管理法の施行に伴い、各大学で文書管理規程が定められ、その規定に従った文書の作成、管理、保存が求められているが、ここでは、実際に、各部署の職員個人が、それぞれの担当業務を遂行するなかで、その作成する文書の重要性を適切に認識しているかどうかの問題となる。また、文書に対する認識は、事務組織と教員組織、また、各々の部署や業務ごとにも異なってくるだろう。また、個人の文書か、組織的な共用文書か、公式的なものか、非公式なものかについてもその区分が意識化されているかどうかが問われるだろう。次に、レベルIIについては、「記録管理の責任を遂行するために必要な個々の従業員の知識、技能、専門性」を考慮する領域とされるが、そのうちの一つである「情報に関わる能力」については、ISO 15489 で求められるような、記録管理の要件に適合した規範的な能力というよりも、「その組織にとって」記録とは何か、それらはなぜ重要かを把握した上で、業務遂行上、効率的に文書を探し出すことができるか、そのような日常業務上の情報管理における課題を把握すること、また、業務を行う個人が情報の共有・管理のための技術やツールをどのように理解して使用しているかを把握することに重点が置かれている²⁷⁾。また、レベルIIのもう一つの要素は、「環境要件への知覚」であるが、それは記録管理に関わる法や規則、標準、規範に対する認識を指すとされる²⁸⁾。国立大学法人の文脈では、公文書管理法や学内の法人文書管理規則等が、組織の職員に適切に理解されているかどうかの問題となろう。さらに、レベルIIIでは、組織全般にわたる情報ガバナンスや情報技術に関わるインフラが問題となる。情報ガバナンスとは、法、記録管理、情報技術 (IT)、リスク管理、プライバシー、セキュリティ、業務運用を含む包括的な概念であるが、それらに関わる情報のガバナンスによって、情報の価値を最大化し、

²⁵⁾ Oliver and Foscarini, *op. cit.*, 2014, pp. 16-19; Oliver and Foscarini, *op. cit.*, 2020, pp. 16-18.

²⁶⁾ *Ibid*, 2014, pp. 55-72; *Ibid*, 2020, pp. 53-70.

²⁷⁾ *Ibid*, 2014, pp. 91-106; *Ibid*, 2020, pp. 79-93.

²⁸⁾ *Ibid*, 2014, pp. 107-123; *Ibid*, 2020, pp. 95-109.

関連するリスクとコストを最小化するための活動や技術を意味する²⁹⁾。そこで、情報文化フレームワークにおいて焦点となるのは、組織における情報ガバナンスのための技術インフラのなかに、どのようにレコードキーピングの機能が組み込まれているか、という点であるが、とりわけ、組織成員の記録・情報管理に関わる振る舞いに影響を与える IT 政策や手順、情報へのアクセスの促進と保護の必要性とのバランス、クラウド・サービスの利用による情報の管理・保管に伴うリスクなどが検討課題となる。また、電子記録管理システムを含む、あらゆる情報システムに関し、その導入時にレコードキーピングの要件を検討することが重要となるが、それだけでなく、システムの運用が適切になされているかどうか、作業負担が増し、不必要なタスクや重荷として感じられていないか、といった点が考慮される必要があるという³⁰⁾。国立大学法人においても、法人文書ファイル管理簿の作成が義務づけられているが、法や規則に則った文書管理の適正化を図るのみならず、電子記録管理システムと業務システムとの関連づけや、IT セキュリティと機密情報、プライバシー保護のポリシーや手順の整備などが、それぞれ別々に整備されるのではなく、それらの一貫した統合的なガバナンス体制の構築が求められてこよう。

以上のような情報文化評価フレームワークの活用は、各々の組織がその組織成員も含むレコードキーピングを改善していくために、自組織の情報文化を評価・把握するためには効果的であろう。また、組織のレコードキーピングに関わる情報文化の評価・分析は、単に標準や規則を導入するのではなく、組織の現場における「人々の問題」を考慮に入れたものとして有効とされ、近年、実際の組織を対象としたいくつかの事例分析もなされてきている³¹⁾。しかし、こうした研究では、各部署の記録管理担当者から末端の組織成員まで、組織内の成員の記録に対する認識やシステムに対する信頼性の把握に焦点を当てて調査者が民族誌的な参与観察を行う必要があるとされる一方、どれほどの数の組織を調査すれば一般化が可能なのか、といった点では疑問が残るものである。加えて、組織の文化特性把握に対しては、ホフステードの研究でも、日本は個人主義の程度が低いとされるが、その因子分析自体を批判する指摘もみられる³²⁾。

²⁹⁾ Julie Brooks, “Perspectives on the relationship between records management and information governance”, *Records Management Journal*, 29(1), 2019. p. 7.

³⁰⁾ Oliver and Foscarini, *op. cit.*, 2014, pp. 125-140; Oliver and Foscarini, *op. cit.*, 2020, pp. 111-126.

³¹⁾ P. Svard, “The Impact of Information culture on information management/ records management: A case study of a municipality in Belgium”, *Records Management Journal*, 24(1), 2014; G. Oliver, F. Foscarini and C. Sinclair, “Ethnographic sensitivity and current recordkeeping: Applying information culture analysis in the workplace”, *Records Management Journal*, 28(2), 2018.

³²⁾ 高野陽太郎『「集団主義」という錯覚—日本人論の思い違いとその由来—』、新曜社、

他方で、情報文化研究の理論的基盤とされるSSMでは、ある組織固有の文化を探索することも必要とされているが、それと同時に、何らかの問題状況に対して、意見の食い違いがある論点を引き出し、一連の活動の流れをモデル化し、問題状況に関わる異なる利害の間で議論を引き起こし、アコモデーションをもたらすことが特に重視されている³³⁾。また、レコード・コンティニューム理論においても、それが静態的なモデルとしてあるのではなく、各次元間での意思決定のプロセスや権限の範囲、諸主体間での権力関係などを組み込んでいくことによる動態性こそが、重要なポイントであると考えられる。そこで、次節では、組織におけるレコードキーピング文化の分析を補完するものとして、コンティニューム・モデルの各次元の主体間で論点と、その改善の方向性を示すことを試みる。

第三節 コンティニューム・モデルに基づく課題の焦点化とレコードキーピング専門職の役割

3.1 ミンツバーグのコンフィギュレーション論

組織におけるレコードキーピングの適正化のための問題点には、文書検索性の不備や記録管理に係る責任の不明確さ、属人的な業務慣行など、様々なものが考えられうるが、その根本的な不首尾の要因は、文書管理業務と、それに関連する業務プロセスとが適切に結びついておらず、文書・記録管理の適正化が別個の課題として認識されていることにあるものと考えられる。こうした諸課題の克服のために、組織成員との関連で最も重要なのは、いかに通常業務の支障をきたさずに文書・記録管理を適正に行うか、つまり、適正な文書・記録管理をいかに効率的に行っているか、ということであろう。そして、この点にこそ、レコードキーピング専門職の貢献が求められよう。このような観点から、本節では、レコード・コンティニュームの各次元における諸課題に対する改善の方向性の提示を試みてみたい。

ここで、適正なレコードキーピングを効率的に遂行するための方策を考えるにあたり、その前提として、組織体がどのような構造のもとに機能しているのか、組織全体の構造特性を把握しておく必要がある。一般に組織体は、その存立の根拠として、何らかの社会的な目的・使命を持ち、その目的を果たしていくために、いくつかの職務分掌に分かれて業務を遂行していくものと考えられる。このような組織の構造特性を捉えるにあたり、注目したいのが、カナダの経営学者のヘンリー・ミンツバーグによるコンフィギュレーション論と呼ばれる

2008年、39-70頁。

³³⁾ チェックランド／スクールズ、前掲、40頁。アコモデーションは利害の一致を見出すコンセンサスとは異なる、として、チェックランドは次のように説明している。「アコモデーションをもたらすとは、人間がかかわる事柄に常にまわりつく対立関係はそのまま存在するとしても、その対立を、異なる見解を持つ人々が「ともに事にあたらう」とする状態の一部として取り込んでしまうことである」(同頁)。

ものである³⁴⁾。ミンツバーグは、組織を外部環境の変化に応じて、それぞれの特化した職務が、権力を行使し合いながら、時に協力し、時に競合しつつ機能する、動的なものとして捉えている。彼の組織論では「コンフィギュレーション」という用語が鍵となっているが、これは、組織におけるいくつかのまとまりの配置、ないし、それによって形成される全体としての形態のことで、その各々のまとまりが組織の構成単位となるとされる。そして、組織の各構成単位が、それ自体に固有の活動の方向性を追求させようとしてパワーを顕在化させ、それらの絡み合いが組織全体の力動を生み出している、と考えられている³⁵⁾。ミンツバーグは、こうしたコンフィギュレーションを構成する基本単位として、組織の権力の中核として組織システム全体を見渡す取締役や経営責任者のような戦略尖、実際に現場で製品などを生産する業務担当者を指す作業核、作業核と戦略尖をつなぐ権限のヒエラルキーを構成する中間ライン、そして、計画立案や管理運営的業務を遂行する総務企画部門のようなテクノ構造、法律業務や広報などを担当する支援スタッフの 5 つを基本形として提示している。そして、組織文化を指すイデオロギーが組織の伝統や信念を生み出し、組織成員にまとまりをもたせているとされる。さらに、組織の構成単位間の力関係によって、企業家的組織／機械的組織／多角的組織／専門職業的組織／革新的組織の 5 つの種類の組織が形成されるという。

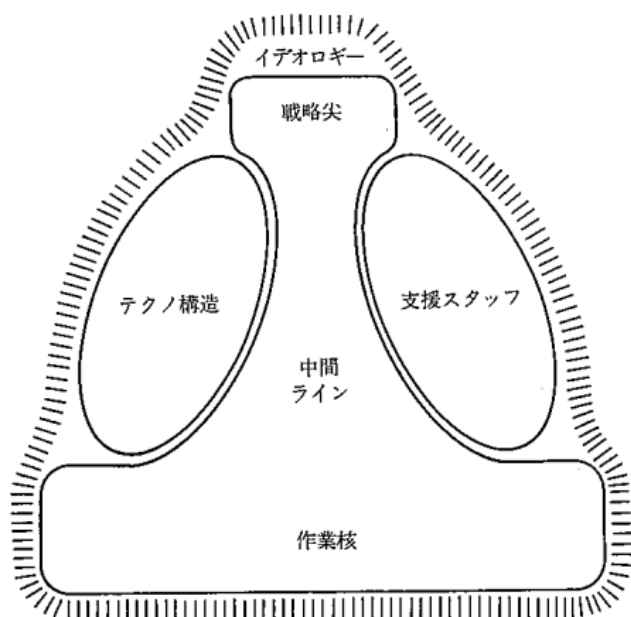


図 2.2 コンフィギュレーションを構成する基本要素 (H. ミンツバーグ、北野利信訳『人間感覚のマネジメント』、1991 年、155 頁より。)

³⁴⁾ H. Mintzberg, *Mintzberg on Management*, The Free Press, 1989 [北野利信訳『人間感覚のマネジメント—行き過ぎた合理主義への抗議—』ダイヤモンド社、1991 年]

³⁵⁾ 稲垣保弘『経営の解釈学』白桃書房、2013 年、189-218 頁。

レコードキーピングの適正化・効率化にあたっては、戦略尖と中間ライン間での意思決定の流れを制御し、監督する権限を配分するにあたっての経営トップとの関係が重要となろう。また、業務過程を標準化し、仕事の効率化を図る、総務などを担当するテクノ構造や、ユニット相互を調整して社会のニーズをとらえる法務部門や広報部門の支援スタッフとの協力関係も重要となってくる。

3.2 適正なレコードキーピングのためのコンフィグレーションの方向性

それでは、適正なレコードキーピングを遂行していくにあたって、どのような方向性が目指されるべきか、また、レコードキーピング専門職はコンフィギュレーションの配置のなかにどのように組み込まれるべきかについて、考えてみたい。まず必要なのは、業務自体の管理のための経営幹部・総務部門とレコードキーピング専門職との連携である。一般に日本の組織では、特定の事業単位や部署ごとに業務を割り当て、管理運営関係や申請関係、契約関係、予算関係、補助金関係など、業務の種類・役割ごとに文書を分類し、文書の形式・役割に応じて保存年限を設定している。しかし、こうした業務類型ごとの分類では、当該文書が組織の高次の使命や目的に基づく、どのような機能から発生し、いかなる活動や業務の過程で作成されたものか、という文書の生成のコンテキストが不明確なものとなる³⁶⁾。そして、そのために、機械的に設定された保存年限からだけでは、当該文書の重要性が理解しえない、あるいは処分年限が満了する際に、職員が自分の仕事にとって必要かどうかのみで判断するといったことになり、余計な手間が掛かることになりうる。このような点を改善するために、文書記録を組織全体の機能や活動のなかに適切に位置づけ、文書業務の処理を適正かつ効率的に行うためのレコードキーピング専門職が必要となってくる³⁷⁾。こうした体制を整備し、レコードキーピングを支援する記録管理専門職を配置している事例として、シドニー大学では、電子記録管理システム (Electronic Records Management Systems ; 以下、ERMS と略) によって文書の作成から処分までを包括的に管理しており、ERMS にはヒューレッド・パッカー社のソフトウェア Records Manager が使用されているが、このシステムの下で、事前にレコードキーピング担当の専門スタッフによって機能分類スキームが設計され、記

³⁶⁾ 森本祥子「公文書管理法制度下における文書分類の課題：新たな体系化についての試案」、『東京大学文書館紀要』(37)、2019年。

³⁷⁾ F. Foscarini, “Understanding functions: an organizational culture perspective”, *Records Management Journal*, 22(1), 2012, pp. 20–36; S. Packalén and P. Henttonen, “Recordkeeping professionals’ understanding of and justification for functional classification: Finnish public sector organizational context”, *Archival Science*, 16, 2016, pp. 403-419.

録の保存年限が設定されているようである³⁸⁾。このようなかたちで、職員の業務上のニーズのみの観点から文書の価値を判断するのではなく、情報公開等に対応するための組織のアカウントビリティの要件や社会的な有用性などを考慮し、コンティニューアムの各次元からの異なる視点を総合して、事前に分類スキームを構築していくために、総務部門とトップの経営部門、そして、レコードキーピング専門職とが連携する必要があると考えられる。

次に、組織内構成員の責任と権限を明確化しておく必要がある。すなわち、レコード・コンティニューアム・モデルの個人—ユニット間、各ユニット間、ユニットと組織全体の間で、どの情報をどの範囲で共有すべきかを設定しておくことである。先述したように、業務上の機能は事前に組織大で設定しておく必要があるが、記録が実際に作成・使用されたのちには、ユニット長が再評価し、最終的に処分する際には統括情報管理者等によって承認されることが必要となる。問題は、作成主体によって生み出される私的メモと共用「記録」の境界と管理についてであるが、明確化すべきは文書と結びついた業務の方であるので、個人、組織単位、組織それぞれの主体内、主体間での共有されるべき業務を明確に定義しておくことが重要である³⁹⁾。そして、上級管理者による私的メモと共用記録との境界範囲の設定、組織ユニット長などの記録管理担当者による処分権限の付与、個人業務サイト内で共用「記録」を作成した場合のアクセス許可、記録管理専門職へのログデータの監査報告など、個人の業務システム内で作成された文書に関する管理のためのポリシーを定めておく必要がある。

また、コンティニューアム・モデルの第3次元と第4次元に関わる問題として、アカウントビリティ、情報公開、プライバシー保護の問題がある。日本の自治体などの場合、個人を証明する記録が文書館等に移管されることはほとんどなく、原局で情報公開請求があった際に、開示非開示の判断がなされるが、個人情報保護に過敏になりすぎ、公開に消極的となり、情報を開示することで当該個人に不利益が発生するか否か、というプライバシーを適正に判断できていないとも指摘される⁴⁰⁾。このような過剰な個人情報保護への対応は、数年で交代する現場の職員には適正な判断をするための時間も経験もなく、リスクが発生することを回避するために生じてきているといえるが、リスク回避のために、保存年限がきたら速やかに廃棄する、といった対応でなく、個人の権利利益を適正に保護したうえで、必要な記録情報は、一定期間経過後はアーカイブズ機関等に移管して適切に管理し、適正に判断し

³⁸⁾ Archives & Records Management Services, *University Recordkeeping Manual*, The University of Sydney, 2015.

³⁹⁾ DX コンセプト立案委員会「デジタル時代の文書情報管理業務に関する提言」第1.1版、公益財団法人日本文書情報マネジメント協会、2022年、10頁；岡崎敦「地方自治体における公文書管理の理念と施策—産学官連携によって開催された、あるワークショップの紹介—」、『九州大学附属図書館研究開発室年報、2018/2019』、2019年、3頁。

⁴⁰⁾ 加藤聖文「市民社会における「個人情報保護」のあり方—公開の理念とアーキビストの役割—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第11号、2015年、1-14頁。

て限定的な措置をとったうえで公開していくことが求められよう⁴¹⁾。また、2018年に施行されたEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）のように、データ主体の諸権利を保護するとともに、アーカイブズ機関等における資料公開との適正なバランスを確保していくことが益々求められてきている⁴²⁾。こうした点から、法務部門とレコードキーピング専門職とが協働し、個人情報記録のプライバシー保護の適正な管理と記録へのアクセスの両者を矛盾なく保証していくためのレコードキーピングの体制整備が課題となる。

さらに、組織の過去の埋もれた活動の記録や、組織単位で共有化されていない個人の文書が組織活動の別のコンテキストで有用となる場合も考えられる。こうした過去の業務や活動の記録を、組織の知的資源として新たに価値づけ、社会的に共有・活用していくことは、組織のブランド戦略や企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility; 以下、CSR と略)の推進にもつながりうるものである⁴³⁾。そのため、組織の記録情報全般を包括的に管理するレコードキーピング専門職と広報部門とが協働することによって、組織内の情報の掘り起こしや、文書記録の価値の再評価、資源化による利活用の促進が可能となりうる。こうした記録の知的資源化に関しては、事後的な発見による価値づけという側面が強いが、日ごろから情報管理と結びついたナレッジ・マネジメントを組み込み、個々人や部署ごとに分散していた知の伝達・共有を促進し、知の生成、共有、利活用というサイクルを機能させておくことも重要であろう⁴⁴⁾。

以上のように、適正なレコードキーピングを実施することで対内的な業務の効率化と、対外的な情報公開と機密保護を可能とし、さらには、知的資源としての活用支援を促進していくために、アーカイブズ機関、および、レコードキーピング専門職が、組織の機能の一部としてしっかりと組み込まれる必要があるといえよう。

41) 小池聖一『アーカイブズと歴史学—日本における公文書管理—』刀水書房、2020年、155-6頁。

42) 坂口貴弘「アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：欧州のデータ保護制度を手がかりに」、『創価教育』、第12号、2019年、53-75頁。

43) 岡崎敦「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成について」、『九州大学附属図書館研究開発室年報, 2013/2014』、2014年、20頁；岡崎「情報管理専門職の人材養成問題：職務標準、メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション」、『九州大学附属図書館研究開発室年報, 2017/2018』、2018年、5頁。

44) 野中郁次郎、竹中弘高／梅本勝博訳『知識創造企業』東洋経済新報社、1996年；HM Government, Knowledge Principles for Government, The National Archives, 2016. <https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/knowledge-principles-for-government.pdf>

おわりに

本章では、組織におけるレコードキーピングの問題を規則やシステムを組織の現場に当てはめるだけでは十分ではなく、そうした諸技術と行為者との相互作用の観点から検討することの必要性について論じ、業務の現場における問題状況の把握とともに、それを補完するものとして、レコード・コンティニューム・モデルを通じた各主体間におけるレコードキーピング上の論点を提示してきた。この考察から明らかとなった組織へのコンティニューム理論の適用の意義について、確認しておきたい。まず、コンティニューム・モデルをもとにすることで、各行為者の責任、権限の明確化を行うことができるということが挙げられる。また、適正なレコードキーピングの遂行にあたっては、従来のような文書自体を事後的に評価する在り方ではなく、文書を生み出す業務それ自体の管理が重要となる。この業務機能の評価を実施していくにあたっては、どの仕事が重要かは作成者個人ではなく、組織上層部がレコードキーピング専門職の助言に基づき決定すべきであり、とりわけ、公的組織においては、その評価に際して市民からの視点の導入も検討・考慮する必要があるといえる。また、記録が生成された後も、そのプロセスにおいて多様な視点から、多様な価値を付与され続けるものと考えられることから、記録情報の資源化、利活用の可能性も考慮されるべきである。この点で、レコードキーピング専門職と総務企画部門、ないし、広報部門との連携の必要性を示すことができる。

以上のような改善の方向性に照らして、組織の現場における法や規則、システム等の諸技術と行為者との間で固有の課題を改善していくことが求められることになるが、現代組織に固有の問題は、コンプライアンス、CSR、コーポレートガバナンス、内部統制等の方針策定と体制整備が求められ、その達成度合いや成果報告が求められるとともに、現場で遂行される行動との間に齟齬が生じ、組織外への説明と組織内の現実との間で溝が生じてくるという点であろう。記録管理の目的はアカウントビリティを果たすためであることを初めて明確にしたのは、オーストラリアの記録管理標準 AS 4390 においてであったが、このアカウントビリティ自体も理念的なものにとどまり、組織のリスク管理のためのコンプライアンスに基づく記録管理を最低限は果たす、という事態にもなりかねない。それゆえ、「アカウントビリティ」という概念自体を、いま一度問い直す必要があるのではないだろうか。

会計学者の國部克彦は、アカウントビリティというものが、資源や権限の受託者 - 委託者関係に限定されていることを問題視し、法律や規則に書き込まれた有限のアカウントビリティから、デリダやレヴィナスを引用しつつ、計算できないもの、到達不可能な正義としての無限のアカウントビリティへ、という議論を展開している⁴⁵⁾。確かに、適正な記録管理のための責任の明確化は必要であり、法や規則に則って業務活動の記録を必要な限り保持す

⁴⁵⁾ 國部克彦『アカウントビリティから経営倫理へ—経済を超えるために』有斐閣、2017年、第1章、第2章を参照。

ることが求められる。他方、ここでいう無限のアカウントビリティとは、他者への応答責任としてのレスポンシビリティである、という⁴⁶⁾。レコードキーピングを遂行するコンティニユアムの各次元の主体には、法や規則を超えた第4次元に位置する「未来の他者」へのレスポンシビリティに応じていくことも求められているのではないか。それは、環境や人権、社会問題への応答責任を引き受ける態度でもある。こうした無限の応答責任の視点をアーキビストやレコード・マネジャーなどのレコードキーピング専門職はもちろん、組織の成員一人ひとりが内面化し、関わり合っていくことが、その組織のレコードキーピング／アーカイビングをより確かなものとしていくことになるのではないだろうか。

⁴⁶⁾ 國部克彦・西谷公孝、北田浩嗣、安藤光展『創発的責任経営—新しいつながりの経営モデル—』日本経済新聞出版社、2019年、第1章、第2章を参照。

第三章 参加型レコードキーピングと記録の多元的管理の可能性—オーストラリアにおける「奪われた世代」問題を事例として—

はじめに

オーストラリアのフランク・アップワードがモデル化したレコード・コンティニューム理論¹⁾は、ライフサイクル論における現用と非現用という対立モデルを退け、組織内での資料の生成から、組織を離れた公共空間での新たな社会的価値を持つまでのすべてを、一つの過程として統合的に管理するものとして提唱され、オーストラリアの記録管理標準 AS 4390 や国際標準 ISO 15489 などに影響を与えてきた。また、こうした技術的背景に加えて、アカウントビリティ要請の高まりといった社会的背景とも呼応しつつ、DIRKS 方法論に象徴されるような実践的な文脈においても理解が進んできた²⁾。しかしながら、資料の生成から補捉、組織化、多元化が同時に行われ得るとされる適切に構築されたレコードキーピング・システムにおいては、一組織母体の機能と活動を反映した単一の視点が反映されることとなり、より多元的な観点を反映させた管理の可能性については十分に思考されてこなかった。例えば、バーバラ・リードは組織的コンテキストのもとで働くレコードキーパーは社会的な影響を考慮しつつも、特定の観点を課されることは免れないと指摘する³⁾。この点を克服するための一つの方法として、記録が生み出される組織の機能等の評価に、国民や住民などのコミュニティ成員自身が関与する仕方が考えられよう⁴⁾。しかし、ここで想定される国民や住民のコミュニティや社会とは単一のものなのであろうか。20 世紀末以降のオースト

¹⁾ Frank Upward, 'Structuring the Records Continuum – Part One: Postcustodial principles and properties', *Archives and Manuscripts*, 24(2), 1996 <http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/recordscontinuum-fupp1.html>; Upward, 'Structuring the Records Continuum – Part Two: Structuration Theory and Recordkeeping', *Archives and Manuscripts*, 25(1), 1997 <http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/recordscontinuum-fupp2.html>

²⁾ 中島康比古「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュームと DIRKS 方法論」、『レコード・マネジメント』51 号、2006 年、3-24 頁。

³⁾ Barbara Reed, 'Beyond Perceived Boundaries: Imagining the potential of pluralized recordkeeping', *Archives and Manuscripts*, 33(1), 2005, pp. 176-198 https://www.records.com.au/pdf/Beyond_perceived_boundaries.pdf

⁴⁾ 中島康比古「現代の記録を未来へ—アーカイビングにかかわる責任の連鎖—」、九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』、山川出版社、2015 年、207-208 頁。

ラリアにおいて問われたのは、「社会におけるレコードキーピング」⁵⁾という際の「社会」そのものが一枚岩ではなく、複数の社会が存在し、そうした社会の複数性のなかでのレコードキーピング／アーカイビングはいかにあるべきかという問題であった。記録というものが一つの組織を超えて、複数の組織、複数のコミュニティ、複数の社会に属するとすれば、その記録の管理はいかにあるべきか。本章では、この問題を問うていくことで、組織の記録管理により多様な観点を反映させるだけでなく、レコードキーピング／アーカイビングのシステムそれ自体を多様な主体のもとで多元的に管理するあり方について論じ、この多元的管理という視点のもつ意義と、組織、コミュニティ、社会の複数性を架橋する理論的可能性について展望する。

このような多元的管理の問題を考察していくために、本章で取り上げるのは、オーストラリアにおいて1997年に顕在化した「奪われた世代」問題をきっかけに、アボリジナル・コミュニティの人々⁶⁾からアーカイブズ諸機関の記録管理の在り方が問われることとなった事例である。本論を先取りしていえば、そこで問われたのは、ある組織の記録管理が正しく行われているか否かというよりも、誰にとっての管理なのか、過去の記録や記憶を管理するのは誰か、というより根源的な問題であった。こうした問題にオーストラリアのアーキビストはいかに応え、アボリジナルの人々といかに協働し、どのような形でその課題を克服しようとしているのか、その過程を跡づけ、そこから浮かび上がる可能性と課題を提示してみたい。

第一節 オーストラリアにおける先住民問題とアーカイブズ、アーキビスト

1.1 オーストラリア社会における先住民との「和解」のプロセス

オーストラリア社会で本格的な先住民との「和解」が模索され始めるのは1980年代末ご

⁵⁾ Sue McKemish, Michael Piggott, Barbara Reed and Frank Upward eds., *Archives: Recordkeeping in Society*, Wagga Wagga, New South Wales: Charles Stuart University, 2005 [一部は、安藤正人、石原一則、坂口貴弘、塚田治郎、保坂裕興、森本祥子訳『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会—』明石書店、2019年、として翻訳。]

⁶⁾ オーストラリアでは「本土」の先住民を総称して Aboriginal people や Aborigines という呼称が用いられる。また、トレス海峡島民を含む場合は、Indigenous という語が用いられる。しかし、単数形の Aborigine という語は差別的なニュアンスが強いという理由から用いられるべきではないとされる（藤川隆男『猫に紅茶を—生活に刻まれたオーストラリアの歴史—』大阪大学出版会、2007年、30-31頁、参照）。そのため、本稿では、「アボリジニ」という日本語でしばしば用いられる表記は避け、Aboriginal 個々人を指す場合、「アボリジナルの人々」、集団を称する場合、「アボリジニーズ」や「先住民」という訳語を用いる。

ろからであるといわれる。その起点となったのは、入植 200 周年にあたる 1988 年のオーストラリア・デイ（1 月 26 日）に、全国各地からシドニー湾に集まった先住民の人びとが掲げた「白いオーストラリアに黒い歴史あり」というスローガンであった⁷⁾。本節では、1988 年から 2000 年代までのオーストラリア社会における先住民との「和解」のプロセスをたどり、オーストラリアのアーカイブズ界において、先住民問題がいかに認識され、どのような対応がなされていったのかについて概観する。

1990 年代の「和解」に向けた具体的取り組みは、1991 年に 10 年間の期限付きで設置された和解評議会（Council for Aboriginal Reconciliation）に始まる。この評議会は、1988 年に、拘留中のアボリジナルの不自然な死に関し「拘留中のアボリジナルの死亡に関する王立調査委員会」が調査を開始し、その調査結果をまとめた 1991 年の同委員会報告書においてなされた勧告によって設立された。そして、この評議会では、最終的に和解をうたう文書を公表することを目的に、和解に対する世論を喚起するための公聴会の開催や啓蒙活動、先住民に対する社会正義を達成するための政策の提言などが行われていった。また、1992 年には最高裁判所により先住民による土地に対する慣習的権利が初めて認められた「マボ判決」が出され、1993 年には「先住民権原法」が成立するなど、先住民の権利が実定法のもとで保障されるようになる。さらに、1997 年には、オーストラリア人権・機会均等委員会が 1910 年代から 70 年代にかけて行われた同化政策の下で親元から強制的に引き離された先住民の人びと、いわゆる「奪われた世代」に関する報告書『ブリンギング・ゼム・ホーム (*Bringing them Home*)』⁸⁾が公表される。この報告書で明らかとなった、家族や故郷から強制的に隔離し白人社会に同化させる政策の存在、そして、今なお、家族やコミュニティ、文化との繋がりを喪失させられることで心の傷を負った多くの先住民が存在するという事実は、当時のオーストラリア社会に衝撃を与えたといわれる。この報告書を契機として、1998 年には 5 月 26 日が「国民の謝罪の日」と定められ、教会団体や地方自治体による「謝罪」の表明が相次いだ。保守党系連合政権のジョン・ハワード首相は連邦政府による「公式謝罪」を拒否した。「奪われた世代」に対する公式謝罪が行われるのは、2008 年にハワード政権から政権を奪還した労働党のケビン・ラッド首相においてである。そして、このラッド政権時に、国際連合において 2007 年 9 月 13 日に採択され、ハワード政権時に一度批准が拒否された「先住民の権利に関する国際連合宣言」がようやく採択されることとなった⁹⁾。

⁷⁾ 関根政美、塩原良和、栗田律津子、藤田智子編『オーストラリア多文化社会論』、法律文化社、2020 年、34 頁。

⁸⁾ Human Rights and Equal Opportunity Commission, *Bringing Them Home; Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*, Sydney, 1997. <https://humanrights.gov.au/our-work/bringing-them-home-report-1997>（閲覧日：2022/12/10）

⁹⁾ 以上の「和解」プロセスの説明は、関根ほか編、前掲、第 2 章、33-47 頁に拠る。

1.2 1990年代におけるアーカイブズ界の先住民問題への応答

以上のような和解に向けた動きのなかで、最初に先住民に関連するアーカイブズ資料に関わる勧告が出されたのは、1991年の報告書においてであった。この報告書は王立調査委員会によって1980年から1989年までに監獄、留置所、少年院などで死亡した99人のアボリジナルとトーレス諸島民が死亡した理由について調査したもので、警察官や看守による意図的な暴力といった直接的な要因だけでなく、彼らの死の背景となった社会的、文化的、法的な要因についても分析がなされた¹⁰⁾。その報告書のなかに、勧告53として「アボリジナルの人々が、政府の過去の政策の結果として離別させられた人々と家族やコミュニティとのつながりを再構築することを可能にしていくプロセスを促進するために、連邦、州、準州の各政府はアボリジナルの人々の家族やコミュニティの歴史に関わる全ての政府アーカイブズ記録へのアクセスを提供すべきである。」¹¹⁾とするものが含まれている。この勧告は、調査対象であった死亡したアボリジナルの99人のうち、43人が幼少期に親元から引き離された経験を持っていたことから、同様の経験をもつ人々の精神的苦痛を和らげ、家族やコミュニティとのつながりを回復させる一つの改善策として出されたものであった。

一方、王立委員会の調査が行われた90年代前後は、アーキビストらによっても、先住民に関わる記録ないし資料の問題が認識され始めた時期であった。管見のかぎりでは、アーカイブズ機関に納められた先住民関連資料の問題を最初に指摘したのは、1989年に「過去を所有するのは誰か？」と題された論考を著した、先住民活動家で歴史家のヘンリエッタ・フォーマイルである¹²⁾。この論考では、アボリジナルの人々の文化などに関わる様々な情報や文書が非-先住民の手によって保持されているために、アボリジナルの人々は「アーカイブズの虜囚」となっているとし、アボリジナルに関わる歴史的資源の所有とコントロールを確保するためのアクセスと法的所有権の問題が課題として指摘されている。また、同じく1989年に書かれた論文に、ニューサウスウェールズ州立ミッチェル図書館のマニュスクリプト・セクションで働いていたルイス・アネマートによる「秘密の／神聖な（制限された）アボリジナルの歴史を記録すること」¹³⁾がある。この論文では、収集されたアボリジナル資料に関

¹⁰⁾ 藤川隆男「アボリジナルと白人の法」、『国立民族学博物館研究報告別冊』、21、2000年。

¹¹⁾ Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody, Report of the Royal Commission into Aboriginal Death in Custody. National Report, Vol. 5, RCIADIC Adelaide.
<http://www.austlii.edu.au/au/other/IndigLRes/rciadic/national/vol5/5.html#Heading9>

¹²⁾ H. Fourmile, "Who Own the Past? Aborigines as captives of the archives", *Aboriginal History*, 13, 1989, pp. 1-8.

¹³⁾ L. Annemaat, "Documenting secret/sacred (restricted) Aboriginal history", *Archives and*

して、文化的差異に配慮したアクセス制御を行う必要性が主張されている。すなわち、アボリジナルの文化的慣習と西洋的な法慣習とでは「秘密とされるべきもの」やプライバシーに対する考え方が根本的に異なっているため、アボリジナルにとっての秘密の／神聖な資料へのアクセスについては特別な法的コードを与えるべきである、とするものである。さらに、北部準州やミッチェル図書館で主任アーキビストを務めたバイバ・バージンスの1991年の論文「アーキビストとアボリジナル記録」¹⁴⁾では、公的記録を含む資料へのアクセスに関して、アボリジナルの人々との協議によってポリシーを決定し、検索手段についても、アボリジナルの人々に配慮した表現にすること、等が提言されている。

このように、実際に実務に携わるアーキビストらによってアーカイブズ機関が収蔵している先住民関連資料の問題が指摘されてくるなかで、1995年には、オーストラリア先住民図書館資源ネットワークによって、「図書館、アーカイブズ機関、情報サービス機関のためのアボリジナルおよびトーレス海峡諸島民規約」¹⁵⁾が公表された。この規約は、先住民に関連する資料の管理、コレクション構築、知的財産権、アクセシビリティ、記述と分類、秘匿すべき／神聖な資料の扱い、侮辱的な資料の扱い、先住民職員の配置、専門的实践の開発、先住民やその問題への認識、コミュニティへの記録の複製と返還、等について、各々の機関が対応すべき指針を定めたもので、特に注目されるのは、条項の内容のなかで、単に資料保有機関が先住民に関連する資料の扱いに留意すべきとするだけでなく、資料の管理と提供に関わる諸問題に対して、先住民側に助言を求めたり、彼らとの間で協議を行うべき、と書かれている点である。さらに、1996年には、オーストラリア・アーキビスト協会の年次総会で「アーカイブズ事業とアボリジナルおよびトーレス海峡諸島民に関する政策声明」¹⁶⁾が採択されることとなる。この声明では、アーカイブズ機関とアーキビストが先住民に関連する資料に関する問題を認識し、従来のサービスのあり方を見直し、改善していくとともに、そうしたことは、「アーカイブズとアーキビストがアボリジナルとトーレス海峡諸島民のコミュニティとの意義ある繋がりを確立することなしには適切に達成されえない」として、先の先住民図書館資源ネットワークが策定した規約を支持すると記されている。以上のように

Manuscripts, 17(1), 1989.

¹⁴⁾ B. Berzins, "Archivists and Aboriginal Records", *Archives and Manuscripts*, 19(2), 1991.

¹⁵⁾ Aboriginal and Torres Strait Islander Library and Information Resource Network inc., *Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for libraries, archives and information services*, 2012. <https://atsilirn.aiatsis.gov.au/protocols.php> 同規約は、1995年の公表後、電子環境への対応などから、2005年と2010年に改訂され、2012年にその最新版が公表されている。

¹⁶⁾ Australian Society of Archivists, *Policy Statement on Archives Services and Aboriginal and Torres Strait Islander Peoples*, adopted at the Annual General Meeting held on 23 May 1996. <https://www.archivists.org.au/documents/item/32>

に、1990年代において、アーキビストたちによるアーカイブズ機関等が保管している先住民に関連する資料に関わる諸問題が認識され、改善に向けた意思表示がなされていくなかで、1997年の『ブリッキング・ゼム・ホーム』報告書におけるアーカイブズ事業に関わる諸々の勧告が出されることとなるのである。

1997年の報告書に示されたいくつかの勧告は、記録保有諸機関に対して、先住民の人々に関わる記録の廃棄を禁じ、アクセスを促進させる措置を講じるとともに、プライバシーの保護にも配慮するよう改善を求めるもので¹⁷⁾、次の3つの点が強調された。

- ・先住民オーストラリア人にとって、彼らの家族の背景を知り、その人々と場所と文化を再び結びつけることによってアイデンティティを再生させる必要性
- ・先住民オーストラリア人のそうした〔奪われた一訳者註〕世代の経験を尊重し、オーストラリアの歴史と記憶の中に彼らの場を確保する手段として、先住民コミュニティ内で、そして、より広いオーストラリア人のコミュニティをも越えて、脱植民地化の経験の物語を語ること
- ・より長期にわたって、先住民コミュニティが彼ら自身の歴史的ドキュメンテーションを管理することの必要性¹⁸⁾

上記のうち前二者については、人名索引の整備やアクセスおよび関連するサービスに関する先住民コミュニティとの協議、センシティブな記述への配慮、先住民の物語を組み込んだ資料展示などの取り組みを通して対応がなされていったが、三つ目の点に関わる勧告については、報告書が出されてからの最初の10年間ほどは対応されなかったという。それは、実際上の問題はもとより、これまでのアーカイブズ学のあり方を根本から問い直し、法的、政策的、アーカイブズ学的に障壁となっている諸々の事柄に取り組んでいかねばならないことを意味したからである、とマケミッシュらは指摘している¹⁹⁾。

それでは、従来の連邦政府等による先住民に関わる記録の管理とはいかなるものであり、何が問題であったのか。また、先住民自身による「彼ら自身の歴史的ドキュメンテーションを管理すること」は、いかなる意味で問題であったのだろうか。次章ではまず、同化政策期オーストラリア政府諸機関の記録管理について検討する。

第二節 制度的アーカイブズをめぐる諸問題

2.1 同化政策期オーストラリア政府諸機関の記録管理の検討

¹⁷⁾ アーカイブズ機関等への勧告は、註8)の報告書のChapter 16を参照。

¹⁸⁾ S. McKemmish, S. Faulkhead, L. Russell, “Distrust in the archive: reconciling records”, *Archival Science*, 11, 2011, p. 217.

¹⁹⁾ *Ibid.*, p. 218.

記録の生成から組織を超えた公共空間における価値づけまでを統合的に捉えるレコード・コンティニューアムの思考は歴史的な視座からレコードキーピングの各次元における意味を跡づけることを可能とする。ここでは、1910年代～1960年代にかけて実施されたオーストラリア連邦および各州政府の同化政策に関して、そこでの記録管理の在り方の何が問題であったのかをコンティニューアム理論を通して検討していく。

オーストラリア政府はアボリジナルの人々を「死にゆく人種」²⁰⁾として規定し、彼らの文化を絶やしその存在自体を消滅させることを目的として、混血のアボリジナルの子孫を両親から引き離し、白人社会に同化させる政策を実施した。そして、白人社会のなかで育てられた彼ら／彼女らは、自らのアイデンティティを喪失した存在（The Stolen Generations／The Stolen Children）として生きることを強いられ、後にそのアイデンティティの痕跡を政府が生み出した記録に求めていくこととなる。しかしながら、「奪われた世代」の人々が想定していたアボリジナル個々人やその家族の記録（ケース・ファイル）はほとんど残されていなかったといわれる。この記録の不在の問題を分析したダニエル・ウィックマンは、この問題には当時の政策を実施した諸主体による記録管理上のコンテキストとプロセスが関係していたと論じている²¹⁾。ウィックマンの分析の要点をまとめると、以下のようになる。

混血のアボリジナルの子供を親元から引き離すという実際の出来事は、管区保護官とアボリジナルの母親との間の「同意」のもとで行われたとされる。コンティニューアムの第2次元の「記録」が捕捉される時点において、その同意がどのようになされたのか、騙されて連れていかれたのか、あるいは、強制的に連れ去られたのか、という点は後に争点となるのだが、収容施設に入れられた子供はその後、日々の生活に関わる躰け、健康管理、運動、就労等を白人職員の管理の下で施された。こうした収容施設における諸機能を遂行するに当たっては、アボリジナル個々人の「文書」を生成することは期待されていなかった。個々の子供たちを扱う施設にとっては「子供たちのケース・ファイルを作成し、保持する業務上の必要性はないとみなされていた可能性がある」、とウィックマンは指摘する²²⁾。小規模の施設を運営する職員にとって、起床し、朝食を食べ、顔を洗い、服を着替え、学校に行き、遊び、縫物をし、夕飯を食べ、就寝する、といった子供たちの日々の出来事は書き留めるに値しなかった。病気になったり怪我をしたり失踪したりしない限り、子供たちの日常が記録されることはなく、病気の場合でも、個々人のケース・ファイルというより、管理上の集計として記録される傾向にあった。また、収容施設の活動を上位組織の省や部局に報告する際に作成

²⁰⁾ Alan Gill, *Orphans of the Empire: The Shocking Story of Child Migration to Australia*, Sydney, 1997, p. 418.

²¹⁾ Danielle Wickman, 'The Failure of Commonwealth Recordkeeping: The Stolen Generations in Corporate and Collective Memory', *Comma*, 2003-1, pp. 117-128.

²²⁾ *Ibid.*, p. 119.

された現存するファイルも、「子供たち個々人の来歴ではなく、施設の運営管理上の来歴」を示すものであったという²³⁾。すなわち、小規模の収容施設の職員は子供たち個々人の生活状況をユニット内で共有する必要性をほとんど認識せず、そもそもコンティニューアムの第1次元において「文書」が作成されることがなかった。また、「記録」として捕捉されたのは、上位組織に報告する必要のあった施設の運営に関するものであった。

さらに、相互行為の「記録」が組織記憶として処理されるプロセスにおいても問題があった。アボリジナルの子供を連れて行く行為の痕跡として巡回役人の日誌や施設への入居を登録した「文書」が作成され、捕捉された場合でも、後に役人たちが彼らの行為の正当性を証明するような事態を想定していなかったために、その大部分の「記録」は政府当局によって直接の業務上の価値が無くなったと判断され、廃棄された²⁴⁾。しかしながら、子供を連れ

²³⁾ Ibid., p. 121.

²⁴⁾ Ibid., p. 123. 人権・機会均等委員会が作成した『ブリンギング・ゼム・ホーム』報告書の第16章 (Human Rights and Equal Opportunity Commission, *Bringing Them Home: Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*, Human Rights and Equal Opportunity Commission, Sydney, 1997, Chapter 16 <https://www.humanrights.gov.au/publications/bringing-them-home-report-1997>) には、「奪われた世代」の人々に関連する記録が失われたり廃棄されたりした事実に関する記述がある。それによれば、例えば、南オーストラリア州では、1973年から1985年の間に家族・コミュニティ支援部門で作成されたケース・ファイルの95%が、子供が十分に養育されたと判断されたり、養子として引き取られた際、抜き取られて消失した。ニュー・サウス・ウェールズ州アーカイブズでは、1938年から1948年にかけてのアボリジニ福祉委員会ファイルについて、理由が明らかでない欠落部分が特定されており、他方、同州の1922年から1950年頃までの養子縁組記録が抜き取られて欠損しているという。ヴィクトリア州では、「奪われた世代」の人々の記録も含まれていたと思われる1864年からの後見人記録が「もはや使用されない」記録として廃棄された。また、1917年から1935年にかけて、州の保護の対象ではなくなった後見人ファイルが廃棄されたとされる (the PROV Wiki, entitled *Destruction of Victorian Public Records Before the Establishment of the Public Records Act 1973*, http://wiki.prov.vic.gov.au/index.php/Destruction_of_Victorian_Public_Records_Before_the_Establishment_of_the_Public_Records_Act_1973)。しかしながら、『ブリンギング・ゼム・ホーム』報告書で指摘されているように、「奪われた世代」の人々に関連するすべてのファイルが特定できているわけではなく、なぜ、どのような理由で廃棄されたのかについては、未解明の部分が多い。その一つの要因として、アボリジナルに関連するファイルがまとまって存在するわけではなく、部門の機能や業務ごとに分散し、各部署で作成されたファイルでは、しばしば個人のアボリジナル性(aboliginality)が記録されなかったことが考えられる、とS.スマラクームは指摘している (Sonia Smallacombe, 'Accessing Personal

て行った「文書」が作成されず、「記録」として遺されていないならば、「連邦政府は補償を求めて訴えを起こした人びとに対して自らの行いを弁護することができず、また、訴えを起こした個々の人びとは彼らが連れ去られたことを証明することができない」、とウィックマンは指摘する²⁵⁾。すなわち、組織記憶化される際の処分の決定は歴史的可信性に重大な影響をもたらすのである。

以上のようなアボリジナルの人びとを同化させる政策をめぐる一連の記録管理のプロセスは組織記憶を不完全なものとし、集合記憶を曖昧で捉えにくいものとしてきた。こうしたなかで、20世紀末以降、統治者側の「記録」によって固定され、持続させられてきた記憶を相互行為のもう一方の当事者であるアボリジナルの人びとの側から問い直し、集合記憶を変質させ、再形成していくことができるかが問われていくこととなるのである。

2.2 和解の試みとしての「信頼と技術」プロジェクト

同化政策期のオーストラリア政府諸機関の記録管理は、その記録対象者である混血児やその親や親族などのアボリジナルの人びとのことを考慮したものではなく、もっぱら政策を実施するための業務遂行のために文書が作成され、記録として管理され、業務上不要と判断されたものは廃棄されることとなった。そして、わずかに残された記録は政府アーカイブズ機関等に移管されることとなったが、こうした記録についても、先住民の人びとが容易にアクセスしうるものではなかった。先の1997年の『ブリッキング・ゼム・ホーム』報告書では、記録保有機関が提供する記録へのアクセスに関して、以下のような点が指摘された²⁶⁾。まず、各アーカイブズ機関が作成した資料目録は親組織の職員にとって利用しやすいものである一方、自らのアイデンティティの証を求めてアーカイブズ機関にやってくる「奪われた世代」の人びとやその家族にとっては使い勝手が悪く、各機関横断的な索引データベースが存在しないことも当事者の記録へのアクセスを困難にしているとされた。また、記録作成者にとって個々のアボリジナルの人びとの記録はその他の関連記録と一緒にファィリングされて存在したためにさらに検索を困難にさせており、混血の子供の記録には彼ら

and Family Records: Contesting the Gatekeepers', *Indigenous Law Bulletin*, 4(8), 1998)。また、法的にアーカイブズ機関による許可なしに廃棄することが禁じられている場合でも、罰せられることがなかったために、それらの条項は空文化し、たとえ許可なく廃棄が行われても不法とみなされることはなかった、との指摘もある (Hurley, op. cit., p. 220)。「奪われた世代」の人々に関する記録の廃棄がどのような法令や規則に基づいて行われ、それにアーカイブズ機関はどのように関与したのか、という問題については、さらなる調査検討を要する。

²⁵⁾ Wickman, op. cit., p. 124.

²⁶⁾ Human Rights and Equal Opportunity Commission, op. cit., Chapter 16.

自身の出生地、名前、引き離された理由等は含まれるが、彼らの両親や兄弟、親族等の情報は含まれておらず、家族やコミュニティとのつながりを示す証拠を見つけ出すことは容易ではなかった点も指摘された。さらに、情報自由法のもとでは混血児の収容施設として機能した教会や孤児院等の非政府組織によって生み出された記録へのアクセスは保障されておらず、「奪われた世代」の人びとにとっての家族の情報も第三者情報とみなされ、そのアクセス権が制限されていたという点も問題とされた。

こうした諸課題が認識される中で、政府のアーカイブズ機関やその他の記録保有機関は、記録へのより良いアクセス、先住民の人びとが求める情報に対するより良いサービスを提供する計画を策定し、先住民向けの資料目録の整備や検索手段を提供していくこととなったのだが、先住民の人々は、アーカイブズ機関に保管された資料を監視と抑圧のしるしとみて、機関に対する強い不信感を抱いており、アーカイブズ機関との接触自体が忌避されていた²⁷⁾。このような先住民の人びとの態度に示されているものを理解すべく、各記録保有機関のアーキビストたちが徐々に彼らとの接触を試みるなかで、その理由の一端を認識させられることとなったのだが、それはアーカイブズ機関が、先住民の声よりも侵略者側の声や語りの特権性を補強し、オーラルな記録よりも書かれた記録の方に特権性を付与するものと映っていたため、という根本的なものであった。それゆえ、これまでのように、アーカイブズ機関の提供するサービスの質を向上させるだけでは不十分であり、アーキビストたち自身が従来アーカイブズ機関の役割についての認識を改め、先住民の人々自身の声に耳を傾ける必要があった。こうした状況を打開すべく、2000年代に入り、記録保有諸機関と、コレクション、先住民コミュニティの三者間での関係構築の試みが開始されていくこととなる。

先住民の人々とアーカイブズ諸機関が保有する記録との関係を改善するための具体的試みの一つが、ヴィクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州南部に住むオーストラリア先住民を一般に意味するクーリー (Koorie) と呼ばれる人々とアーカイブズ諸機関との間で2003年から2008年にかけて行われた「信頼と技術 ('Trust & Technology'; 以下 T&T と略)」プロジェクトである²⁸⁾。このプロジェクトは、モナッシュ大学とヴィクトリア州公文

²⁷⁾ Sue McKemmish, Shannon Faulkhead, and Lynette Russell, 'Distrust in the Archive: reconciling records', *Archival Science*, 11(3-4), 2011, pp. 211-239.

²⁸⁾ Monash University Caulfield School of Information Technology and Centre for Australian Indigenous Studies, the Public Record Office of Victoria, the Koorie Heritage Trust Inc., the Victorian Koorie Records Taskforce, and the Australian Society of Archivists Indigenous Issues Special Interest Group, *Trust & Technology: building archival systems for Indigenous oral memory. Final report of the Australian Research Council Project, 2009* <https://www.monash.edu/it/our-research/research-centres-and-labs/cosi/projects/completed-projects/trust/final-report> (閲覧日: 2022/12/10)

書館、クーリー遺産保護財団、ヴィクトリア州クーリー記録特別委員会、オーストラリア・アーキビスト協会先住民問題専門分科会が協働してクーリー・コミュニティとの信頼関係構築のために試みられたもので、次のような三段階の計画で実施された。第一段階は、72人のクーリーの人々とその他の先住民の人々を対象としたインタビューで、ここでは、先住民の人々の語りを記録化することに関する問題やオーラルな記録と書かれた記録に対する信頼性と真正性の問題、さらに、記録の管理や所有権、アクセスやプライバシーの問題、既存のアーカイブズ機関を利用した経験などについて、様々な意見が集約された。次の第二段階では、ヴィクトリア州公文書館とクーリー遺産保護団体を対象として、クーリーの人々が既存のアーカイブズ機関を利用し、そこでの経験を通してサービス内容を評価するというものであった。そして、第三段階では、第一、第二段階の調査結果を基に、ヴィクトリア州公文書館、モナッシュ大学などの調査員によって、クーリーの人々のためのアノテーション・システムと呼ばれるウェブ上のアーカイブズ・システムの仕様書が策定され、最終的にこのプログラムの報告書がまとめられることとなった。

このプロジェクトにおける第一段階のインタビューでは、レコード・コンティニューム・モデルの各次元に関わる様々な問題が顕在化することとなった。その問題を整理すると、次のようにまとめられる。まず、コンティニュームの第2次元「捕捉」に関わる問題についてであるが、インタビューのなかでは、「記録の誤りを正すことは権利である。それはそんなふうには起こったのではない。このように起こったのだ」²⁹⁾ というような、政府記録に対するオーラルな語りを別のヴァージョンの記録として追加することを求める意見が数多く聞かれた。これは、コンティニュームの第2次元において、かつて一度固定された「記録」の意味を複数化するものとして理解することができる。すなわち、第2次元の「記録」が反映しているはずの第1次元における出来事の痕跡としての「文書」自体の正当性が問われ、政府組織が「文書」として作成し、捕捉した「記録」とは別に、記録対象者の側から新たな「文書」をオーラルな語りとして生成し、「記録」として捕捉することが求められた。

次に、政府組織のアーカイブズ管理政策をめぐる問題についてである。まず一つ目は、記録の所有の問題で、次のような見解がみられた。「問題はなぜ他の人々がそうした記録全てを保持しているべきなのかということだ。それらはコミュニティに返されるべきだ。…それら〔アボリジナル保護局の記録—原注〕は正当な保持者であるコミュニティに返却されるべきだと思う」³⁰⁾。このようなアボリジニーズに関する植民地期、ポスト植民地期の政府記録がクーリーの人々の生活空間であるローカルな「保管場所」に置かれるべきである、という見解が提起しているのは、従来型の政府機関等による一元的管理か、コミュニティとの多元

²⁹⁾ Trust and Technology Interview, Participant 64, in Fiona Ross, Sue McKemmish, and Shannon Faulkhead, 'Indigenous Knowledge and the Archives: Designing Trusted Archival Systems for Koorie Communities', *Archives and Manuscripts*, 34(2), 2006, p.142.

³⁰⁾ Trust and Technology Interview, Participant 24, in *ibid.*, pp. 135-136.

的管理か、という問題であるといえる。

また、記録へのアクセスをめぐるポリシーの問題についても、意見が見られた。

それゆえ、我々は私たちが何のためにそれを利用するのか、誰がそれへのアクセスを得るのか、誰がそれにアクセスすべきなのか、彼らがそれを利用する目的は何か、ということをも真に明確にしなければならない。公文書にアクセスすることは容易なことではないということを我々は認識しているが、このことは、我々が遠慮なく話しだし、アクセスをめぐるいくつかの処置に対して異議を唱え始めた最近になってようやく分かったことなのだ³¹⁾。

この発言は、「奪われた世代」に関するプライバシーの侵害行為を非難するものであるが、この問題に関して多数の先住民の人々によって出された意見は、アーカイブズ諸機関のみによって利用制限の規定を改善し、実施していくことは受け入れられない、として、アクセス・ポリシーとその実施は個々のケースごとにクーリーの人々との協議の結果として提供されるべき、とするものであった³²⁾。

2.3 「私たちの」記録を「私たち自身で」管理する

以上のような調査結果を受けて、クーリーの人々のためのアノテーション・システム (Koorie Annotation System; 以下 KAS と略) の仕様書が策定されることとなった³³⁾。そのウェブ上を想定したシステムはコレクションを核とし、そのコレクション内にコンテンツ、ポリシー、クリエイター・コミュニティ、アクセス・コミュニティが配される (図 3.1)。コレクション内の各構成要素についてみると、コンテンツには、他機関がオリジナルを保持している記録のコピー、そして、クーリーの人々のオーラルな記憶、画像、サウンド、動画などが含まれる。また、コンテンツには文字、非文字資料に加え、アノテーションも含まれる。ここでのアノテーションとは、①記録のコンテンツに対する情報の追加、修正、説明、解釈付け、先住民言語への翻刻といった原資料へのコメント付与、②ある資料とその他の資料とをリンクづけする編成、③資料記述、要約、翻刻、索引付け等の検索手段を指す。そして、クリエイター・コミュニティでは、コンテンツを追加し、維持することが可能であり、さらには、コミュニティ自体にとってのポリシー (資料の編成、記述、索引作成、アクセス・

³¹⁾ Trust and Technology Interview, Participant 62, in *ibid.*, p. 137.

³²⁾ *Ibid.*, p. 138.

³³⁾ Koorie Annotation System Specification, Trust & Technology Project Stage Three, 20 March 2008 https://www.monash.edu/__data/assets/pdf_file/0004/867298/kas-specification-20080327.pdf

ポリシー、等)を策定し、管理することができる仕様となっている。他方、アクセス・コミュニティは、クリエイター・コミュニティによって定義されるもので、コンテンツへのアクセスのみが可能となっている。

コレクション

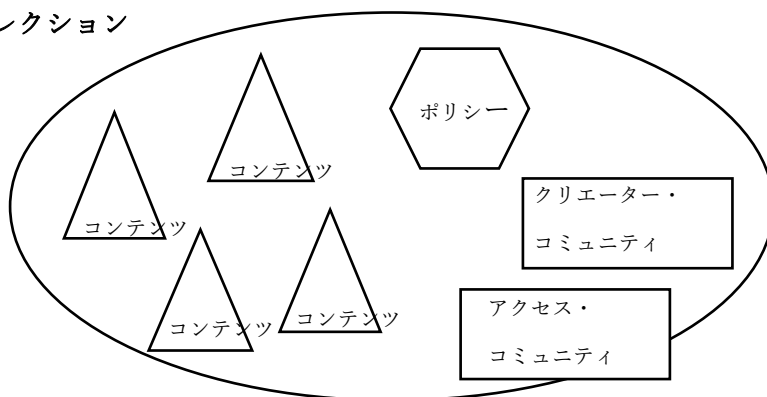


図 3.1 クーリー・アノテーション・システム (KAS) (Koorie Annotation System Specification: Trust & Technology Project Stage Three, 20 March 2008, p. 7 より、著者作成。)

このシステムの特徴は、アクセス要件がシステム設計者によって予め定められておらず、クリエイター・コミュニティによってその定義やコントロールが可能になっている点、KASにおける「コミュニティ」はクーリーという単一のコミュニティを指すのではなく、一個人からでも運用可能な多元的コミュニティを想定している点、政府を含むアーカイブズ機関との厳正なつながりを保持しつつ、クリエイター・コミュニティによるアノテーションを可能としている点である。先に「コンテンツ」には資料とアノテーションが含まれると述べたように、KASではアノテーションは原資料の一断片として位置づけられ、クリエイターが生成する記録の一つであるとされる。また、サーバ内のそれぞれのコレクションは他のコレクションからは独立しており、コレクションごとに、クリエイター/アクセス・コミュニティ、ポリシー、コンテンツを持つ。さらに、コレクション、コンテンツ、コミュニティごとに、マネジメント・ポリシーやアクセス要件が細かく設定可能となっている。このシステムから展望できるのは、同一の記録が複数の組織(政府機関、民間団体、コミュニティなど)によって共有され、それぞれで独自に管理されうる可能性である。

以上のように、KASにおいて、アーカイブズ機関による編成とは別のコンテキストに基づくコレクションの再編成や記録の内容に対する誤りの指摘を含むアノテーション、コミュニティ独自のポリシーの設定を可能とするような設計が生み出されたのには、先住民に関する記録やそれを保有してきたアーカイブズ機関への信頼を醸成するという目的に加え

て、この問題に取り組んできたアーキビストたちによる、独自の知の伝達・管理が行われてきたアボリジナル・コミュニティの文化に対するより深い認識があったものと思われる。2.4 では、西欧由来の記録の管理・伝達方法とは異なるアボリジナル・コミュニティの知の管理・伝達方法について論じ、オーラリティを主とする先住民の知の体系を認め、その知識体系に非-先住民組織によって作成された先住民に関わる記録を組み込んでいくためにはいかなる制度的課題が存在し、それをどう克服していくことが可能か、という問題について検討する。

2.4 記録の「共同作成者」としての先住民の権利

先住民の知識体系においては、オーラルなものと言われたものとは対立するものではなく、彼らの文化のなかで共存し、相互に作用するものであるとされる。まず、語り、歌、儀式、ダンスによって伝承されるオーラルな知識は、常に場所や身体、モノと結びついて存在している。コンティニューム・モデルにおけるレコードキーピングの媒体([archival] document)は場所であり、身体であり、モノであるとされ、行為者(actor(s))がそれら特定の媒体の痕跡(trace)と接続することで、ある出来事や経験が物語られ、演じられる(acts)。そして、モノも物語を所有する行為主体とみなされ、モノと人との接続、相互作用(transactions)のなかで、ある経験や出来事が意味づけられる³⁴⁾。しかし、植民地化の初期から、先住民の人びとはオーラリティのみに依拠していたわけではなく、文字テキストも重要な知の媒体とみなされ、現代では音声、映像など、様々なメディア形式を駆使して知識の伝達・継承が行われている。それゆえ、アーカイブズ機関や図書館、教会その他の記録保有機関が保管している記録のなかにも先住民コミュニティにとって重要な知識が含まれ、その記録に含まれる情報はオーラルな伝承のなかに再び組み込まれることで、回復された知識として伝達されていくこととなる³⁵⁾。

このような多様な媒体が共存する先住民の知識体系を反映して、アーカイブズ機関等が保有する記録を含む多様なコンテンツをコレクションとして位置づける KAS のシステムが構築されたといえるが、多様な「クリエイター・コミュニティ」によるポリシーやアクセス要件の細かな設定も、同様に先住民の知識体系を反映したものとして設計されているものと考えられる。すなわち、先住民コミュニティの情報流通システムにおいては、ある一つの出来事に対して相互に矛盾する多様なバージョンの物語が併存し、保持されるが、このような複数の物語は「正しい唯一の物語」として確定されることなく、そのいずれもが「可能

³⁴⁾ Shannon Faulkhead, 'Connecting through records: narratives of Koorie Victoria', *Archives and Manuscripts*, 37(2), 2009, pp. 66-67.

³⁵⁾ Ibid., pp. 76-78.

性の束」として開かれたまま保持される、という³⁶⁾。しかし、先住民社会の知識体系においては、すべての物語が開かれて在るわけではなく、情報は「公のもの」と「秘密のもの」とに区別され、「秘密のもの」は「権利を与えられた者にしか接近することが許されない知識」とされる。この「より高次のレベルの知識」はコミュニティの上位にある年長者によって保持され、コミュニティ内には「高次の知識」に対してそれを知る権利、聞く権利、話す権利という相異なる「権利」の複雑な体系が存在するとされる。こうした知識体系において、正統な権威によって主張されたことがたどれるならば、その語りは真正なものともみなされるという。すなわち、世代を通じて遡及的に追跡しうるオーソリティのラインが、ある情報・物語に価値と信頼性を付与するのである³⁷⁾。

それでは、公的記録を「私の証拠」「私たちの証拠」として先住民の知識体系に組み込むことには、先住民と非-先住民双方の社会に関わるアーカイブズの制度的側面において、いかなる障壁が存在し、その課題をいかに克服していくことが可能であるのだろうか。

まず、これまで単に記録の対象者として位置づけられてきたアボリジナルの人びとを、記録の開示、使用、処分への権利を有する主体として位置づけ直すことが必要となる。この記録対象者の権利主体としての認識には、クリス・ハーレーによる出所概念の刷新が重要な影響を与えた。ハーレーは従来の出所概念を批判し、出所は「関連する実体 (entity) の特性を採用することによってではなく、記録それ自体の特性との関係の仕方によって記述され

³⁶⁾ 保刈実『ラディカル・オーラル・ヒストリー—オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践—』、御茶の水書房、2004年、79-81頁。

³⁷⁾ Peter R. A. Gray, 'Saying It Like It Is: Oral Traditions, Legal Systems and Records', *Archives and Manuscripts*, 26(2), 1998, pp.252-256 先住民社会と非-先住民社会におけるオーラルな記録と文字記録との証拠としての価値の非対称性が特に問われるのは、裁判においてである。1996年、ノーザン・テリトリーの2人の原告、ローナ・キュービロー (Lorna Cubillo)とペーター・グンナー (Peter Gunner)が連邦政府に対して彼らの家族からの離別と施設での拘留の損害賠償を求めた連邦裁判が争われた。この訴訟は「奪われた世代」に対する集団的な損害を問うものとして注目を集めたが、裁判長のオラフリン (O'Loughlin)はキュービローとグンナーの個人的訴訟として限定して取り扱った。そして、この裁判では、原告は自身の証言では離別に際して母親と護民官との同意がなかったことを示すことができず、原告の母親の1人の印 (the mark) が付されたある記録が同意を与えた決定的証拠とされた。Wickman, *op. cit.*, p. 127; Julie Cassidy, 'Case Comment: Cubillo and Gunner v The Commonwealth: a Denial of the Stolen Generation?', *Griffith Law Review*, 12(1), 2003, pp. 114-136; Alisoun Neville, 'Cubillo v Commonwealth: Classifying Text and the Violence of Exclusion', *Macquarie Law Journal*, 3, 2005, <http://kirra.austlii.edu.au/au/journals/MqLawJl/2005/3.html>

るべき」³⁸⁾として、並行出所(parallel provenance)という概念を提示している。すなわち、記録作成の機会には一つ以上の実体が同時に存在しており、記録作成プロセスとそれに関与した複数の行為者との関係性を出所として認識すべきであると主張する。この並行出所概念の導入によって、これまで単に記録の対象者(subjects)とされてきたアボリジナルの人びとは公的記録の生成プロセスにおける当事者＝共同作成者(co-creator)として認識することが可能となった。そして、T&T プロジェクトでは、記録の「共同作成者」としての先住民の人びとの権利を認め、先住民に関する非-先住民組織によって生み出された記録内の知識を含む、あらゆる形式の記録において、彼らの知を生み出し、管理することに関する決定を下すための権利を承認すること、記録に関する法的・アーカイブズ的枠組みにおいて、アクセス権だけでなく、開示する権利、所有、保管、保存、アクセスに関連する意思決定を下す権利を承認すること、先住民の人びとの「公式」記録への異議申し立ての必要性を承認すること等が声明として提示された³⁹⁾。

さらに、近年では、法的な課題に対するさらなる改革も求められてきている。例えば、現行法では「政府記録に関連するプライバシー、情報自由法、公記録法は記録の対象者に彼ら自身に関する情報の収集、使用、開示にわたるいくつかの権利」が与えられているが、「そうした権利は個々の記録対象者にのみ適用される」ため、「集団として、ないし、死亡した先住民の家族によっては行使することができない」点、また、「現行法では著作権は政府記録における記録の対象者には適用され」ず、「手紙やフィルム、歌などの著作権は著作者の知的財産として保持されるが、モノの所有権はそれを受け取った組織や人によって保持され」、「集合的なオーナーシップを主張すること」が困難である点などが挙げられる⁴⁰⁾。しかしながら、国連の「先住民の権利に関する宣言」(2007)では、先住民を「一つの集合体」と認め、その民族集団の権利を「集合権 (collective right)」として規定している⁴¹⁾。この「先

³⁸⁾ Chris Hurley, 'Parallel Provenance, If there are your records, where are your stories?', (first published *Archives and Manuscripts*, 33(1), 2005 and 33(2), 2005), p. 26.

<http://www.descriptionguy.com/images/WEBSITE/parallel-provenance.pdf>

³⁹⁾ Sue McKemmish, Shannon Faulkhead, Livia Iacovino, and Kirsten Thorpe, 'Australian Indigenous Knowledge and the archives: embracing multiple ways of knowing and keeping', *Archives and Manuscripts*, 38(1), 2010, pp. 36-41.

⁴⁰⁾ Livia Iacovino, 'Rethinking archival, ethical and legal frameworks for records of Indigenous Australian communities: a participant relationship model of rights and responsibilities', *Archival Science*, 10(4), 2010, p. 356.

⁴¹⁾ United Nations General Assembly 2007, United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples(A/RES/61/295) 第一条「先住民は一つの集合体ないし個人 [複数]として、国連憲章、世界人権宣言、および国際人権法が承認する全ての人権と基本的自由を、十全に共有する権利を持つ」(日本語訳は、清水昭俊「先住民、先住の民、民の平等

住民の権利」宣言に鑑み、L.ヤコヴィーノは、先住民資料（an Indigenous archive）の所有権が記録保有機関に譲渡されないということが交渉され、貸与協約のような形で合意されることを公式に保証する文化的認可モデルの開発、先住民のセンシティブ情報へのアクセスを第三者に対して制限するために、記録対象者の子孫との間でもアクセス交渉を可能にする法やポリシーの改正、記録対象者の同意を得ていない機密情報の開示や無許可の使用を違法とし、政府機関の機密保持義務を拡張させることで、現行の所有権とアクセス権を厳格化すること、等の戦略を提示している⁴²⁾。

それでは、以上のような先住民社会と非-先住民社会との記録を通じた様々な「和解」の試みは、どのように一般化することが可能であろうか。第三節では、記録の生成、捕捉、システム化、保存、アクセスといったレコードキーピング・プロセスへの記録対象者の主体としての参加を可能とするモデルについて、考察する。

第三節 参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデルの考察

3.1 G.ローランの参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデル

前節では、アーカイブズ機関等が保有する「奪われた世代」の人びとに関わる記録の管理に対する諸問題と、それを受けて着手された記録保有機関と先住民コミュニティとの協議による技術的、法的課題解決の試みについて、具体的に論じてきた。この先住民に関わる記録をめぐる「和解」の試みは公的機関の「記録を管理するのは誰か」という問いに対して、新たなパースペクティブを提示するものであった。すなわち、これまでレコードキーピング／アーカイビングの枠組みの構築は社会的次元を反映しつつも記録作成主体の側から行われてきたが、ハーレーの「並行出所」概念に基づき、記録対象者としての先住民の人びとをコンティニュームにおける「文書」生成プロセスにおける「共同作成者」として認めることで、記録対象者は公的機関の保有する当該「記録」がたどる各次元におけるレコードキーピングの諸活動（レコードキーピング・システムの要件の定義、記録の評価、作成の決定、登録、メタデータ付与、分類、保管、使用、アクセス、処分の決定、等）⁴³⁾に関わる意思決定に関与する対等な主体として明確に位置づけられることとなった。そして、これまで公的記録保有機関に一元化されてきた記録のアーカイビング・システムも先住民コミュニティとの間で多元化され、先住民の人びと自身によるアーカイビングが可能となった。このような

の完成形—先住民の権利に関する国連宣言を読み解く」、深川直子ほか編『先住民からみる現代世界—わたしたちの〈あたりまえ〉に挑む』昭和堂、2018年、34頁を参照。）

⁴²⁾ Iacovino, op. cit., pp. 365-369.

⁴³⁾ Upward, op. cit., 1996; Barbara Reed, 'Recordkeeping System(s)', L. Duranti and P. C. Franks eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Lanham: Rowman et Littlefield, 2015, pp. 324-327.

レコードキーピング／アーカイビングの主体を記録作成主体から記録対象主体へとひらき、レコードキーピング／アーカイビングをめぐる意思決定への記録の「共同作成者」としての関与を認めるオーストラリアのアーカイブズ機関と先住民コミュニティとの間の「和解」の試みは、一組織体のレコードキーピング／アーカイビングに関わる主体とは誰か、また、レコードキーピング／アーカイビングを取り巻くステークホルダーはその活動にいかに関与しうるかという極めて普遍的な課題を提起している。それでは、記録作成主体とともに記録対象主体やそのコミュニティ等の多元的主体が関与する参加型のレコードキーピング／アーカイビングはどのようにモデル化することが可能であろうか。

アップワードのレコード・コンティニューム・モデルでは単一組織内の組織、ユニット、行為者が前提とされ、「文書」が作成される場における記録対象者を共同作成者として捉え、記録対象者とともに、その家族、親族、子孫、集合体としてのコミュニティ、そして、外部の調査者といった多様な主体が主体的にコンティニュームの各次元に関与する多元性は十分に表現されていなかった⁴⁴⁾。そこで、レコード・コンティニューム・モデルから着想を得て、「記録」の作成からではなく、「記録」が表象する活動から表現した「参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデル」(Participatory Recordkeeping Continuum Model; 以下、PRCM と略)を提示しているのがグレゴリー・ローランである⁴⁵⁾。以下では、ローランの参加型モデルについて説明し、検討を加える(以下、同論文の頁数は括弧内に記す)。

PRCM はアップワードのコンティニューム・モデルの表現を借用して、同様に4つの次元と4本の軸からなる同心円の図として描かれている。PRCM の各次元ではレコードキーピング／アーカイビングの諸活動に関連する参加者の関与の度合いが示され、第1次元「経験」、第2次元「連帯」、第3次元「関与」、第4次元「調査」として示される(図3.2)。

⁴⁴⁾ アップワードのモデルでは、行為者は actor(s)と複数であることが示唆されているので、記録作成者とともに記録対象者も想定されていたといえよう。しかし、各次元において記録作成母体とは異なる利害を持つ諸主体がいかに関与するか、という点をモデルの表現から読み取ることは難しい。

⁴⁵⁾ Gregory Rolan, 'Agency in the archive: a model for participatory', *Archival Science*, 17(3), 2017, pp. 195-225.

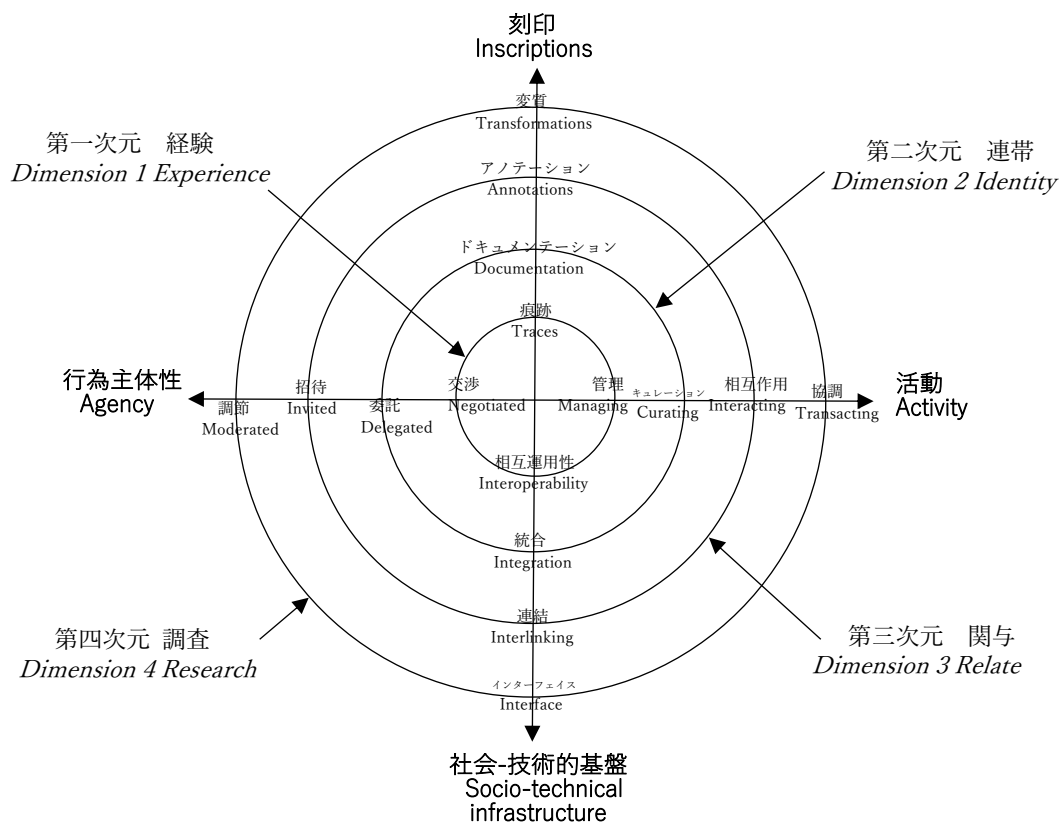


図 3.2 参加型レコードキーピング・コンティニューウム・モデル (G. Rolan(2017), p. 208 より、著者作成。)

「経験」次元では直接的にある活動を経験した当事者たちによる、既に存在する記録の制御、さらには、記録の新たな作成、作成前の計画、評価を含むレコードキーピングの活動への参加型コントロールが必要とされる。「連帯」次元は記録を生み出した出来事の直接的な経験は持たないが、その出来事を彼らの生きた経験の一部として捉える人びとからなり、その参加者たちは出来事の記録への記述やアクセスのコントロールを必要とする。「関与」次元は、当該の経験には直接関わっていないが、記録によって提供された表現に関与する人々からなり、この次元の参加者は記録の生成の状況やそれに関わった行為者との重要なつながりを確信し、記録へのアノテーションや補助的資料の追加を行いうる。「調査」次元の参加者は知的観点から記録や記録に表象された活動に関心を持ち、調査のためのアクセスを必要とする。彼らは転写、翻訳、軽微な修正等の記録に関連する資料 (material) 全体の変質に寄与する (p. 209)。

そして、各次元と交わる4つの軸は次のように説明される⁴⁶⁾。行為主体性軸はレコード・コンティニューム・モデルの主体軸と連関するが、多様な主体の権力を伴う行為主体性の衝突が想定され、それを縮減するために各次元ごとに「交渉」、「委託」、「招待」、「調節」が行われる。社会-技術的基盤軸では様々な参加の次元を支えるために必要とされるポリシー、手続き、人、技術的システムのコンティニュームが想定され、記録管理の在り方が交渉されることで管理の分有を促す「相互運用性」、資料の共有を可能とする諸システムの「統合」、記録に関する知を互いに共有するために参加者を招待することを可能とするシステム間の「連結」、外部の調査者との資料の節度あるやり取りを支える「インターフェイス」からなる。活動軸では、レコードキーピング環境を「管理する」、資料のセットを「キュレートする」、資料セットの拡充のためにシステムや他の参加者と「相互作用する」、資料を手に入れ、その変質に寄与するためにサービスに「協調する」ことがなされる。刻印軸は、活動の「痕跡」それ自体、痕跡の「ドキュメンテーション」、第三者による「アノテーション」、転写、翻訳、軽微な修正等を含む痕跡の「変質」からなる(pp. 210-11)。

ローランは、以上のように説明される PRCM の全体を、社会-技術的アーカイブズ・システムとレコードキーピングの実践、そして、ステークホルダーの作用の統一構造として、大文字の Archive で表記する(p. 199)。この全体としての Archive は従来型の利用への調査者の関与から、近年の参加型レコードキーピング、コミュニティ・アーカイビング、アーカイブ 2.0 の試みまでを総合してモデル化したものである。ローランの説明に従って、次元ごとの参加型システムの要約を示すと次の通りである⁴⁷⁾。第1次元では、記録作成母体と記録対

⁴⁶⁾ ローランの前掲論文では、PRCM の各軸について、①「行為主体性」、②「刻印」、③「活動」、④「社会-技術的基盤」の順で説明しているが、ここでは仮に、諸主体の「行為主体性」のもとで「社会-技術的基盤」が整備され、記録に関わる「活動」が行われ、その上で「刻印」がなされるものと理解し、①「行為主体性」、②「社会-技術的基盤」、③「活動」、④「刻印」の順序で説明する（当然、図が表象するように相互の軸は連関しており、どこを起点にして考えてもよいだろう）。

⁴⁷⁾ ローランは主に、第1次元ではケア・リーヴァーのレコードキーピングへの関与、第2次元では先住民コミュニティのアーカイブズ・システム、第3次元ではアーカイブ 2.0 プロジェクト、第4次元ではオーストラリア国立アーカイブズの資料のデジタル化対応サービスや国立図書館の翻刻プロジェクトを事例として採り上げている。ケア・リーヴァーとレコードキーピングの関係改善の取り組みについては、阿久津美紀「オーストラリア王立委員会の性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利—レコードキーピングが児童虐待の抑止力になるのはなぜか—」、『レコード・マネジメント』72号、2017年、15-29頁、アーカイブ 2.0 については、さしあたり、清原和之「アーカイブズ資料情報の共有と継承—集合記憶の管理を担うのは誰か—」、九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか—』山川出版社、2015

象主体との間で当該記録をコントロールするレコードキーピング・システムが再設計される。すなわち、記録の継続的価値の再評価、作成・保持・廃棄の再検討、メタデータ付与、アクセス・コントロールなどが交渉の上で決定される。また、異なるシステム間で記録が分散管理されている場合には、各々のシステムを相互運用可能にし、一元的に管理可能にすることが必要となる。第2次元では、記録対象主体に関わるコミュニティと記録保有機関で当該記録の管理のあり方が協議される。コミュニティでは記録保有機関とは独立したアーカイブズ・システムが構築され、記録のデジタル複製物が「返還」され、コミュニティ・アーカイブズ・システム内での資料のキュレーション、記述、組織化、解釈付けが行われる。他方、オリジナルの記録の管理・保管は記録保有機関に「委託」される。第3次元では、記録のアイテム同士のつながりの同定や外部資源とのリンク付け、記録とつながりを持つ個人の語りの追加、コミュニティ成員やコミュニティに関心を持つ研究者や調査者による人名や地名の訂正や記録に付随する知識の追加などのアノテーションが行われる。第4次元ではデジタル・アーカイブのインターフェイスを通して資料の発見やアクセスのサービスが提供され、より発見やアクセスを容易にするための資料の翻刻や軽微な修正などが行われる。記録保有機関はこうした資料の翻刻等の提案を受け入れるか拒否するかを決定する権限を持ち、資料提供への注文を行う個人には資料の翻刻などの事業に賛同し、コンテンツへの不正な書き込みや変更等を行わない、独立した貢献者としての節度ある参加が求められる(pp. 212-216)。それでは、次節にて、このローランのモデルについて検討する。

3.2 参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデルの検討

ローランの提示した PRCM はレコード・コンティニューム・モデルと明確に対応するものではない。レコード・コンティニューム・モデルは全体として、ある組織における記録の生成時点からの管理のためのレコードキーピング・システムが想定されるが、PRCM ではレコードキーピング・システムそれ自体が第1次元に想定され、レコード・コンティニュームにおける第1次元の出来事の当事者である記録作成主体と記録対象主体を中心とするレコードキーピング・システムの参加型コントロールを起点とし、第2次元、第3次元、第4次元の各次元において諸主体によるアーカイビング・システムの設計、実施、運用、再検討がなされることが想定されている。そして、それら各次元のシステムが全体として連関する Archive として総合的にモデル化されたものが PRCM であると考えられる。

このローランのモデルは、次の4つの点で評価できる。第一に、記録対象主体に関わる記録のコンティニュームを、レコードキーピング活動が生じる「経験」からデジタル・アーカイブとしての活用まで、一体のプロセスとして把握したこと、第二に、記録に関わる当事者から外部の調査者まで、関与の度合いに濃淡のある参加者をモデルに組み込んだこと、第三

年、130-134 頁を参照。

に、記録作成・保有主体と記録対象主体、コミュニティの内外、第三者を含む参加者同士での利害の衝突の契機を想定して、諸主体の行為主体性を縮減する協議の場を次元ごとに設定したこと、第四に、技術的なシステムが社会的に埋め込まれたものである点を示唆したことである。しかしながら、ローランのモデルにはいくつか補強しうる点、ないし、欠落する点があるように思われる。そこで、以下では、ローランの提示した PRCM について検討する。

まず、ローランが十分に展開しなかった⁴⁸⁾社会的に埋め込まれた技術システムの問題がある。アボリジナルの人びとによって抱かれたアーカイブズ機関への不信は植民者・抑圧者への嫌悪からのみ生じたわけではなかった。クーリーの人びとは子どもを引き離されたことがトラウマとなり、政府組織に対する恐れからアーカイブズ機関を訪れることを好まず、彼らの記録を自らのもとに置くこと、すなわち、コミュニティ・アーカイブでのデジタル提供を好んだ⁴⁹⁾。こうした資料提供のアーキテクチャやシステムがある者の行動や経験に作用するような主体への「技術の媒介的役割」の重要性を論じているのが、技術哲学を専門とする P.フェルベークである⁵⁰⁾。この「技術的媒介」論から想起されるのは、T&T プロジェクトが最も重視したのが先住民と技術システムとの間の信頼関係をいかに築くかという点であった、ということである。すなわち、当該プロジェクトでは、公衆に開かれたアーカイブズという場や、一定の基準に基づくアクセス要件の設定、さらには、シリーズ・システムという技術も、特定の主体への権力性を有していたことが明らかとなった。そこで、技術的媒介の道徳的作用を評価する協議の場を設けることで、コミュニティにおけるアーカイビング・システムの構築や記録対象者を権利主体としたアクセス要件の再検討、全体の一部としての記録のコンテキストに対して、個々の記録自体の形式や機能のコンテキストを重視するアイテム・レベルの微細な記述の意義が発見され⁵¹⁾、そうした様々な問題を改善していくな

⁴⁸⁾ Rolan, op. cit., pp. 200-201.

⁴⁹⁾ Sharon Huebner and Kooramyee Cooper, 'Koorie Culture and technology: A digital archive project for Victorian Koorie Communities', *Archives and Manuscripts*, 35(1), 2007, pp. 27-28.

⁵⁰⁾ ピーター・ポール・フェルベーク／鈴木俊洋訳『技術の道徳化—事物の道徳性を理解し設計する—』法政大学出版局、2015年、特に第5章を参照

⁵¹⁾ Sannon Faulkhead, Joanne Evans, and Helen Morgan, *Is Technology Enough?: Developing archival information systems in community systems in community environments*, XVIII Bi-Annual ESARICA General Conference on Archives and Records in The Information Society: The African Agenda, Gaborone, Botswana, 2005
https://minerva-access.unimelb.edu.au/bitstream/handle/11343/27656/125307_Faulkhead-Evans-Morgan-Final.pdf?sequence=1&isAllowed=y

かで、技術と使用者との信頼関係が醸成されていった。さらに、参加型レコードキーピング／アーカイビング・システムを信頼関係が保持された「活きたアーカイブ」⁵²⁾として維持するには、技術の設計後も主体が継続的に関与する仕掛けが必要である。この点で、新たな価値を付与するキュレーションや問題点の改善を促すデザイン設計、開発者とキュレーター、そして利用者などが改善のために議論するイベントの設定などの重要性を説くデジタル・アーカイブの方法論は示唆的である⁵³⁾。この方法論はデジタル・アーカイブ・システムだけでなく、レコードキーピング・システムやコミュニティ・アーカイビング・システムにも応用可能であろう。

このように社会-技術的基盤軸と刻印軸との間には参加者の経験や実践に作用する「技術的媒介」が想定されるが、それではこの「技術的媒介」に配慮したシステム設計はいかに行われるべきであろうか。このシステム設計をめぐる対話・協議の場が行為主体性軸として想定されているものである。行為主体性軸では、記録対象主体と記録作成主体、コミュニティの内部、コミュニティ間、コミュニティ外のアーキビストや当事者性を持つ市民、調査研究を目的とする研究者等利用者の間での利害の対立の契機が胚胎しているが、それをいかに縮減し、持続可能な参加型レコードキーピング／アーカイビング・システムを設計・管理・運用していくかが鍵となる。各次元ではあらゆるステークホルダーの関与が想定されるが、その協議の場では第1次元の「経験」に関わる当事者の自己決定権の尊重、当事者を越えた「よそ者」の関与、システムの持続可能性の確保、という三点を考慮することが肝要である。まず、レコードキーピング／アーカイビング・システムから排除ないし否定的な影響を被ってきた個人やコミュニティに対して、レコードキーピング／アーカイビング・システムの構築に関与する「アーカイブズ的自律性」を持つ主体としての自己決定権が尊重され⁵⁴⁾、協議の場における対等な存在として認められる必要がある。特に、「経験」次元での「交渉」が最も重要であるが、そこではアーカイビング／レコードキーピングに関わる法やポリシー、システムの枠組みの改良に関わる主体的参加が求められる。また、システムの設計には

⁵²⁾ Eric Ketelaar, 'Cultivating Archives: meanings and identities', *Archival Science*, 12, 2012, pp. 19-33.

⁵³⁾ 北本朝展「デジタル・アーカイブの鍛え方：公開から始まる継続的な改善を駆動する方法論」、岡本真・柳与志夫編『デジタル・アーカイブとは何か—理論と実践』勉誠出版、2015年、157-180頁。

⁵⁴⁾ ジョアンナ・エヴァンスらオーストラリアのアーキビストたちは、「アイデンティティ、記憶、アカウントビリティの目的のために個人が彼ら自身の声とともに社会記憶に関与し、レコードキーピング／アーカイビングにおける参加主体となるための能力」として「アーカイブズ的自律性 (archival autonomy)」という言葉を定義している。Joanna Evans, Sue McKemmish, Elizabeth Daniel, and Gavan McCarthy, 'Self-determination and archival autonomy: advocating activism', *Archival Science*, 15(4), 2015, pp. 337-368.

設計者、「経験」に直接的に関わる記録作成主体と記録対象主体、親族やその子孫、コミュニティ、記録保有機関のアーキビスト等の当事者とともに、市民や当該の課題に関連する研究者や専門家など、直接的な利害を持たない「よそ者」の関与が不可欠である。ローランのモデルでは、各次元における利害関係者としてレコードキーピング活動に直接的に関わる記録保有機関と記録対象主体（第1次元）、コミュニティ・アーカイビングに関わるコミュニティ成員（第2次元）、コミュニティ外から関与するアクティブな参加者（第3次元）、そして、研究調査目的の利用者（第4次元）が想定されているが、それぞれの次元において主要な参加主体を越えたあらゆる主体が関与する可能性が想定されねばならない。レコード・コンティニューム理論の核心は行為者と記録の相互作用に対してメタ的視点を提示した点にあった。この点をPRCMに適用すると、あるシステムの設計と使用のあり方に対して、直接的な利害を持たない外部のよそ者は当事者間では気づきえなかった視点を提供し、レコードキーピング／アーカイビング・システムをより適合的なものに導く役割を果たす可能性があるといえる。そして、利害のせめぎ合う行為主体性が遂行される場においては、このよそ者の関与によって、特定の相手に対する依存を減らし、多様な相互依存関係に開いていくことで相互の自立性を高めることが期待できる⁵⁵⁾。また、協議結果の文書化による公開も意思決定の妥当性の多角的な検証のためには不可欠である⁵⁶⁾。三点目のシステムの持続可能性については、コミュニティの文化的な記憶の継承とシステムを維持する財源の確保という二つの点が検討される必要がある。現代の先住民コミュニティでは、離別を経験した

⁵⁵⁾ 日本中世史研究者の市沢哲は、史資料の保全と活用場に積極的に関与することで、「よそ者」は「自分とは何者なのかを問うことを通じて、当該の地域や問題の「当事者」となる」と論じる。市沢哲「歴史資料をめぐる「よそ者」と「当事者」—専門家的知性と市民的知性」、『過去を伝える、今を遺す』、2015年、226頁。また、以下も参照。市沢哲「地域歴史遺産と地域連携活動」、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院、2013年；同「地域資料学を構想する糸口—場・主体・よそ者・当事者」、奥村弘編『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年、55-71頁。

⁵⁶⁾ 平川秀幸「科学／技術への民主的参加の条件」、中島秀人編『ポスト冷戦時代の科学／技術』岩波書店、2017年、119-144頁。また、クーリーの子孫としてアーカイブズ学の教育を受けたナリッサ・ティンバリーは、ヴィクトリア州公文書館の「奪われた世代の記録のためのリソース・ガイド (Finding your story)」の出版、オーストラリア国立公文書館によって主導された『ブリンギング・ゼム・ホーム・ネーム・インデックス』の作成、そして、T&Tプロジェクトのそれぞれにおける「協議」プロセスを分析している。とりわけ、協議の場におけるジェンダー・バイアスを指摘している点は重要である。Narissa Timbery, 'Archives and Indigenous community can work together: one Koori's perspective', *Archives and Manuscripts*, 39(1), 2011, pp. 145-178.

親世代、「奪われた世代」の人びとから、その子供や孫の世代へと変化してきており、若い世代のアイデンティティや文化慣習の伝達が深刻な問題となっている。そうした中で、世代間でのアイデンティティや記憶の継承のためのプラットフォームとして、コミュニティ・アーカイビング・システムが家族やコミュニティを再結合・再構築するために不可欠な基盤となってきた⁵⁷⁾。しかしながら、コミュニティ・アーカイビング・システムを維持・管理するための資金は短期間のプロジェクトとして提供される場合も多く、継続的な資金提供先のステークホルダーの確保が課題となる。いかに資金提供団体に向けてコミュニティ・アーカイブの意義を伝えていくか、システムを運用する人員の入れ替わりや変化する多様なステークホルダーの要求にいかに対応していくかが、持続可能なシステムの構築のために求められている⁵⁸⁾。

以上のように、PRCM からは記録対象主体に関わる多元的なレコードキーピング／アーカイビング・システムの構築のための諸課題を読み込むことができるが、システム構築・実行にあたって特にポイントとなるのは、PRCM の各次元における諸主体間での記録へのアクセスをめぐる交渉である⁵⁹⁾。最後に、この点を記憶の管理の視点から解釈すると、次のような点が指摘できよう。まず、記録の共有の意味についてである。記録の共有には、コミュニティの世代間での記憶の継承としての重要性とともに、マイノリティ・コミュニティの知識とナラティブを社会記憶に包摂させていくことで、社会の支配的な集合記憶を変質させ、そのことによって、周縁化された個人やコミュニティの権利と尊厳の保障にもつながりうるという側面がある。それゆえ、PRCM の各次元におけるアクセシビリティの要件設定はレコード・コンティニューム・モデルにおける証拠としての「レコード」、コミュニティの記憶としての「アーカイブ」、そして、集合記憶としての「アーカイブズ」という重層的意味付与と連動しているものと考えられる。さらに、このコミュニティ記憶の管理の問題をめぐっては、公的記録以外のコミュニティに関わる多様な資源の位置づけ（誰の権限で管理し、アクセシビリティをどの範囲で設定するのか）とともに、公的記録への記録対象主体によるアノテーションも重要な論点を提起する。すなわち、コミュニティや個人のオーラルな記録に基づき、過去の政府記録の「誤りを正す」行為としての公的記録へのアノテーションは、記録に表象された出来事に対する、記録対象主体からのもうひとつ別のコンテキストを付与するものとして、コミュニティ記憶の再形成だけでなく集合記憶の変質にも寄与しうる可能性を持っており、そのアクセシビリティの設定の問題等も検討すべき課題となるだろう。アライダ・アスマンのいう「蓄積的記憶」と「機能的記憶」を往還する「文化的記憶」の一部としての「アーカイブ」の位置づけが問われている⁶⁰⁾。

⁵⁷⁾ Huebner and Cooper, op. cit., pp. 22-27.

⁵⁸⁾ Faulkhead, Evans and Morgan, op. cit.

⁵⁹⁾ Rolan, op. cit., p. 213.

⁶⁰⁾ アライダ・アスマン／安川晴基訳『想起の空間—文化的記憶の形成と変遷』水声社、

おわりに

本章では、レコード・コンティニューム理論を軸に、記録の多元的管理はいかに可能かという問題をオーストラリアの先住民コミュニティの事例から考察してきた。コンティニューム・モデルにおける「記録」はレコードキーピング・システムに捕捉された瞬間から証拠としても組織記憶としても社会記憶としても機能する⁶¹⁾とともに、過去 - 現在 - 未来という歴史的経過のなかで、多様な主体によって絶えず再コンテキスト化され、新たな意味が付与されていくものとして解釈しうる。オーストラリアのアーカイブズ機関等が保有する先住民の人びとに関わる記録に対する「私の記録」としての権利主張は、従来のレコードキーピングのあり方の再考を促し、記録の対象者を共同作成者として位置づけ、記録対象主体のレコードキーピング・システムへの関与と先住民コミュニティ独自のアーカイビング・システムの構築へと展開していくこととなった。このプロセスは、オーストラリアの主流（非先住民）社会のアーキビストたちがアボリジナルの人びとに寄り添い、先住民社会のレコードキーピング／アーカイビングのあり方を理解し、アーカイブズを通じた「和解」を模索していくなかで達成されてきた、現在進行形の試みである。それでは、オーストラリアの成果から我々は何を学び取ることができるだろうか。

まず、日本における少数民族やマイノリティの人びとに関わる公的記録管理の問題を自己決定権の視点から捉えなおしていくことが挙げられる。「先住民の権利に関する国連宣言」は先住民に特徴的な権利ではなく、「他のすべての民」に平等に適用される権利であるとされる⁶²⁾。それゆえ、Joinet-Orentlicher 原則⁶³⁾に示されたような歴史的不正義を正す権利は公害問題や薬害問題等に関わる記録の対象主体にも適用されよう。PRCM は人間の尊厳を損なうあらゆる出来事や経験に関わるレコードキーピング／アーカイビング活動に適用されうる。

2007 年、158-176 頁；Eric Ketelaar, 'Archives, memories and identities', in Caroline Brown ed., *Archives and Recordkeeping: Theory into practice*, London: Facet Publishing, 2014, pp. 131-169.

⁶¹⁾ 中島康比古「レコード・コンティニュームが問いかけるもの」、『レコード・マネジメント』49号、2005年、25頁。

⁶²⁾ 清水、前掲、41-2頁。

⁶³⁾ United Nations, Economic and Social Council, Commission on Human Rights, Promotion and protection of human rights: impunity report of the Independent Expert to update the set of principles to combat impunity, Diane Orentlicher E/CN.4/2005/102/Add.1 8 February 2005.

http://ap.ohchr.org/documents/alldocs.aspx?doc_id=10800（閲覧日：2022/12/10）

次に、記録の共有とプライバシー権の問題がある。記録対象主体がプライバシーを保護するために記録をコントロールする権利と、過去の人権侵害に関わる記録情報をアカウントブルな証拠として保持し、再発を防ぐために集合記憶を保全する集合権としての文化的な権利、そして、公共の利害としての知る権利はいかにバランスをとることが可能であろうか。ヤコヴィーノはプライバシー権と文化的な集合権は競合するものではないという。すなわち、記録対象主体である個人による記録のコントロールがなされる場合には、「集合的な権利として過去の諸行為をアカウントブルにする必要性を考慮に入れる」べき、とする「最大化原則」をとるべきであると主張する⁶⁴。それでは、社会における「知る権利」と個人の権利との関係についてはどうか。この点を考える場合、本章で議論してきたように、どの情報を保持すべきかではなく、長期的に保持すべき「情報とは何かを決める権利を持つのは誰か、そして、その決定の根拠は何か」⁶⁵を検討することが前提となる。さらに、デジタル・ネットワーク時代の現代においては、「忘れられる権利」に象徴されるように⁶⁶、記憶することよりも忘却することをいかに可能とするかが課題となる⁶⁷。クーリーの人びとも、「生存を支える物語を想起するために、いくつかの物語の忘却を積極的に決断」⁶⁸してきた、という。将来世代も含めた健全な社会の維持・発展のための想起を可能とする忘却と、社会的な利益にかなうプライバシー権の保護が求められている⁶⁹。

このような法的課題を踏まえたうえで、次に課題となるのが、記録や記憶をいかに将来に継承していくか、記録を資源としていかに活用していくか、という実践的問題である。日本でも近年、地域の歴史資料を遺産として活用・継承する取り組みや情報公開請求によって資料を収集しアーカイビングする活動、コミュニティ・アーカイブの実践やデジタル・アーカイブの立ち上げなど、多様な取り組みがみられる⁷⁰。しかし、記録の生成から管理・保存・

⁶⁴ Livia Iacovino, 'Shaping and reshaping cultural identity and memory: maximising human rights through a participatory archive', *Archives and Manuscripts*, 43(1), 2015, p. 34.

⁶⁵ Pekka Henttonen, 'Privacy as an archival problem and a solution', *Archival Science*, 17(3), 2017, p. 297.

⁶⁶ 石井夏生利「「忘れられる権利」をめぐる論議の意義」、『情報管理』58(4)、2015年、271-285頁。

⁶⁷ 中島康比古、前掲註4)、209-15頁。

⁶⁸ Faulkhead, op. cit., p. 79.

⁶⁹ ダニエル・J・ソローヴ／大谷卓史訳『プライバシーの新理論 概念と法の再考』みすず書房、2013年。

⁷⁰ 例えば、神戸大学人文学研究科地域連携センターの地域歴史遺産の取り組み（前掲註81）や、特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウスによる、情報公開請求で公開された公文書をアーカイブ化する取り組み（福島原発事故情報公開アーカイブ <https://www.archives311.org/>）、せんだいメディアテークのコミュニティ・アーカイブ活

処分・活用までを視野に入れたレコードキーピング／アーカイビングの活動はそれほど多くはなく、より長期的な保存・継承を考えた場合、相互の連携は不可欠であろう。こうした課題に対して、PRCM はレコードキーピング／アーカイビングの実践を統合的かつ多元的に捉える視点を与える。そして、このモデルから、レコードキーピングの主体の多元化、アーカイビングにおける当事者とよそ者の相互作用、デジタル・アーカイブ・システムへのユーザーの主体的関与、といった課題を包括的に問うことが可能となるだろう。

最後に、記録の多元的管理という視点が提起する射程を改めて確認しておきたい。本章では、レコード・コンティニューム理論の各次元における記録作成主体と記録対象主体との間の非対称な関係性を明らかにすることを通じて、それを乗り越える多様な主体が関与するレコードキーピング／アーカイビングのあり方について理論的に考察してきた。このような記録が表象する出来事や活動における主体間の関係性を問う視座は、従来の作成者側に寄せて考えられてきたアーカイブズ理論や概念、図式、方法論の再考を促す契機となりうる。例えば、あるまとまりとしての記録と、それを何らかの活動のなかで生み出し、維持し、蓄積してきた作成者とは、アーカイブズの特性としてしばしば自明の前提として結びつけられてきた。しかし、記録作成者と記録対象者という関係性そのものが権力性を孕むとすれば、「作成者」ないし「作成」という概念自体を問い直す必要があるのではないか。重要なのはある記録と主体との関係性であって、それが必ずしも作成者である必要はない。また、ある記録とまとまりとしてのシリーズ、あるいは、個々の記録同士の関係性も一度きりの固定的なものではなく、記録が使用されるコンテキストや行為者との関係によって記録間の結びつきも変化し、異なる意味を持ちうる。このような多様な関係性を記述するにあたって、並行出所概念を提示したクリス・ハーレーは文書 (Documents)、実行 (Deeds)、実行者 (Doers) という3つの実体を提示している。そして、「生成」(create) という概念を次のように再定義することを提案する。

あらゆる他の実体は (同等であっても同等でなくても) 他の諸実体とともに記述されるその実体と結合し、その結果として、存在の状況、行為、状態を形成し、調節し、もたらす⁷¹⁾。

動 (佐藤和久ほか編『コミュニティ・アーカイブをつくろう! せんだいメディアテーク「3がつ11にちをわすれないためにセンター」奮闘記』晶文社、2018年)、ナガサキ・アーカイブ (http://n.mapping.jp/index_jp.html) やヒロシマ・アーカイブ (http://hiroshima.mapping.jp/index_jp.html) 等のデジタルアーカイブの構築 (渡邊英徳『データを紡いで社会につなぐ デジタルアーカイブのつくり方』講談社現代新書、2013年)、市民参加のオンライン・プロジェクトである京都大学古地震研究会の「みんなで翻刻」(<https://honkoku.org/>)、など。

⁷¹⁾ Chris Hurley, 'In Pursuit of Provenance: when Societal met Parallel with a view to

実行者と実行、実行と文書、文書と実行者、それぞれの実体の関係性は多様でありうる。そして、レコードキーピングの特性は実体と他の諸実体との関係性によって決定される。また、アーカイビングのあり方も文書と様々な実行者との関係性によって多元的でありうる。それでは、多様な主体による記録の多元的な管理がなされるとき、レコードキーピング専門職とはどのような存在でありうるのだろうか。レコードキーピング専門職も記録に関わる実行者の一人であるだろう。しかし、同時に、公共的な視点から社会のなかで記録を生成し、管理し、共有する組織やコミュニティ、個人の間を媒介し、よそ者を含む多様なアクターとともに持続可能な社会の実現に向けて協働していく者であることが求められているのではないだろうか。

Relationships', 2013 <http://descriptionguy.com/images/WEBSITE/What-is-PP.pdf>

第四章 コミュニティ・アーカイビングと公共性—記録の共有・継承におけるコミュニティと専門職—

はじめに

アーカイブズ機関をはじめとする記憶機関には、何が収集され、保管されているのか。そこから零れ落ちるもの、ないし、排除されるものとは何か。アーカイブズ機関の特権性とアーカイブズの民主化を求める声は過去にも聞かれたが、2000年代ごろから近年にかけての特徴は、情報技術やウェブ環境の発展に伴い、多様なコミュニティの人びとが自らアーカイビングの実践を試みてきていることである。こうした既存のアーカイブズ機関の外で行われるアーカイビングの実践を、アーカイブズ学としては、どのように捉えるべきか。また、コミュニティによるアーカイビングの営みを公共性の観点から捉えるとき、何が問われてくることになるであろうか。こうした問題を考えていくにあたり、ここでは、本論に入る前に、社会におけるアーカイブズ学の対象資料とアーキビストの役割がどのように変遷してきたのか、カナダのアーカイブズ学研究者テリー・クックの整理に則して、簡潔に把握しておきたい¹⁾。

クックは、アーカイブズ学の変遷を「証拠」、「記憶」、「アイデンティティ」、「コミュニティ」の4つの鍵概念を軸に区分している。その第1の「証拠」段階（19世紀～1930年頃）²⁾は、フランスに始まり、ヨーロッパの各国民国家へと波及した「前近代のアーカイビング」を指し、この時期のアーキビストは「政府機関の法的証拠の管理人・保護者」としての役割を担った。他方、私的な記録と個人的アーカイブズは主観的に収集されたコレクションとみなされ、「証拠」パラダイムからすれば非-アーカイブズとされ、伝統から外れた私的資料は、「熱狂的なコレクター、古物収集家の範疇」とみなされてきた。次いで、第2の「記憶」段階（1930～1970年代）³⁾は、アメリカを中心に国際的に広まった「近代のアーカイビング」を指し、歴史的素養をもつアーキビストによって、政府の生み出す膨大な量の記録を評価選別する役割が担われていった。そして、歴史家への貢献を使命としたアーキビストは「主観的に文化的記憶の資源を生み出し」、公的記憶の創造に寄与することとなった。また、この時期、私的、個人的アーカイブズはますます専門的アーキビストの元にもたらされ、「業務」記録よりも私的歴史的な「手稿」の収集に偏愛をもつアーキビストが現れてきたが、その一方で、20世紀半ば以降は現用記録を選別廃棄するレコード・マネジメントが分離領域として専門化していくこととなる。そして、第3の「アイデンティティ」の段階（1970～

¹⁾ Terry Cook, "Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigm", *Archival Science*, 13, 2013, pp. 95-120.

²⁾ Ibid, pp. 106-107.

³⁾ Ibid, pp. 107-109.

2000年代初頭⁴⁾は、専門職としてのアーキビストが大学院の教育プログラムを通して輩出され、アーカイブズ学研究が活性化し、独自のアイデンティティが創造された時期にあたる。この時期、ポストモダン理論の影響を受けてアーカイブズ学は変容していく。すなわち、「アーカイブズ資料のなかに見出される保護されるべき唯一の「真実」などはなく、そこには多数の真実、多数の声、多数の観点、多数の物語がある」のであり、アーキビストは保存されるべき記録の社会的価値を調査し、社会それ自体の機能と活動を反映させていく社会記憶の形成者として、「ポストモダン・アーカイビング」の役割を担っていくこととなる。最後に、第4の「コミュニティ」の段階（2000年代後半以降）⁵⁾は、「参加型アーカイビング」と呼ばれる。この時期、新たな社会的現実としてのインターネットは「無数の非政府組織、ロビー団体、コミュニティの活動家、「普通の」市民たちを繋ぎ合わせ」、「民族や人種、性、信条などを共有する」共同体の人々は彼らのコミュニティを創造し、集団のアイデンティティを育て、彼らの活動を遂行するために記録を再創造し始めるようになる。「コミュニティ・アーカイブズの記録はアーカイブズ資源であるのみならず、そうしたコミュニティのアイデンティティの一部」であり、専門職アーキビストは彼ら自身、「プロダクト」としてのアーカイブズの入手というよりも、「社会のなかの多くの人々によって共有された、参加の「プロセス」としてのアーカイビングを推奨」していく、コミュニティのなかで働く「助言者」となっていく必要がある、とクックは主張する。

以上のテリー・クックの整理からわかるのは、アーカイブズ学が対象とすべき資料が公的記録から私文書へと拡大してきたこと、社会のなかで何を保存し継承すべきかが問われたこと、記録がコミュニティの創造、アイデンティティの（再）創造と結びつけて理解されるようになったこと、アーキビストの役割が公的記録の保護者から社会記憶の媒介者、そして、コミュニティのアーカイビングの助言者へと変化してきたことである。このアーカイブズ学の変遷には、アーカイブズ資料の受け手から資料の意味付与の主体へという、ユーザーに対する認識の変化が深く関わっており、自らアーカイブを形成するコミュニティにとっても、彼らの資料はアーキビストの収集対象としてではなく、彼らのアイデンティティや記憶と結びついたものと捉えられている。それでは、こうした資料の公共的価値とは何か、コミュニティのアーカイビングを社会記憶とすることの意味、また、その課題とは何であろうか。

こうした問いについて探求すべく、本章では、イギリスにおけるコミュニティ・アーカイビングの一事例を採り上げ、それを「コンティニューアムのレンズ」⁶⁾を通してみていくこと

⁴⁾ Ibid, pp. 109-113.

⁵⁾ Ibid, pp. 113-116.

⁶⁾ コミュニティ・アーカイブの実践を扱う論考のほとんどは、自律的なもので、外部のアーカイブズ研究者が調査対象とする場合にも、その実践のプロセスや意義を参与観察的に明らかにするスタイルが多いが、アーカイブズ機関との関係性が問われることもあるが、結局は、その自律性のためか、コミュニティ自体の問題として論じられる傾向があり、社

で、コミュニティ・アーカイビングと公共性の問題について、考察していきたい。

第一節 「アーカイブ的転回」と「アーカイブ」

「はじめに」で引用したテリー・クックの4つの時代区分の内の第4段階に位置づけられる「コミュニティ・アーカイビング」は、従来のアーカイブズ学における概念や方法論とは異なる実践として理解されている。こうしたコミュニティにとっての資料の意味やアーカイビングの実践をアーカイブズ学ではどう捉えればよいのだろうか。

コミュニティによって収集され、活用、共有される対象には、しばしば、コミュニティ自身によって、あるいは、アーカイブズ学研究者らが用いる用語としても、「アーカイブ」(‘archive’)の語が用いられる傾向にある。この点について、オランダのアーキビストで、現代アーカイブズ学を牽引してきたエリック・ケテラールの論考「アーカイブ的転回と再転回：アーカイブに関する諸研究」(2017)に拠りつつ、整理しておきたい⁷⁾。

ケテラールがまず指摘するのは、1990年代から2000年代にかけて、アーカイブズ学の領域外の哲学、人類学、社会学、精神分析学、文学批評、芸術学などの分野において、「アーカイブ的転回」が生じてきたことである。そして、この転回がアーカイブズ学にも作用し、アーカイブズ学理論、方法論、実践に新たな展望をもたらす「再転回」を生じさせているという。アーカイブズとは、業務遂行の過程およびその活動の結果として作成、収受された文書全体の「塊り」を指す。従来、アーカイブズ学は歴史家や行政官、その他の利用者が手段とみなすアーカイブズを「目的」として研究することで学問分野としての自律性を確保してきた。しかし、ジャック・デリダが1994年に「こうした言葉は実在しないが、一般的で学際的なアーカイブの科学を名指しうるであろう…記憶のエコノミーに対して、その基質、痕跡、文書に対して起こりうるあらゆる事柄の」⁸⁾として示した「archiviology」のように、これまでアーカイブズを「手段」としてきた諸学問分野でアーカイブズを「目的」として研究

会的課題や公共性の観点からの視点が乏しい傾向にあるように思われる。それゆえ、コミュニティ・アーカイビングをコンティニューム理論との関係から扱ったものはあまり見られなかったが、近年、一部でアクティビスト・コミュニティのレコードキーピング／アーカイビングをコンティニュームとの関連で扱った論考も出てきている。例えば、次を参照。K. Jarvie, J. Evans and S. McKemmish, “Radical appraisal in support of archival autonomy”, *Archival Science*, 2021, 21, pp. 353-372.

⁷⁾ Eric Ketelaar, “Archival Turns and Returns: Studies of the Archive”, Anne Gilliland et. al. ed., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, 2016, pp. 228-268.

⁸⁾ Ibid., p. 231. (ジャック・デリダ、福本修訳『アーカイブの病』法政大学出版局、2010年、52頁を参照しつつ、著者により訳出。)

する「アーカイブ的転回」が生じてきたという⁹⁾。その代表的研究者は、人類学者のアン・ローラ・ストーリーである。ストーリーは、植民地国家のアーカイブズを知識生産の場として捉え、植民地における権力が構築されるアーカイビングのプロセスを読み解く民族誌を提示する¹⁰⁾。また、歴史学においても、アーカイブのエージェンシーに着目して、過去のアーカイブズ・システムそれ自体やアーカイブに関与する歴史家に与える影響に関する研究が現れてきている¹¹⁾。この「アーカイブ的転回」はアーカイブズ学に、「実際のアーカイブ的文書から作成の機能的プロセスやコンテキストへ、成果物としてのアーカイブからプロセスとしてのアーカイブへ、物理的なモノから行為そのものへ」¹²⁾の移行をもたらした、とケテラールは指摘する。

「アーカイブ的転回」の二つ目は、アーカイブを実体やプロセスを分析するための方法論的なレンズとして使用することである¹³⁾。すなわち、アーカイブズを「それ自体として」見るのではなく、何らかの物事を「アーカイブとして」見ることを指す。この見方では、「高架下の落書きのコレクション」から「ヒトゲノム」、お気に入りのサイトのブックマークからユーチューブまで、あらゆるコレクションがアーカイブとみなされる。そこに、従来アーカイブズ学が重視してきた原-秩序は無い。しかしながら、ケテラールは、重要なのは「何がアーカイブであるか」ではなく、「特定の個人や集団がどのようにアーカイブを知覚し、理解しているか」を問うことである、と指摘する。すなわち、「アーカイブはそれ自体に本質的な特性があるのではなく、「作成者やユーザー、アーキビストがアーカイブのなかに意味を見出し、あるいは意味を生み出し、そうした意味が自己と「物事のより大きな秩序」との関係性を構築し、再構築する際に役立つのである」¹⁴⁾、と。

それでは、これまで述べてきた「アーカイブ的転回」における「アーカイブ」とは何か。ケテラールと同様に、アーカイブ的転回を支持する立場から、ジャネット・バスティアンはアーカイブ (the archive) を「知りえることと知りえないことのすべてとしてだけでなく、コミュニティのアイデンティティと自己認識の場、一方では一貫した知の蓄積、他方では海綿のような情報の流動性を持ち、固定された所在地を持たない特定の場所であり、情念とと

⁹⁾ Ibid, pp. 231-37.

¹⁰⁾ Ann L. Stoler, "Colonial Archives and the Art of Governance. On the Content in the Form", in Carolyn Hamilton et. al. ed., *Refiguring the Archive*, Kluwer Academic Publishers, 2002.

¹¹⁾ Ann Blair ed., "Toward a Cultural History of Archives", *Archival Science*, 7(4), 2007; Randolph C. Head ed., "Archival Knowledge Cultures in Europe, 1400-1900", *Archival Science*, 10(3), 2010.

¹²⁾ Ketelaar, op. cit., pp. 236-7.

¹³⁾ Ibid, pp. 238-40.

¹⁴⁾ Ibid, p. 239.

もに感情と情動の場であり、重要なこととして、証拠と記憶のためのコンテキスト」が与えられるもの、として捉えている¹⁵⁾。ケテラールによれば、こうした「アーカイブ」もアーカイブズ学の領域を拡張しつつ、「その対象は関与する主体の出所に拘束された道具であり、公的、ないし、私的な「しごと」のやり取りの副産物としての記録／アーカイブズの性質を保持している」¹⁶⁾として、記録ないしアーカイブ（ズ）を「いかなる媒体、形式、フォーマットであれ、法的義務の履行あるいは業務の遂行ないしその目的において、組織あるいは個人によって、証拠として、そして／あるいは、資産として作成し、収受し、保持した情報」という ISO 30300 の定義¹⁷⁾に当てはめて捉えることが可能であるという¹⁸⁾。

「アーカイブ的転回」を経た後においては、記録の作成、管理、保存、処分というアーカイブズ業務は記憶構築の手段であり、アーキビストの行為遂行性のみならず、何らかのコミュニティやユーザー、その他の主体による資料の収集や利活用も新たな価値づけ、意味付与行為として理解されうる。以上を踏まえると、コミュニティにとっての「アーカイブ」とは、コミュニティによって何らかの対象が「アーカイブとして」認識され、彼ら／彼女らにとっての何らかの場において、何らかの行為や活動によって資料に新たな意味が付与されるもの、として捉えることができよう。

第二節 コミュニティ・アーカイビングと公共性

2.1 イギリスにおけるアクティビスト・コミュニティのアーカイビング実践

それでは、以上のような「アーカイブ」の意味を踏まえて、コミュニティ・アーカイブやそのアーカイビングの実践について、具体的に検討していくことにしたい。「コミュニティ・アーカイブ」という言葉は、特に 2000 年代以降に、盛んに使われるようになってきているが、その代表的論者であるイギリスのアーキビスト、アンドリュー・フリンは「コミュニティ・アーカイブ」を次のように定義している。まず、「コミュニティ」とは、「地域性、文化、信条、背景、その他の共有されたアイデンティティや利害に基づき、彼ら自身によって定義された集団」¹⁹⁾のことを意味するとされ、ここでは、コミュニティの自己認識と主体性が強

¹⁵⁾ Jeannette A. Bastian, “Moving the margins to the middle: reconciling ‘the archive’ with the archives”, in F. Foscarini, H. MacNeil, B. Mak and G. Oliver ed., *Engaging with Records and Archives: histories and theories*, Facet Publishing, 2016, p. 6.

¹⁶⁾ Ketelaar, op. cit., p. 240.

¹⁷⁾ ISO 30300. *Information and Documentation – Records Management – Part 2: Guidelines* (Geneva, International Standards Organization, 2011): 3.1.7.

¹⁸⁾ Ketelaar, op. cit., p. 230.

¹⁹⁾ Andrew Flinn, “Community Histories, Community Archives: Some Opportunities and Challenges”, *Journal of the Society of Archivists*, 28(2), 2007, p. 153.

調されている。そして、コミュニティ・アーカイブとは、支配的な制度的枠組みにおいて十分に代表されず、公的記憶機関において不在にされ、あるいは、誤表象されてきたコミュニティによる資料のアーカイビングの実践であるとする。それでは、コミュニティによるアーカイビングの実践において、いかなる価値が付与されるのだろうか。イギリスのロンドン南部、エレファント・アンド・キャスル地区の再生事業へのアクティビストたちの応答に関わるいくつかのコミュニティ・アーカイブの形成とその実践に関する事例を採り上げ、検討していきたい²⁰⁾。

エレファント・アンド・キャスル地区では、1994年頃から再生事業が進められ、それにより住民たちは立ち退きを強いられることとなった。こうしたなかで、再生事業に異議を唱えるアクティビスト団体によって、ヘイゲート・ワズ・ホーム・オンライン・アーカイブ (Heygate was Home online archive; 以下、HwH アーカイブ)²¹⁾、56a インフォショップを拠点としたサザーク・ノーツ・アーカイブ (Southwark Notes Archive, based at 56a infoshop)²²⁾、エレファント・アメニティ・ネットワーク (Elephant Amenity Network)²³⁾等のデジタル・アーカイブが構築された。その中の一つ、HwH アーカイブは、再生事業進行中のヘイゲート団地の住民の経験をチャート化したもので2013年に立ち上げられた。このアーカイブには、「記録の誤りを正す」こと、「再生事業において破られた約束を記録すること」というミッションが掲げられている。当ウェブサイトは「2013年2月に行われた強制購入命令 (Compulsory Purchase Order, CPO) の公的調査のための証拠として収集された情報」²⁴⁾を元にしてつくられたものであった。立ち退きの決定に異議を唱える人々は、彼らが再生事業の利益から排除されており、サザーク市議会 (Southwark Council) による彼らの住宅の資産評価査定が正しい市場価値を反映していない、と主張し始めた。サイトには、住民の証言と再生事業のタイムライン、組織化されたカウンスル文書、1994年からの年ごとの開発業者の計画、再生プロセスの鍵となる出来事のチャートが含まれ、住民の証言は新聞記事のアーカイブとともに並置され、どのようにその土地財産が破壊されるに至るまでにメディアによって描かれたかを示すためにキュレーションが施された。CPOの調査以来、このサイトの管理者は情報公開 (Freedom of Information, FOI) や環境情報規則 (Environmental Information Regulations, EIR)²⁵⁾を使用して記録を追加し、アーカイブを充実させていった

²⁰⁾ Elena Carter, “‘Setting the record straight’: the creation and curation of archives by activist communities. A case study of activist responses to the regeneration of Elephant and Castle, South London”, *Archives and Records*, 38(1), 2017, pp. 27-44.

²¹⁾ <http://heygatewashome.org/index.html>

²²⁾ <https://southwarknotes.wordpress.com/heygate-estate/>

²³⁾ <https://elephantamenity.wordpress.com/>

²⁴⁾ Carter, op. cit., p. 29.

²⁵⁾ 環境情報規則 (Environmental Information Regulations 1992, SI 1992/3240) は、1992

26)。

このサイト立ち上げのためにアーカイビングを行ったアクティビストの 1 人は次のように語っている。

私にとってアーカイビングは、再生事業において何がなされたかの記憶として非常に重要な一部であった。……カウンシルは空っぽの空間、そこで新しい何かを祝うことのできる無歴史的な空間にすることを望んだ。……このひどい空間は…歴史と無関係な場ではない。……これはまさに生きた問題 (a live issue) である。なぜ我々がまだ描き続けるのか、なぜグループは依然運動するのか。この場所は健忘症の空間ではない²⁷⁾。

この事例を調査したウェルカム・ライブラリーのアーキビスト、エレナ・カーターは、「アーカイビングの行為は再生計画へのカウンシルの関与に対抗する方法であると同時に、団地と運動の生きた記憶を保持する意識的な政治的手段となる」、と指摘する²⁸⁾。さらに、このアーカイブは、当時の新聞報道による団地と再生計画の誤表象への挑戦としても運用された。新聞アーカイブの目的はどのようにこの地区の地価が下がり、犯罪の温床として言及されることがカウンシルと開発業者の間の再生協議を補強し、いかに団地の実際の歴史を抹消したかを例示するためであった。そのため、新聞記事と住民の証言とが並べておかれ、FOI 請求によって収集された記録、例えば、首都警察から得られた犯罪統計によって、ヘイゲート団地の犯罪率は地区の平均より下の 45%であることを証明し、「犯罪行為の温床とされた団地の神話化されたイメージ」に異議を申し立てたのである。カーターは、「パブリック・ドメインにこの情報を位置づけることで、CPO の調査における法的証拠としてだけでなく、アクティビストの主張に注意を惹きつけるキャンペーンのツールとなる」、と指摘する²⁹⁾。

また、新聞記事と住民の証言の並置、FOI 資料の配置、そして、立ち退き後の住民の離散の地図上でのマッピングといったアクティビストたちによるキュレーション行為はアクティビストたちのキャンペーンのなかで、地区の他の住民や他のアクティビストたちをはじめ

年に制定された、イギリスにおける初めての環境情報開示制度で、公的機関の保有する環境情報への市民へのアクセスを促進するもの、とされる。1998 年に不開示情報に関する改正がなされ、その後、2005 年のオース条約批准に際して、2004 年には環境情報開示請求に関する審査手続の条項を加えた新たな規則が制定されている。林晃大『イギリス環境行政法における市民参加制度』日本評論社、2018 年、71-75 頁、195 頁。

²⁶⁾ Carter, *op. cit.*, pp. 29, 34-38.

²⁷⁾ *Ibid.*, p. 32.

²⁸⁾ *Ibid.*

²⁹⁾ *Ibid.*, pp. 32-3.

めとするウェブ空間上の受け手にその意味を理解可能にするために重要な役割を果たした。すなわち、「アーカイブの役割は調査からアクティブな関与へと移行」し、「記録のキュレーションと分析はコレクションの普及とアクセスの肝要な部分となる」³⁰⁾のである。そして、このアーカイブは「未来のための過去」として活用される可能性を持つという。「アーカイブは他の集団を支援するために共有され、連携を築き、再開発へのローカルな反対を確保することを可能とする知の塊を構築する手段として記録」され、「証拠と連帯のネットワーク、同時代の闘争を支援するために届けられる資源を生み出し、同様の関心を持つグループ間で情報を共有し、どこかほかのアクティビストや未来のアクティビストに使用されうる記録を生み出す」³¹⁾。アクティビストにとってアーカイブの活用とは現在と未来を変えるための行為である、といえる。

次に、同様にエレファント・アンド・キャスル地区の再生事業に反対するもう一つのアクティビストによるアーカイブである 56a インフォショップ・アーカイブについて、採り上げたい。このアーカイブは、アクティビストたちのソーシャル・センターとなっていた 56a インフォショップ内に構築され、運動に関わる書物、アクティビストの活動から生み出された文書、再生事業の関連資料などが収集されていった。このアーカイブはボランティアで運営され、「アーカイブ・ナイト (the Archive Night)」というイベントを定期的で開催し、そこで資料を分類し、フォルダー内のコンテンツのリスト化による目録作成が行われた³²⁾。このアーカイブでの資料整理の方法は、アーカイブズ学の方法論とは異なるもので、資料は大まかな主題ごとにラベリングされ、仕分けはボランティアの裁量に任されていた。このことは、アーカイブズ的な秩序の欠落を意味し、外部の他者のアクセスの妨げにもなりうるものとも考えられる。しかし、2011 年から 2013 年にかけて 56a アーカイブにボランティアとして加わったアクティビスト・アーカイブズの調査研究を行うスーザン・ペルは、こうした資料の形成のあり方は、「秩序化されたもの以上に有機的なものであり、制度化されたもの以上に創発的なもの」であるとし、それは「知識生産のオルタナティブな形式」である、と指摘している³³⁾。また、このインフォショップ・アーカイブでは、コミュニティ内でアクティビストたちだけに利用が制限されているわけではなく、アーカイブの所在するインフォショップを訪れた者は誰でも利用可能な、より直接的なアクセス提供がなされているという。

さらに、インフォショップのコミュニティでは、2011 年に、地区の再生事業に抗議するサザーク・ノーツ・アーカイブ・グループ (Southwark Notes Archive Group: SNAG) が新

³⁰⁾ Ibid, pp. 34-5.

³¹⁾ Ibid, p. 37.

³²⁾ Susan Pell, "Radicalizing the Politics of the Archive: An Ethnographic Reading of an Activist Archive", *Archivaria*, 80, 2015, p. 40.

³³⁾ Ibid, p. 47.

たに形成され、このグループによって、アーカイブの収集と活用が相互に作用する実践が行われていった³⁴⁾。まず、オンライン・ブログ「サザーク・ノート」(Southwark Notes) が立ち上げられ、そこでは、1970年代から現在までのカウンシルの文書、メディアのクリッピング、アクティビストの資料を含むサザークの再開発に関わる文書の収集がなされ、それらの歴史的資料をデジタル化し、社会的、政治的に分析し、同エリアで現在起こっていることを報告するレポートが発信されていった³⁵⁾。また、SNAGによって、「ジェントリフィケーション・ワーク」と呼ばれるイベントが企画され、そこでは、地区の開発予定地を特定し、参加者たちとの間でジェントリフィケーション、すなわち、もともと労働者階級が住んでいた公営住宅が取り壊され、より中産階級向けの再開発がなされることに関わる問題をめぐっての議論もなされた。そして、アーカイブから持ち出された文書類はこの問題の証拠として提供され、さらに、参加者との議論を通して、「新たな知識と経験が生み出され、共有され、収集され、アーカイブにフィードバックされる」、という取り組みがなされていった³⁶⁾。SNAGのオーガナイザーであるクリスは、「もし[ラディカルな政治]が他の人々がいる場に移っていき、関心を生み出さなければ、それには価値がない。…外に持ち出され、試され、そして、戻ってこなければならない。」³⁷⁾と語っており、このアーカイブがアクティビストに閉じたものではなく、近隣の人々が繋がり、知識を集積し、運動のために知を動員するための開かれた場として機能するものとして捉えられていることが窺える。

2.2 コンティニュームからみるコミュニティ・アーカイブと公共性

ここまで、エレファント・アンド・キャスル地区の再生事業に関わる二つのコミュニティ・アーカイブの事例を主に採り上げてきたが、そうしたアーカイブは、ジェントリフィケーションに反対する当事者の人びとや関連するアクティビストたちだけにとって意味のあるものなのだろうか。そうした出来事や経験を社会記憶として遺し、伝えていくことは必要なのか、あるいは、可能なのだろうか。コミュニティによるアーカイビングの実践を、こうした公共性の観点から考えていくために、これらの事例をレコード・コンティニューム・モデルを通して改めて捉え直してみたい。また、こうしたコミュニティ・アーカイブに専門職はどのように関与することが可能なのかについても問うてみたい。

³⁴⁾ Ibid, pp. 51-56. 56a インフォショップのアーカイブを活用した参加者たちによる学びと批判的地図製作の試みについて、次も参照。Rhiannon Firth, “Critical cartography as anarchist pedagogy? Ideas for praxis inspired by the 56a infoshop map archive”, *Interface: A Journal for and about Social Movement*, 6(1), 2014, pp. 156-184.

³⁵⁾ Pell, op.cit., p. 52.

³⁶⁾ Ibid, p. 53.

³⁷⁾ Ibid, p. 54.

コミュニティ・アーカイブの実践をコンティニューム・モデルで捉えると、以下のようになるだろう。

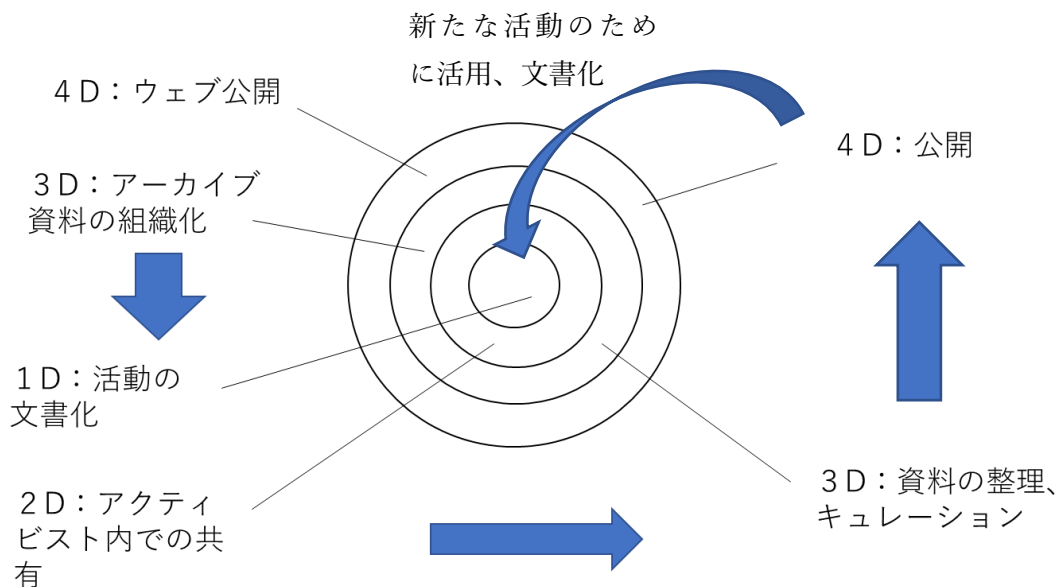


図 4.1 コミュニティ・アーカイビングのコンティニューム

まず、コンティニュームの第3次元で、現在までのアーカイブ資料が組織化され、第4次元で、地域住民に向けて公開される。しかし、単に保存、公開だけでは終わらず、運動や市議会との協議、参加者たちとのワーク、などを通じて新たな活動が行われ、それが文書化され、アクティビスト内のアーカイブで共有され、さらに、(新聞報道、証言、カウンスル文書などの)キュレーションが行われ、社会に向けて発信され、また、新たな運動や活動のために活用され文書化される、という循環的なものとして捉えられる。このようなアクティビスト・コミュニティの第1次元での諸活動は、初めからコンティニュームでいう「アーカイブ」、「アーカイブズ」となることが意図されたものとして「文書化」され、「捕捉」されることがパターン化されており、それゆえ、コミュニティ独自のレコードキーピング／アーカイビングが機能しているように思われる。このように、長年にわたり再生事業に反対してきたアクティビストたちのコミュニティ・アーカイブは資料の収集、選別、組織化、利用提供などのあらゆる側面で自律性を持っており、56a インフォショップのアーカイビングにボランティアとして参加したベルは、資料の秩序化のための専門的知識を提供したが、その提案はことごとく拒否されたという³⁸⁾。それでは、専門職としてアーキビストはいかに関与すべきなのだろうか。

アクティビスト・コミュニティのアーカイビングの目的は、地域再生事業に異議を唱え、

³⁸⁾ Ibid, p. 49.

彼らの生活空間を保持、あるいは回復することにあつたといえる。そのため、資料のアーカイビングと運動の拡大のために、地域住民らと再生事業に関わる知識を共有し、課題の改善のために、市議会および開発業者との協議も行われていった。住民たちは、市議会による再生事業に対する、コミュニティ側からのプランを提示し、2011年に、市議会によって民間の調査コンサルタント会社が設立され、事業計画前の協議へのコミュニティの関与を確保することが目指されていった。しかし、開催された協議では、複雑な問題を避け、単純化された質問を参加者に応えさせるだけのもので、アメニティの民間による管理や財政上の実行可能性といった、アクティビストたちの側からすれば、本当に協議すべき問題が回避されたという³⁹⁾。

ここで、コミュニティに対するサザーク市議会側のコンティニュームについても考えてみたい。カウンスルでは、再生事業の活動の文書化、記録としての捕捉、組織化が行われ、第4次元で情報公開、事業の内容を発信する広報等がなされる。これに対して、メディアの報道やアクティビストによる反対運動が起こり、カウンスルと開発業者、コミュニティ間での協議がなされ、その協議の過程についても文書化がなされ、組織化され、公開の対象となる⁴⁰⁾。

以上のように、サザーク市当局と HwH や 56a インフォショップなどのアーカイビング・コミュニティのそれぞれで、独自のレコードキーピング／アーカイビングのコンティニュームが想定されるが、それぞれのアーカイブ（ズ）を公共性との関連で捉えた場合、どのようなことが考えられるだろうか。まず、コミュニティ・アーカイブと公共性との関係についてであるが、齋藤純一によれば、公共性は共同体と対置すると次のように捉えられる。すなわち、＜共同体＞は、閉じた領域をつくり、本質的な価値を共有し、成員が内部に抱く情念によって結びつく、一元的で排他的なアイデンティティの空間として現れる一方、＜公共性＞は、誰もがアクセスしうる開かれた空間であり、複数の意見や価値の＜間＞に生起し、人々の＜間＞に生起する出来事への関心を共有し、多元的なアクターが関与するという特徴をもつ⁴¹⁾。このような対比で捉えた時、コミュニティ・アーカイブはアイデンティティを共有する集団であり、再生事業に反対するアクティビスト・コミュニティはやや＜共同体＞的な特徴を持つ集団であるといえる。しかしながら、彼らのアーカイビングの実践はその多くがウェブ上に公開され、再開発のプロセスに透明性をもたらすことに寄与したり、アーカ

³⁹⁾ Susan Pell, “Documenting the fight for the city: The impact of activist archives on anti-gentrification campaigns”, David A. Wallace, Wendy M. Duff, Renee Saucier and Andrew Flinn eds., *Archives, Recordkeeping, and Social Justice*, Routledge, 2020, pp. 174-5.

⁴⁰⁾ サザーク・カウンスルは、図書館に併設されたアーカイブズ施設もっており、所蔵資料のデジタル公開もなされている。 <https://www.southwark.gov.uk/events-culture-and-heritage/explore-culture-in-southwark/heritage-and-local-history/southwark-archives>

⁴¹⁾ 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年、5-6頁。

イブの資料に関心を持つ人々の学習リソースとしても機能する、という側面を持つ。56a インフォショップのあるボランティア・アーキビストは、次のように語っている。

アーカイブの中に存在するものは物事が正しくないと判断しているすべての人びとにとっての集合的な想像力であり、私たちは何かをすることができる…私にとって、そのアーカイブをあなたがどう動かすか、どう形作り、どう行動するかが大事なんですね。ただそこに座って、歴史が得られるだけでは十分ではありません。未来への糧にしなければならぬのです⁴²⁾。

このインタビューに示されているように、彼らのアーカイブは他者に開かれており、排他的ではない「集合的所有の感覚」が示されている。また、そのアーカイブは「隣人や様々なアクティビスト・ネットワークの一部である人びとにとっての共同の資源」⁴³⁾という意味でも公共性的な意味合いを持つといえる。

こうしたコミュニティ・アーカイブの保存と活用の問題について考えてみると、公的記録へのアクティビスト・コミュニティの新たな価値づけによる共有やアーカイブの資料を用いた参加者たちとのウォークとそれに伴うさらなる記録化など、コミュニティを取り巻く多様な主体による記録への価値付与のあり方をみてとることができる。こうしたアーカイブは、ペルによれば、「ジェントリフィケーションに反対する将来の活動に影響を与え、都市における社会正義の可能性を拡大する可能性を持っている」⁴⁴⁾という。しかし、そうしたアクティビストのアーカイブの拠点それ自体が、ジェントリフィケーションの脅威にさらされる危険性もあり、「アーカイブの長期的な社会的影響力を保持し、増幅させ」ていけるよう、そうした空間を保護していくこと、そのために継続的に注意を払い、使用していくことが必要である、という⁴⁵⁾。加えて、アーキビスト等の専門職は、そうしたコミュニティのアーカイブにも目配りするとともに、サザーク市カウンスルの再生事業に関わる記録が適正にレコードキーピング／アーカイビングされているか、という点にも注視する必要がある。コミュニティ・アーカイブへの専門職の関与にあたっては、特定の利害集団に介入するというよりも、再生事業全体の状況を俯瞰的に捉え、アーキビストが属する組織の意向や、地域の複数のコミュニティの存在、また、ステークホルダー間での価値や利害の対立といった状況の中で振る舞うことが求められよう。そうしたなかで、長期的な持続可能性を考慮し、どの記録がいかなるコンテキストのもとで共有され、継承されていくかという問題を、公共に開いていくことが求められるのではないだろうか。

⁴²⁾ S. Pell による 56a のボランティアへのインタビュー、Pell, *op. cit.*, 2020, p. 174.

⁴³⁾ Pell, *op. cit.*, 2015, p. 50.

⁴⁴⁾ Pell, *op. cit.*, 2020, p. 180.

⁴⁵⁾ *Ibid.*, pp. 180-1.

おわりに

本章では、アーカイブズ機関の外部におけるコミュニティ・アーカイブに着目し、そのアーカイビングの実践の具体相とそれに関わる諸課題について、考察してきた。コミュニティ・アーカイブの事例からいえるのは、サザーク地区のアクティビスト・コミュニティのアーカイビング実践から窺えたように、まずは、アーカイブズ学の既存の概念や方法論とは異なる管理、活用のあり方を認識すること、そのコミュニティ固有の手法に見られる意義を見出すことである。また、クックが提起した「コミュニティのアーカイビングの助言者」としてのアーカイブズ専門職の役割についても、コミュニティの自律性を尊重した、より慎重な姿勢が求められよう。こうしたなかで、アーキビストには、コミュニティ・アーカイブの社会的な持続性を注視していくこと、地域や社会全体を俯瞰した視点を備えることが必要とされるだろう。

また、コミュニティ・アーカイビングの実践をコンティニューアムを通して理解することで、同一の記録であっても異なる複数の意味を持つこと、その記録のたどるコンテキストこそ保持していく必要があることを認識するとともに、アクティビスト・コミュニティが関わる再生事業そのものから、カウンスルをはじめとする複数の主体によるレコードキーピング／アーカイビングのプロセスを捉えることの必要性も確認することができた。

本論で取り上げてきた事例と似たようなアクティビスト集団の活動とそのレコードキーピング／アーカイビングのプロセスを、コンティニューアムのレンズを通して考察しているK. ジャーヴィらは、こうしたアクティビストたちの記録が伝統的なアーカイブズ機関等の収集の伝統からは「寛大に無視」されてきたために、そうした草の根のアクティビストたちのナラティブを社会的な記憶として位置づけることができていない⁴⁶⁾、という。しかしながら、現代のアクティビストたちのオンライン・プラットフォームを用いた「ラディカルな」レコードキーピングは、短期的な情報伝達や普及には向いているが、長期的な完全性や持続可能性にはリスクがあるとして、「アーカイブ的多元宇宙」のなかでの、自律性を尊重したサポートの必要性を指摘している⁴⁷⁾。自律的なアクティビスト・コミュニティのレコードキーピング／アーカイビングをいかに長期的に支え、何を社会記憶として保持していくか、アーキビスト等の専門職を含む複数的な主体の間での公共的な議論が必要とされている。

⁴⁶⁾ Jarvie, et. al., op. cit., p. 354.

⁴⁷⁾ Ibid, 368-9.

結論 混沌から秩序へ、せめぎ合いから複数性のもとの多元宇宙の生起へ

本研究では、20世紀末以降のアーカイブズ学を刷新してきているレコード・コンティニューム理論に着目し、この理論モデルは現実の諸課題に対していかに適用され、どのような意義があるのか、また、多様な主体のもとのレコードキーピング／アーカイビングはいかに可能か、という課題について、検討してきた。コンティニューム理論の核心は、観る者の見方によって多面的な様相をあらわす点と、諸主体間での意思決定をめぐるせめぎ合いの契機を見てとる点にあったが、以下では、そうした点を組み込むレコード・コンティニューム・モデルが具体的な事例に適用されたとき、諸主体による行為や活動の記録の管理と共有のあり方はいかなる形で捉えられ、表出された諸課題にいかに応答しうることについて、各章で明らかとなった点をまとめ、結論としたい。

第一章では、オーストラリアにおけるレコードキーピングの伝統を20世紀半ば以降のアーカイブズ機関の形成過程のなかに探り、アーカイブズ機関での保管までを含む記録管理の包括的で一貫したプロセスを重視したレコードキーピングという思考と、複数の行為者間での諸行為が行われるコンテキストの知的コントロールを可能とするシリーズ・システムという方法論、そして、作成時点からアーカイブズ機関での保管までの記録管理全般に関わる諸課題に対処するレコードキーパーとしての専門職の位置づけが、20世紀末に考案されたレコード・コンティニューム・モデルのなかのエッセンスとして組み込まれていることを指摘した。そして、コンティニューム・モデルを記憶の管理の視点から読み込むとともに、近年の新たな展開として、レコードキーピング情報学では、モノ的思考に基づく記録の管理が複雑性を増大させているとして、改めて一貫した思考に基づくレコードキーピングの重要性が強調されていることを確認した。また、もう一方の「アーカイブ的多元宇宙」概念については、この概念が提示されてきた背景として、コンティニューム・モデルが記録作成者側の視点を特権化するものである点、および、レコードキーピング／アーカイビングの枠組みの構築に記録の生成に関わった記録対象者の関与が考慮されてこなかったことが批判されてきていることが関わっていることを指摘し、そうした諸課題を乗り越えるべく、記録に関与する諸主体の複数性のもとのレコードキーピング／アーカイビングが目指されてきていることを論じた。

第二章では、現代組織におけるレコードキーピングの問題を、従来の制度論的・方法論的な観点ではなく、組織の現場における人と技術の相互作用の観点から、いかに問題状況を把握し、改善へと導くことが可能か、という問題について、考察した。近年の研究では、人の問題を考慮に入れた組織における情報文化に着目して、主に国ごとに類型化される文化特性を把握し、何らかの組織の現場における文化特性を検討した上で、それに基づく形で、レコードキーピング・システムや法的、規制的環境要件を適合させる手法が注目されている。こうした組織成員を考慮した分析は、実際の組織のレコードキーピングの課題を把握するためには一定程度、有効なものと考えられるが、文化特性の比較分析の信頼性には批判も寄

せられている点、また、レコード・コンティニューム理論の特徴である諸主体間での権力関係や異なる利害の調節といった点が十分に活かされていない点を指摘し、それを補完するものとして、コンティニューム・モデルの各次元の主体間での論点となりうる点と、その改善の方向性の提示を試みた。そして、コンティニューム・モデルを適用することで、各行為者の責任の範囲や権限の明確化、文書ではなくそれを生み出す業務自体を評価する視点、多様な記録の資源化・利活用の視点など、組織のレコードキーピングにおける論点の明確化と目指すべき方向性を示しうる点を指摘した。さらに、レコードキーピング専門職だけでなく、組織成員一人一人が有限のアカウントビリティを超えた、未来の他者への応答責任を果たしていくことが各々の業務と結びついたレコードキーピングをより確かなものとし、組織としての価値も高めうることを示唆した。

第三章では、オーストラリアのアーカイブズ機関等と「奪われた世代」を含む先住民側との間の、先住民に関わる記録の問題を事例として取り上げ、従来のレコード・コンティニューム・モデルが一組織母体の行為や活動を反映した単一の視点からのものであり、このモデルに基づく記録管理、ないし、レコードキーピング／アーカイビングのあり方も、先住民の人びとにとっては受け入れがたいものであったことを示した。その上で、両者の和解の試みとして実施された「信頼と技術」プロジェクトの試みを契機として、記録対象者とされてきた先住民の人びとを記録の共同作成者として位置づけ、彼らをレコードキーピング・システム的意思決定の主体として部分的に組み込むこと、そして、先住民コミュニティ独自のアーカイビング・システムの構築へと展開していったことをみてきた。こうした記録対象者であった先住民の主体性を認め、彼らの文化や知の様式を尊重し、アーカイブズ機関側も従来のあり方を問い直していくあり方は、アーカイブ的多元宇宙のコンセプトを現実化していく営みとして捉えることができる。さらに、こうした先住民社会と非-先住民社会との記録を通じた「和解」の試みを一般化するものとして、G.ローランの参加型レコードキーピング・コンティニューム・モデル（PRCM）を採り上げ、検討を加えた。このPRCMの意義としては、記録が表象する活動に関わる共同作成者としての当事者間におけるレコードキーピング／アーカイビングのプロセスに関わる諸決定に対する協議のプロセスが組み込まれていること、そして、記録作成者側と記録対象者、さらには、記録対象者に関わるコミュニティ、利害関係者の外部の第三者までをも含めて、多様な諸主体による関与が想定されている点が挙げられる。この点を評価しつつ、直接的な当事者の自己決定権の尊重、利害関係者を越えた「よそ者」の関与の重要性、システムが構築された後の持続可能性の確保、といった点を考慮すべきであると指摘した。

第四章では、アーカイブズ機関等の外部で活発化しているコミュニティ・アーカイブに関わる問題を、ロンドンのエレファント・アンド・キャスル地区の再生事業に反対するアクティビスト・コミュニティのアーカイビングの事例を通して検討した。それぞれのコミュニティでは、地区の再開発に反対するという明確な目的を持ち、単に過去の出来事を表象する記録を収集し、コミュニティにとっての記憶として保持するだけでなく、今の現実を変えるた

めに、そして、共通の目的をもって活動している人びとや未来の他者のために、行政の記録や新聞記事、住民たち自らの証言などを集め、独自にキュレーションを施し、コミュニティのサイトで公表されていったのであった。こうした彼らの収集した資料は独自に意味づけられ、関連付けられ、独自の仕方でも分類・整理され、彼らの判断でウェブ上に掲載されていった。また、コミュニティのアーカイブは地域住民に向けて公開されるが、それだけでなく、アーカイブ資料を携えての再開発エリアのウォークを実施するなど、資料の保存よりも積極的な活用に重点が置かれていた。こうしたコミュニティ・アーカイブの実践には、従来のアーカイブ学原則や方法論からは逸脱する、ともすれば誤ったやり方とも取れるものもみられたが、テリー・クックのいう「コミュニティ段階」にある現代において求められているのは、そうしたコミュニティの実践を否定し、学問的な「正しさ」を押し付けるのではなく、その違いを認識し、コミュニティ独自のアーカイブの捉え方や彼らにとっての収集、整理、保存、利活用の意味をより深く理解し、そこからアーキビスト自身が学び直すような態度だろう。そして、より重要なのは、そうしたアーカイビングを実践するコミュニティに何か課題があるような場合、専門家として直接的に介入して支援するのではなく、まずもって、コミュニティ・アーカイブの自律性を尊重することであろう。こうした多様な形態の資料やその資料の意味づけのされ方、コミュニティ独自の視点や彼らの自律性を尊重するあり方は、複数性の理念に基づくアーカイブ的多元宇宙の考え方とも響き合っている。そして、コミュニティ・アーカイブの実践をコンティニューアムの視点からみることは、彼らの実践の意義と独自性を明確化するとともに、再生事業のような出来事を取り巻く複数のアクターの存在と、記録を通して交差する複数のコンティニューアムを描き出し、それによりコミュニティ・アーカイブの実践を公共性の視点から捉え返すことを可能にする。この点で、特に指摘したのは、コミュニティ・アーカイブの社会記憶としての持続性という課題である。

以上の各章を通して、レコード・コンティニューアム・モデルは、現実の具体的な諸課題に適用することでその複雑性を縮減し、論点を明示しうる分析ツールとして有効性をもつことを示した。また、コンティニューアム・モデルは諸主体間でのせめぎ合いの契機を孕んでいる点に特徴があるが、多様な主体が関与するなかでのレコードキーピング／アーカイビングをめぐる意思決定においては、複数性に基づく諸主体の自律性の尊重が求められることも指摘してきた。こうしたなかで、専門職としてのアーキビストには中立的な立場というよりも、複数の主体の境界に位置する者として、自身の専門性を絶えず問い直し、資料を通じた多様な他者との対話に開いていく必要があると考える。

デジタル・ネットワーク化が進む現代社会においては、一貫性のあるレコードキーピングの視点がますます重要なものとなるとともに、アーカイビングの主体はますます多様化し、記録や情報への重層的な意味付与、価値づけがなされ、それゆえに、プロセス指向のメタデータ付与の重要性とその持続的な管理が必須となっていくだろう。他方、これからの社会においては、人的・物的資源はますます縮減されることが予想される。あらゆるものが有限であることが自覚された世界で、複数性のもとで、それぞれのコミュニティの自律性を尊重す

る倫理的な視点が求められるとともに、持続可能な社会を目指して、どの資料をいかに遺し、社会記憶として何を共有し、将来世代へと継承していくべきかをめぐって、公共に開かれた真摯な対話が求められている。

参考文献

〈欧語文献〉

- ARMA International, The Generally Accepted Recordkeeping Principles-Generally Accepted, Specifically Relevant, www.arma.org/r2/generally-accepted-br-recordkeeping-principle, 2013.
- Annemaat, L., “Documenting secret/sacred (restricted) Aboriginal history”, *Archives and Manuscripts*, 17(1), 1989.
- Australian Law Reform Commission, Review of the Archives Act 1983, Issues Paper 19, 1996. <http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/other/lawreform/ALRCIP/1996/19.html>
- Bastian, J. A., “Moving the margins to the middle: reconciling ‘the archive’ with the archives”, in F. Foscarini, H. MacNeil, B. Mak and G. Oliver ed., *Engaging with Records and Archives: histories and theories*, Facet Publishing, 2016,
- Bearman, D., “Diplomatics, Weberian Bureaucracy, and the Management of Electronic Records in Europe and America”, *American Archivist*, 55, 1992, pp. 168-181.
- Berzins, B. “Archivists and Aboriginal Records”, *Archives and Manuscripts*, 19(2), 1991.
- Bhabha, H.K., *The Location of Culture*, Routledge, 1994 [本橋哲也ほか訳『文化の場所』法政大学出版社、2005年]
- Blair, A., ed., “Toward a Cultural History of Archives”, *Archival Science*, 7(4), 2007
- Brooks, J., “Perspectives on the relationship between records management and information governance”, *Records Management Journal*, 29(1), 2019.
- Carter, E., “‘Setting the record straight’: the creation and curation of archives by activist communities. A case study of activist responses to the regeneration of Elephant and Castle, South London”, *Archives and Records*, 38(1), 2017, pp. 27-44.
- Cassidy, J., ‘Case Comment: Cubillo and Gunner v The Commonwealth: a Denial of the Stolen Generation?’, *Griffith Law Review*, 12(1), 2003, pp. 114-136.
- Cook, T., “Beyond the screen: the records continuum and archival cultural heritage”, *Australian Society of Archivists 2000 Conference*, Melbourne, Aug. 18, 2000 (古賀崇訳「スクリーンの向こう側—レコード・コンティニュームとアーカイブズにおける文化遺産」、記録管理学会・日本アーカイブズ学会編『入門 アーカイブズの世界』日外アソシエーツ、2006年、219-250頁。)
- Cook, T., “What is past is prologue: a history of archival ideas since 1898, and the future paradigm shift”, *Archivaria*, 43, 1997. [(塚田治郎訳)「過去は物語の始まりである—1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」、『入門 アーカイブズの

世界』日外アソシエーツ、2006年。]

- Cook, T., "Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigm", *Archival Science*, 13, 2013
- Cumming, K., 'Recordkeeping', in Duranti, Luciana, and Franks, Patricia, eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Maryland: Rowen & Littlefield, 2015.
- Cunningham, A., "Good Digital Records Don't Just 'Happen': embedding digital recordkeeping as an organic component of business processes and systems", *Archivaria*, 71, 2011, pp. 21-34.
- DeSanctis, G., and Poole, M.S., "Capturing the complexity in advanced technology use: adaptive structuration theory", *Organization Science*, 5(2), 1994, pp. 121-147.
- Evans, J., McKemmish, S., and Bhoday, K., 'Create Once, Use Many Times: The Clever Use of Recordkeeping Metadata for Multiple Archival Purposes', *Archival Science*, 5(1), 2005, pp. 17-42.
- Evans, J., McKemmish, S., Daniel, E., and McCarthy, G., 'Self-determination and archival autonomy: advocating activism', *Archival Science*, 15(4), 2015, pp. 337-368
- Evans, J., McKemmish, S. and Rolan G., "Critical approaches to Archiving and Recordkeeping in the Continuum", *Journal of Critical Library and Information Studies*, 1(2), 2017, <https://doi.org/10.24242/jclis.v1i2.35>
- Eveleigh, A., "Participatory Archives", in Hether MacNeil and Terry Eastwood eds, *Currents of Archival Thinking*, Second Edition, Libraries Unlimited, 2017.
- Faulkhead, S., 'Connecting through records: narratives of Koorie Victoria', *Archives and Manuscripts*, 37(2), 2009, pp. 60-88
- Faulkhead, S., Evans, J., and Morgan, H., "Is Technology Enough?: Developing archival information systems in community systems in community environments", XVIII Bi-Annual ESARBICA General Conference on Archives and Records in The Information Society: The African Agenda, Botswana, Gaborone, 25-29 July 2005.
- Firth, R., "Critical cartography as anarchist pedagogy? Ideas for praxis inspired by the 56a infoshop map archive", *Interface: A Journal for and about Social Movement*, 6(1), 2014, pp. 156-184.
- Flinn, A., "Community Histories, Community Archives: Some Opportunities and Challenges", *Journal of the Society of Archivists*, 28(2), 2007
- Flynn, S. J. A., "The Records Continuum Model in Context and its Implications for Archival Practice", *Journal of the Society of Archivists*, 22(1), 2001, pp. 79-93.
- Foscarini, F., "Understanding the context of records creation and use: 'Hard' versus 'soft' approach to records management", *Archival Science*, 10, 2010, pp. 389-407.
- Foscarini, F., "Understanding functions: an organizational culture perspective", *Records*

- Management Journal*, 22(1), 2012, pp. 20-35.
- Fourmile, H., “Who Own the Past? Aborigines as captives of the archives”, *Aboriginal History*, 13, 1989, pp. 1-8.
- Giddens, A., *The Constitution of Society: outline of the theory of structuration*, University of California Press, 1984 [門田健一訳『社会の構成』勁草書房、2015年] .
- Gill, A., *Orphans of the Empire: The Shocking Story of Child Migration to Australia*, Sidney, 1997.
- Gilliland, A.J., “Archival and Recordkeeping Traditions in the Multiverse and Their Importance for Researching Situations and Situating Research”, in Gilliland, S. McKemmish and A. Lau eds., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, Clayton, 2017.
- Gray, P.R.A., ‘Saying It Like It Is: Oral Traditions, Legal Systems and Records’, *Archives and Manuscripts*, 26(2), 1998
- Ham, E. Gerald, “Archival Edge”, *American Archivist*, 38(1), 1975.
- Head, R.C., ed., “Archival Knowledge Cultures in Europe, 1400-1900”, *Archival Science*, 10(3), 2010.
- Henttonen, P., ‘Privacy as an archival problem and a solution’, *Archival Science*, 17(3), 2017.
- HM Government, Knowledge Principles for Government, The National Archives, 2016.
<https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/knowledge-principles-for-government.pdf>
- Hofman, H. “The Archive”, in Sue McKemmish et. al., eds., *Archives: Recordkeeping in Society*, Charles Sturt University, 2005.
- Hofstede, G., Hofstede, G.J., and Minkov, M., *Cultures and Organizations: Software of the mind*, 3rd ed., McGraw-Hill, 2010 [岩井八郎、岩井紀子訳『多文化世界 違いを学び未来への道を探る』有斐閣、2013年] .
- Hollaender, A. E. J., ed., *Essays in memory of Sir Hilary Jenkinson*, Chichester: Moore and Tillyer Ltd., 1962.
- Huvila, I., “The Unbearable Lightness of Participating? Revisiting the discourses of ‘participation’ in archival literature”, *Journal of Documentation*, 71(2), 2015.
- Huebner, S., and Cooper, K., ‘Koorie Culture and technology: A digital archive project for Victorian Koorie Communities’, *Archives and Manuscripts*, 35(1), 2007.
- Hurley, C., ‘From Dustbins to Disk-Drives: A Survey of Archives Legislation in Australia’, McKemmish, Sue, and Piggott, Michael, eds., *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian Archives: First fifty years*, Clayton: Ancora Press, 1994.
- Hurley, C., ‘Parallel Provenance, If there are your records, where are your stories?’ (first published *Archives and Manuscripts*, 33(1), 2005 and 33(2), 2005)

- <http://www.descriptionguy.com/images/WEBSITE/parallel-provenance.pdf>
- Hurley, C., 'In Pursuit of Provenance: when Societal met Parallel with a view to Relationships', 2013 <http://descriptionguy.com/images/WEBSITE/What-is-PP.pdf>
- Iacovino, L., 'Rethinking archival, ethical and legal frameworks for records of Indigenous Australian communities: a participant relationship model of rights and responsibilities', *Archival Science*, 10(4), 2010.
- Iacovino, L., 'Shaping and reshaping cultural identity and memory: maximising human rights through a participatory archive', *Archives and Manuscripts*, 43(1), 2015.
- ISO 15489-1, Information and documentation-Records management-Part 1: General: 2001;
JIS X 0902-1 :情報及びドキュメンテーション—記録管理— 第1部：総説：2005.
- ISO 30300. Information and Documentation – Records Management – Part 2: Guidelines, Geneva, International Standards Organization, 2011.
- Jarvie, K., Evans J., and McKemmish, S., "Radical appraisal in support of archival autonomy", *Archival Science*, 2021, 21, pp. 353-372.
- Jenkinson, H., *A Manual of Archive Administration, Including the Problems of War Archives and Archive Making*, the Clarendon Press, Oxford, 1922.
- Jenkinson, H., 'The English Archivist: A New Profession', in Jenkinson, H., *Selected Writings of Sir Hilary Jenkinson*, Gloucester: Sutton, 1980.
- Ketelaar, E., "The Difference Best Postponed? Cultures and Comparative Archival Science", *Archivaria*, 44, 1997, pp. 142-148.
- Ketelaar, E., 'Cultivating Archives: meanings and identities', *Archival Science*, 12, 2012, pp. 19-33.
- Ketelaar, E., 'Archives, memories and identities', in Brown, Caroline, ed., *Archives and Recordkeeping: Theory into practice*, London: Facet Publishing, 2014, pp. 131-169.
- Ketelaar, E., "Archival Turns and Returns: Studies of the Archive", Anne Gilliland et. al. ed., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, 2016, pp. 228-268.
- Ketelaar, E., *Archiving People: A social history of Dutch Archives*, Stichting Archiefpublicaties, 2020,
- Maclean, I., 'Australian Experience in Record and Archives Management', *American Archivist*, 22(4), 1959
- Maclean, I., 'An analysis of Jenkinson's 'Manual of archive administration' in the light of Australian experience', in Biskup, P., et. al. eds., *Debates and Discourses: Selected Australian Writings on Archival Theory 1951-1990*, Canberra: Australian Society of Archivists, Inc., 1995.
- McKemmish, S. and Upward, F., "the archival document: a submission to the inquiry into Australia as an information society", *Archives and manuscripts*, 19, 1991,

- McKemmish, S., 'Recordkeeping, Accountability and Continuity, The Australian Reality', in McKemmish, S., and Upward, F., ed., *Archival Documents: Providing Accountability Through Recordkeeping*, Melbourne: Ancora Press, 1993.
- McKemmish, S., "Are Records Ever Actual?", in S. McKemmish and M. Piggott, eds., *The Records Continuum*, Clayton, Ancora Press, 1994.
- McKemmish, S., 'Yesterday, today and tomorrow: a continuum of responsibility', Proceedings of the Records Management Association of Australia 14th National Convention, Perth, Sep. 15-17, 1997 (坂口貴弘、古賀崇訳「きのう、きょう、あす—責任のコンティニューアム」、記録管理学会・日本アーカイブズ学会編『入門 アーカイブズの世界—記憶と記録を未来に—』日外アソシエーツ、2006年、208-210頁)
- McKemmish, S., Acland, G., Ward, N., and Reed, B., 'Describing Records in Context in the Continuum: The Australian Recordkeeping Metadata Schema', *Archivaria*, 48, 1999, pp. 3-37.
- McKemmish, S., 'Placing Records Continuum Theory and Practice', *Archival Science*, 1(4), 2001, pp. 333-359.
- McKemmish, S., Gilliland-Swetland, A., and Ketelaar, E., "'Community of Memory": Pluralising Archival Research and Education Agendas', *Archives and Manuscripts*, 33, 2005, pp. 146-175.
- McKemmish, S., Piggott, M., Reed, B., and Upward, F., eds., *Archives: Recordkeeping in Society*, Wagga Wagga, New South Wales: Charles Stuart University, 2005 [一部は、安藤正人、石原一則、坂口貴弘、塚田治郎、保坂裕興、森本祥子訳『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会—』明石書店、2019年として翻訳。]
- McKemmish, S., Upward, F. H., and Reed, B., "Records Continuum Model", in M. J. Bates and M. Niles-Maack, eds., *Encyclopedia of Library and Information Science*, Third Edition, Taylor and Francis, 2009.
- McKemmish, S., Faulkhead, S., Iacovino, L., and Thorpe, K., 'Australian Indigenous Knowledge and the archives: embracing multiple ways of knowing and keeping', *Archives and Manuscripts*, 38(1), 2010.
- McKemmish, S., Faulkhead, S., and Russell, L., 'Distrust in the Archive: reconciling records', *Archival Science*, 11(3-4), 2011, pp. 211-239.
- McKemmish, S., "Recordkeeping in Continuum: An Australian Tradition", in A. Gilliland, S. McKemmish and A. Lau eds., *Research in the Archival Multiverse*, Monash University Publishing, Clayton, 2017.
- McKemmish, S., Bone, J., Evans, J., Golding, F., Lewis, A., Rolan, G., and Thorpe, K., "Decolonizing recordkeeping and archival praxis in childhood out-of-home Care and indigenous archival collections", *Archival Science*, 20, 2020.

- Mintzberg, H., *Mintzberg on Management*, The Free Press, 1989 [北野利信訳『人間感覚のマネジメント—行き過ぎた合理主義への抗議—』ダイヤモンド社、1991年]
- Muller, S., Feith, J. A., and Fruin R., eds., *Manual for the Arrangement and Description of Archives*, 1898, second edition 1920, translation of the Second ed. by Arthur H. Leavitt, The Society of American Archivists, 2003.
- Neville, A., 'Cubillo v Commonwealth: Classifying Text and the Violence of Exclusion', *Macquarie Law Journal*, 3, 2005
<http://kirra.austlii.edu.au/au/journals/MqLawJl/2005/3.html>
- Oliver, G., "Cultural Dimensions of Information Management", *Journal of Information & Knowledge Management*, 2(1), 2003, pp. 53-61.
- Oliver, G., "Investigating Information Culture: a comparative case study research design and methods", *Archival Science*, 4, 2004, pp. 287-314.
- Oliver, G., "Information Culture: exploration of differing values and attitudes to information in organisations", *Journal of Documentation*, 64(3), 2008, pp. 363-385.
- Oliver, G., *Organisational Culture for Information Managers*, Chandos Publishing, 2011.
- Oliver, G., and Foscarini, F., *Records Management and Information Culture: Tackling the people problem*, Facet Publishing, 2014.
- Oliver, G., and Foscarini, F., Sinclair C., "Ethnographic sensitivity and current recordkeeping: Applying information culture analysis in the workplace", *Records Management Journal*, 28, 2018, pp. 175-186.
- Oliver, G., and Foscarini, F., *Recordkeeping Cultures*, second edition, facet publishing, 2020.
- Orlikowski, W.J., "The duality of technology: rethinking the concept of technology in organization", *Organization Science*, 3(3), 1992, pp. 398-427.
- Packalén, S., and Henttonen, P., "Recordkeeping professionals' understanding of and justification for functional classification: Finnish public sector organizational context", *Archival Science*, 16, 2016, pp. 403-419.
- Pell, S., "Radicalizing the Politics of the Archive: An Ethnographic Reading of an Activist Archive", *Archivaria*, 80, 2015.
- Pell, S., "Documenting the fight for the city: The impact of activist archives on anti-gentrification campaigns", in Wallace, D. A., Duff, W. M., Saucier, R., and Flinn A., eds., *Archives, Recordkeeping, and Social Justice*, Routledge, 2020.
- Piggott, M., and McKemmish, S., 'Recordkeeping, Reconciliation and Political Reality', Australian Society of Archivists Annual Conference, Sydney, 2002, pp. 109-122.
- Piggott, M., *Archives and Societal Provenance: Australian essays*, Oxford: Chandos Publishing, 2012.
- Pluralizing the Archival Curriculum Group (AERI), "Educating for the Archival Multiverse",

- American Archivist*, 74(1), 2011.
- Reed, B., 'Beyond Perceived Boundaries: Imagining the potential of pluralized recordkeeping', *Archives and Manuscripts*, 33(1), 2005, pp. 176-198.
- Reed, B., 'Recordkeeping System(s)', Duranti, Luciana and Franks, Patricia C., *Encyclopedia of Archival Science*, Lanham: Rowman et Littlefield, 2015, pp. 324-327.
- Rolan, G., 'Agency in the archive: a model for participatory', *Archival Science*, 17(3), 2017, pp. 195-225.
- Ross, F., McKemmish, S., and Faulkhead, S., 'Indigenous Knowledge and the Archives: Designing Trusted Archival Systems for Koorie Communities', *Archives and Manuscripts*, 34(2), 2006.
- Scott, P., 'The Record Group Concept: A Case for Abandonment', *American Archivists*, 29(4), 1966.
- Schellenberg, T., *Modern Archives: Principles and Technique*, University of Chicago Press, Chicago, 1956.
- Shepherd, E., and Yeo, G., *Managing Records: a handbook of principles and practice*, Facet Publishing, 2002 [森本祥子、平野泉、松崎裕子編・訳、清原和之、齋藤柳子、坂口貴弘、清水善仁、白川栄美、渡辺悦子訳『レコード・マネジメント・ハンドブックー記録管理・アーカイブズ管理のための』日外アソシエーツ、2016年].
- Shilton K., and Srinivasan, R., "Participatory appraisal and arrangement for multicultural archival collections", *Archivaria*, 63, 2007.
- Smallacombe, S., 'Accessing Personal and Family Records: Contesting the Gatekeepers', *Indigenous Law Bulletin*, 4(8), 1998.
- Stoler, A. L., "Colonial Archives and the Art of Governance. On the Content in the Form", in Hamilton C. et. al. eds., *Refiguring the Archive*, Kluwer Academic Publishers, 2002.
- Stuckey, S., 'Keepers of fame?: The Custodial role of Australian Archives- Its History and its future', in McKemmish, S., and Piggott, M., eds, *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian archives: first fifty years*, Clayton: Ancora Press, 1994.
- Svard, P., "The impact of Information Culture on information/records management: A case study of a municipality in Belgium", *Records Management Journal*, 24(1), 2014, pp. 5-21.
- Timbery, N., 'Archives and Indigenous community can work together: one Koori's perspective', *Archives and Manuscripts*, 39(1), 2011, pp. 145-178.
- Upward, F., 'In Search of the Continuum: Ian Maclean's 'Australian Experience' Essays on Recordkeeping', in McKemmish, S., and Piggott, M., eds., *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian archives: first fifty years*, Clayton: Ancora Press., 1994. <http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/fuptrc.html>

- Upward, F., “Structuring the Records Continuum – Part One: Postcustodial principles and properties”, *Archives and Manuscripts*, 24(2), 1996. <http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/recordscontinuum-fupp1.html>
- Upward, F., “Structuring the Records Continuum Part Two: structuration theory and recordkeeping”, *Archives and Manuscripts*, 25(1), 1997. <http://staging-infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/recordscontinuum-fupp2.html>
- Upward, F., “Modeling the Continuum as Paradigm Shift in Recordkeeping and Archiving Process, and Beyond – a personal reflection”, *Records Management Journal*, 10(3), 2000, pp. 115-39.
- Upward, F., Reed, B., Oliver, G., and Evans, J., “Recordkeeping Informatics: refiguring a discipline in crisis with a single minded approach”, *Records Management Journal*, 23(1), 2013, pp. 37-50.
- Upward, F., Reed, B., Oliver, G. and Evans, J., *Recordkeeping Informatics for a Networked Age*, Monash University Publishing, 2018.
- Walne, P., ed, *Dictionary of Archival Terminology/ Dictionnaire de terminologie archivistique*, 2nd rev. ed., K·G·Saur, 1988.

〈邦語文献〉

- 阿久津美紀「オーストラリア王立委員会の性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利—レコードキーピングが児童虐待の抑止力になるのはなぜか—」、『レコード・マネジメント』72号、2017年、15-29頁。
- 阿久津美紀『私の記録、家族の記憶 ケアリーヴァーと社会的養護のこれから』大空出版、2021年。
- アスマン、アライダ／安川晴基訳『想起の空間—文化的記憶の形成と変遷』水声社、2007年。
- 猪口純『ジェイムズ『多元的宇宙』のプラグマティズム—経験の彼方を問う経験論』晃洋書房、2021年。
- 石井幸雄、浜田行弘、管真城、松岡美佳「大学における文書管理に関する基礎的研究Ⅱ—問題点・課題の解決手法を中心に—」、『レコード・マネジメント』No.65、109-133頁。
- 市沢哲「地域歴史遺産と地域連携活動」、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院、2013年。
- 市沢哲「地域資料学を構想する糸口—場・主体・よそ者・当事者」、奥村弘編『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年

- 市沢哲「歴史資料をめぐる「よそ者」と「当事者」—専門家的知性と市民的知性」、九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』、山川出版社、2015年。
- 伊藤邦武『ジェイムズの多元的宇宙論』岩波書店、2009年。
- 稲垣保弘『経営の解釈学』白桃書房、2013年。
- 大木悠佑「記録管理におけるレコードキーパーの機能と役割に関する一考察：オーストラリアの州公的記録法の事例から」『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』5号、2016年、36-51頁。
- 大木悠佑「アカウントビリティを支える公文書管理制度とレコードキーパー—Australasiaの公記録法の視点から—」、『アーカイブズ学研究』第29号、2018年、77-100頁。
- 岡崎敦「現代アーカイブズ理論と西洋中世史料論研究」、『西欧中世文書の史料論的研究—平成23年度研究成果年次報告書—』、2012年、85-86頁。
- 岡崎敦「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成について」、『九州大学附属図書館研究開発室年報, 2013/2014』、2014年、18-24頁。
- 岡崎敦「情報管理専門職の人材養成問題：職務標準、メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション」、『九州大学附属図書館研究開発室年報, 2017/2018』、2018年、1-7頁。
- 岡崎敦「地方自治体における公文書管理の理念と施策—産学官連携によって開催された、あるワークショップの紹介—」、『九州大学附属図書館研究開発室年報, 2018/2019』、2019年、1-6頁。
- 加藤聖文「市民社会における「個人情報保護」のあり方—公開の理念とアーキビストの役割—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第11号、2015年、1-14頁。
- 北本朝展「デジタル・アーカイブの鍛え方：公開から始まる継続的な改善を駆動する方法論」、岡本真・柳与志夫『デジタル・アーカイブとは何か—理論と実践』勉誠出版、2015年、157-180頁。
- 清原和之「アーカイブズ資料情報の共有と継承—集合記憶の管理を担うのは誰か—」、九州史学会・公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す—歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか—』山川出版社、2015年、115-144頁。
- 清原和之「南アフリカの身体返還運動をめぐるアーカイバル・ヒストリー—越境し、連鎖する記憶の制御は可能か—」、『学習院大学文学部 研究年報』第63輯、2017年、169-193頁。
- 清原和之「アーカイブズ学と公共歴史学に関する研究動向—「アーカイブ」とその「活用」を問い直す—」、『資料と公共性 2018年度研究成果年次報告書 「国際化、情報化環境における歴史資料の公共的利活用と管理に関する基礎的研究」』、平成30-32年度科学研究費補助金 挑戦的研究（萌芽）、研究課題番号：18K18528、2019年、84-98頁、
- 清原和之「オーストラリアにおける先住民の記録の管理と記憶の継承—レコード・コンティ

- ニュアム理論が拓く多元的管理の可能性―』、『アーカイブズ学研究』第30号、2019年、4-35頁。
- 清原和之「イギリスにおける情報管理専門職（アーキビスト／レコード・マネジャー）の現代的変容」、『資料と公共性 2019年度研究成果年次報告書 「国際化、情報化環境における歴史資料の公共的利活用と管理に関する基礎的研究』、平成30-32年度科学研究費補助金 挑戦的研究（萌芽）、研究課題番号：18K18528、2020年、85-96頁。
- 清原和之「オーストラリア先住民の〈記憶の管理〉実践から、アーカイブズ学の諸概念を再考する」、『アーカイブズ学研究』第34号、2021年、15-39頁。
- 國部克彦『アカウントビリティから経営倫理へ―経済を超えるために』有斐閣、2017年。
- 國部克彦、西谷公孝、北田浩嗣、安藤光展『創発的責任経営―新しいつながりの経営モデル―』日本経済新聞出版社、2019年。
- 小池聖一『アーカイブズと歴史学―日本における公文書管理―』刀水書房、2020年。
- 古賀崇「文献紹介 フランク・アップウォードほか「レコードキーピング情報学―：一貫的アプローチにより、危機のさなかにある領域を構想し直す」（Records Management Journal 誌23巻1号、2013年）」、『レコード・マネジメント』(66)、2014年、73～78頁。
- 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
- 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理―米国型記録管理システムの形成と日本―』勉誠出版、2016年。
- 坂口貴弘「アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：欧州のデータ保護制度を手がかりに」、『創価教育』、第12号、2019年、53-75頁。
- 佐藤和久ほか編『コミュニティ・アーカイブをつくろう！ せんだいメディアテーク「3がつ11にちをわすれないためにセンター」奮闘記』晶文社、2018年。
- 清水昭俊「先住民、先住の民、民の平等の完成形―先住民の権利に関する国連宣言を読み解く」、深川直子ほか編『先住民からみる現代世界―わたしたちの〈あたりまえ〉に挑む』昭和堂、2018年。
- 関根政美、塩原良和、栗田律津子、藤田智子編『オーストラリア多文化社会論』、法律文化社、2020年
- ソローヴ, ダニエル・J／大谷卓史訳『プライバシーの新理論 概念と法の再考』みすず書房、2013年。
- 高野陽太郎『「集団主義」という錯覚―日本人論の思い違いとその由来―』、新曜社、2008年。
- チェックランド, P./スクールズ, J., 妹尾堅一郎監訳『ソフト・システムズ方法論』有斐閣、1994年。
- DX コンセプト立案委員会「デジタル時代の文書情報管理業務に関する提言」第1.1版、公益財団法人日本文書情報マネジメント協会、2022年。

- デリダ, J.、福本修訳『アーカイブの病』法政大学出版局、2010年
- 中島康比古「レコード・コンティニューアムが問いかけるもの」、『レコード・マネジメント』49号、2005年。
- 中島康比古「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニューアムと DIRKS 方法論」、『レコード・マネジメント』51号、2006年、3-24頁
- 中島康比古「レコードキーピング・アーカイビングを支えるもの―「マクロ評価選別の昨日、今日、明日」補遺」、『レコード・マネジメント』(58)、2010年。
- 中島康比古「現代の記録を未来へアーカイビングにかかわる連続の連鎖―」、『過去を伝える、今を遺す』、山川出版社、2016年、209-15頁。
- バーバ、ホミ・K、磯前順一／ダニエル・ガリモア訳『ナラティブの権利』、みすず書房、2009年。
- 野中郁次郎、竹中弘高／梅本勝博訳『知識創造企業』東洋経済新報社、1996年。
- 林晃大『イギリス環境行政法における市民参加制度』日本評論社、2018年。
- 平野泉「アメリカのアーキビストと社会運動記録―"Archival Edge"をめぐる―」、『GCAS Report』、vol. 2、2013年。
- 平川秀幸「科学／技術への民主的参加の条件」、中島秀人編『ポスト冷戦時代の科学／技術』岩波書店、2017年。
- フェルベーク、ピーター-ポール／鈴木俊洋訳『技術の道徳化―事物の道徳性を理解し設計する―』法政大学出版局、2015年。
- 藤川隆男「アボリジナルと白人の法」、『国立民族学博物館研究報告別冊』、21、2000年。
- 藤川隆男『猫に紅茶を―生活に刻まれたオーストラリアの歴史―』大阪大学出版会、2007年。
- 保刈実『ラディカル・オーラル・ヒストリー―オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践―』、御茶の水書房、2004年。
- 森本祥子「アーカイブズ編成・記述の原則再考―シリーズ・システムの理解から―」、国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版、2014年。
- 森本祥子「公文書管理法制度下における文書分類の課題：新たな体系化についての試案」、『東京大学文書館紀要』(37)、2019年。
- 渡邊英徳『データを紡いで社会につなぐ デジタルアーカイブのつくり方』講談社現代新書、2013年。

〈参考資料〉

Aboriginal and Torres Strait Islander Library and Information Resource Network inc.,
Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for libraries, archives and information

services, 2012. <https://atsilirn.aiatsis.gov.au/protocols.php>

Archives & Records Management Services, *University Recordkeeping Manual*, The University of Sydney, 2015.

Australian Society of Archivists, Policy Statement on Archives Services and Aboriginal and Torres Strait Islander Peoples, adopted at the Annual General Meeting held on 23 May 1996. <https://www.archivists.org.au/documents/item/32>

Elephant Amenity Network <https://elephantamenity.wordpress.com/>

Glossary of Records Management Terms. Canberra: National Archives of Australia, 2007. <http://www.naa.gov.au/records-management/publications/glossary/index.aspx#r>

Heygate was Home online archive <http://heygatawashome.org/index.html>

Human Rights and Equal Opportunity Commission, *Bringing Them Home: report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander children from their Families*, Human Rights and Equal Opportunity Commission, Sydney, 1997, Chapter 16, <https://www.humanrights.gov.au/publications/bringing-them-home-report-1997>

Koorie Annotation System Specification, Trust & Technology Project Stage Three, 20 March 2008 https://www.monash.edu/__data/assets/pdf_file/0004/867298/kas-specification-20080327.pdf

Monash University Caulfield School of Information Technology and Centre for Australian Indigenous Studies, the Public Record Office of Victoria, the Koorie Heritage Trust Inc., the Victorian Koorie Records Taskforce, and the Australian Society of Archivists Indigenous Issues Special Interest Group, Trust & Technology: building archival systems for Indigenous oral memory. Final report of the Australian Research Council Project, 2009. <https://www.monash.edu/it/our-research/research-centres-and-labs/cosi/projects/completed-projects/trust/final-report>

New South Wales, 'State Records Act 1998', current version for 29 June 2018 <https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1998/17>

Programme Commission(PCOM), Information Culture(s) Toolkit, by Gillian Oliver, Fiorella Foscarini, Johanne Evans, International Council on Archives, 2019 <https://www.ica.org/en/information-cultures-toolkit>

PROV Wiki, entitled Destruction of Victorian Public Records Before the Establishment of the Public Records Act 1973, http://wiki.prov.vic.gov.au/index.php/Destruction_of_Victorian_Public_Records_Before_the_Establishment_of_the_Public_Records_Act_1973

Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody, Report of the Royal Commission into Aboriginal Death in Custody. National Report, Vol. 5, RCIADIC Adelaide.

<http://www.austlii.edu.au/au/other/IndigLRes/rciadic/national/vol5/5.html#Heading9>

Southwark Archives <https://www.southwark.gov.uk/events-culture-and-heritage/explore-culture-in-southwark/heritage-and-local-history/southwark-archives>

Southwark Notes Archive, based at 56a infoshop
<https://southwarknotes.wordpress.com/heygate-estate/>

United Nations General Assembly 2007, United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples(A/RES/61/295)

Victoria, 'Public Records Act 1973', section 12., section 13.
http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/hist_act/pr1973153.pdf

福島原発事故情報公開アーカイブ <https://www.archives311.org/>

京都大学古地震研究会の「みんなで翻刻」 <https://honkoku.org/>